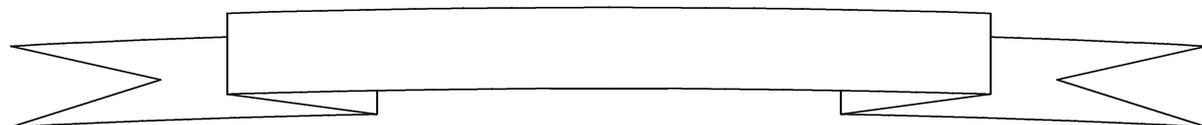


平成 2 1 年度

会計検査院

情報公開・個人情報保護審査会  
年報



# 目 次

ページ

## 組織の概要

1 設置と役割	1
2 委員について	2
3 調査権限及び審議の流れ	4
4 情報の提供について	7

## 平成21年度の運営状況

1 審査会の開催実績	8
2 諮問事件の処理状況	10
3 答 申	12
・平成19年(情)諮問第6号	14
・平成20年(情)諮問第2号	30
・平成19年(情)諮問第2号	44
・平成21年(情)諮問第3号	76
・平成21年(情)諮問第1号	80
・平成21年(情)諮問第2号	94
・平成21年(情)諮問第4号	106
・平成20年(情)諮問第1号	110



# 組織の概要

## 1 設置と役割

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「行政機関情報公開法」と略称します。）に基づいて会計検査院長(\*)が行った行政文書の開示決定等や行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「行政機関個人情報保護法」と略称します。）に基づいて会計検査院長(\*)が行った保有個人情報の開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等に不服のある人は、その取消し又は変更を求めて不服申立てをすることができます。不服申立てを受けた会計検査院長は、原則として、会計検査院情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」と略称します。）に諮問し、審査会の答申を踏まえて裁決をしなければなりません。

このように、審査会は、開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等についての不服申立ての審査に当たって第三者的な立場からの判断を加えることにより、客観的で合理的な解決を図ることを目的として設置されています（会計検査院法第19条の2第1項）。

そして、審査会は、上記の目的を果たすため、会計検査院法第19条の4の規定により準用される情報公開・個人情報保護審査会設置法（以下「準用審査会設置法」と略称します。）等に定められた権限に基づき、審議に必要な事実関係について調査し、これを基に審議を行った結果を会計検査院長に答申することとなっています。

なお、一般の行政機関等については、内閣府に情報公開・個人情報保護審査会が設置されていますが、会計検査院は内閣に対し独立の地位を有することから、同審査会とは別に会計検査院に審査会が設置されているものです。

(\*) 会計検査院では、開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等に関する会計検査院長の権限を事務総長に委任しており、当該決定は事務総長が行っています。

なお、審査会は、平成13年4月に発足した際は会計検査院情報公開審査会として設置されていましたが、17年4月1日の行政機関個人情報保護法等の施行に伴い、会計検査院情報公開・個人情報保護審査会に改組されています。

## 2 委員について

### (1) 任命

審査会の委員は3人で、全員が非常勤となっています。委員は、衆参両議院の同意を得て、会計検査院長が任命します。

(会計検査院法第19条の2第2項、第3項、第19条の3第1項)

### (2) 任期

委員の任期は3年で、再任されることができます。

(会計検査院法第19条の3第4項、第5項)

### (3) 義務

委員には、次のような義務があります。

職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。

在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(会計検査院法第19条の3第8項、第9項)

### (4) 21年度の委員

会 長	小木 曾 国 隆	公証人
会長代理	河 野 正 男	中央大学経済学部教授
委 員	早 坂 禧 子	桐蔭横浜大学大学院法務研究科教授

(参考) 委員の推移

第4期審査会委員(平成22年4月1日～25年3月31日)

会 長	小木曾 国 隆	公証人
会長代理	早 坂 禧 子	桐蔭横浜大学大学院法務研究科教授
委 員	大 塚 成 男	千葉大学法経学部教授

(参考) 会長の互選及び会長代理の指名：22年4月21日

第3期審査会委員(平成19年4月1日～22年3月31日)

会 長	小木曾 国 隆	公証人
会長代理	河 野 正 男	中央大学経済学部教授
委 員	早 坂 禧 子	桐蔭横浜大学大学院法務研究科教授

(参考) 会長の互選及び会長代理の指名：19年4月23日

第2期審査会委員(平成16年4月1日～19年3月31日)

会 長	碓 井 光 明	東京大学大学院法学政治学研究科教授
会長代理	河 野 正 男	中央大学経済学部教授
委 員	早 坂 禧 子	桐蔭横浜大学大学院法務研究科教授

(参考) 会長の互選及び会長代理の指名：16年4月12日

第1期審査会委員(平成13年4月1日～16年3月31日)

会 長	碓 井 光 明	東京大学大学院法学政治学研究科教授
会長代理	隅 田 一 豊	横浜国立大学大学院国際社会科学研究科教授
委 員	五 代 利 矢 子	評論家

(参考) 会長の互選及び会長代理の指名：13年4月13日

(注) 各委員の本務は、任命時のものである。

### 3 調査権限及び審議の流れ

#### (1) 審査会の調査権限

##### インカメラ審理

原処分庁（会計検査院長から委任を受けた事務総長）が行った開示・不開示、訂正・不訂正等の判断が適法、妥当かどうか、部分開示等の範囲が適切かなどについて審査会が迅速かつ適切に判断できるようにするためには、審査会の委員が当該決定に係る行政文書又は保有個人情報を実際に見分することが極めて有効です。

このため、審査会が必要と認めるときには、当該決定に係る行政文書等について提示を求めて見分すること（インカメラ審理）ができるとされており、諮問庁（会計検査院長）は、審査会からこの提示の求めがあったときはこれを拒んではならないとされています。なお、この権限は、審査会が行政文書等の開示等の可否を適切に判断できるようにすることを目的とするものであり、委員以外の者が、審査会に提示された当該行政文書等を閲覧することは不適当ですので、何人も審査会に対して当該行政文書等の開示を求めることはできないとされています（準用審査会設置法第9条第1項及び第2項）。

審査会では、不服申立事件の調査審議に当たっては、この権限を活用して、実際に委員が行政文書等を見分するなどして調査審議を行っています。

##### ヴォーン・インデックスの作成・提出の請求

審査会の審議に際し、行政文書等に含まれる情報の量が多く、複数の不開示情報の規定が複雑に係るような不服申立事件については、不開示等とされた文書又は情報と不開示等の理由とを一定の方式で分類・整理した書類（一般に「ヴォーン・インデックス」と呼ばれています。）を諮問庁に作成させ、その説明を聴くことが、不服申立事件の概要と争点を明確にし、不開示（特に部分的な不開示）等とすることの適否を迅速かつ適正に判断する上で有効かつ適切であると考えられます。

このため、審査会は、諮問庁に対しヴォーン・インデックスの作成・提出を求めることができるとされています（準用審査会設置法第9条第3項）。

##### その他の調査権限

審査会は、不服申立人、参加人（不服申立てに参加することを認められた利害関係人）又は諮問庁に対し、意見書や資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させたり鑑定を求めたりすること、その他必要な調査を行うことができるとされています（準用審査会設置法第9条第4項）。

審査会では、調査審議を行うに当たって不服申立人、諮問庁の双方に対し意見書等の提出・説明を求めたり、調査審議の進捗よくに応じ、説明の不足する点について追加意見書等の提出や再度の説明を求めたりするなど、この条項に基づいた調査を的確に行って、必要な情報を十分に入手できるよう留意しています。

## ( 2 ) 不服申立人等の権利の保護

### 口頭意見陳述の申立て

不服申立人、参加人及び諮問庁は、審査会に対し口頭で意見を述べる機会を与えるよう求めることができ、審査会は、必要がないと認めるとき以外はその機会を与えなければならないとされています（準用審査会設置法第10条）。

### 意見書等の閲覧・提出

不服申立人、参加人及び諮問庁は、審査会に対して意見書又は資料を提出することができます。ただし、審査会が意見書等を提出すべき相当の期間を定めたときはその期間内に提出しなければなりません（準用審査会設置法第11条）。

また、不服申立人、参加人及び諮問庁は、審査会に対し、他の当事者が提出した意見書等の閲覧を求めることができ、審査会は第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、これを拒むことができないとされています（準用審査会設置法第13条）。これは、不服申立ての当事者が相手方の主張を知って反論を尽くすことができるようにすることを目的としているものです。

なお、審査会では、意見書等の閲覧を認める場合には、調査審議の効率化、争点の明確化等の観点から、原則として、閲覧に供することに代えてその写しを交付することとしています。

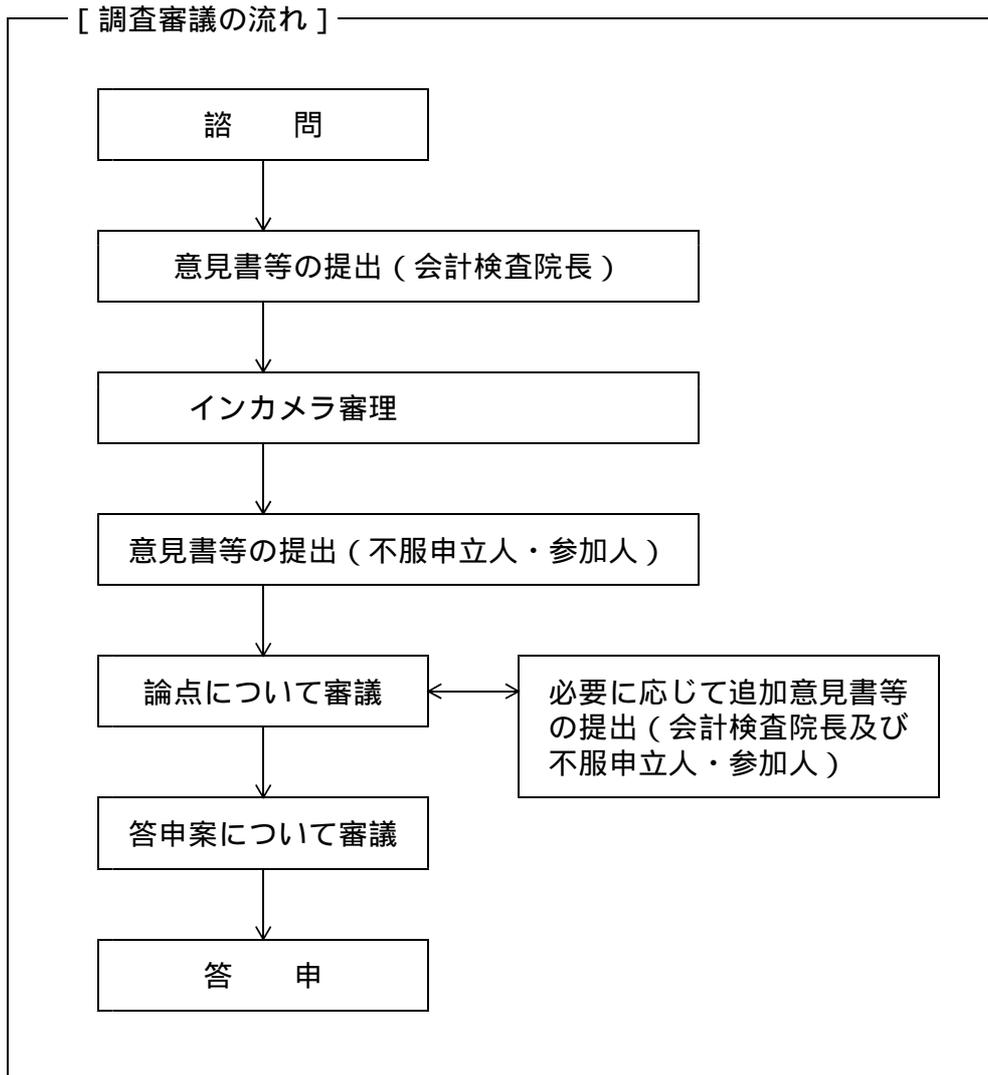
## ( 3 ) 指名委員による調査

提示された行政文書等の見分、口頭意見陳述の聴取等の調査は、審査会により指名された委員によって行うことも可能とされています（準用審査会設置法第12条）。この規定により、遠方に居住する不服申立人や参加人の意見を聴取するため、一部の委員が実際に現地に赴いて口頭意見陳述の機会を設け、聴取した内容を審査会の場で報告して委員全員で審議するなどということもできることになっています。

#### (4) 基本的な調査審議の流れ

審査会に対して諮問が行われると、審査会では、前記のようなインカメラ審理等の調査権限に基づいて行う調査や不服申立人等からの意見書等の提出・説明などにより、諮問事件の論点を抽出し、更に慎重な審議を行って答申を決定します。

これらの調査審議の手続きの基本的な流れは、下の図のようになりますが、実際の諮問事件に即した調査審議の手続きは、事件の内容により異なります。



## 4 情報の提供について

審査会では、会議の開催記録及び答申の内容を逐次公表しています。また、諮問の処理状況等の統計資料については当年報において公表することとしています。

これら審査会が行う情報提供の内容等は、下表のとおりとなっています。

	内 容	公表時期	公表の方法
開催記録	開催日時、場所、出席委員、議事の項目、その他必要な事項	審査会開催後	会計検査院のウェブサイト( )に掲載
答 申	準用審査会設置法第16条の規定により公表することとされている答申の内容	答申後	報道機関への配布、会計検査院の情報公開・個人情報保護窓口への備置き及び会計検査院のウェブサイト( )に掲載
年 報	会議開催実績、諮問の処理状況、年度内に行われた答申などの活動状況	毎年度	関係者への配布、会計検査院の情報公開・個人情報保護窓口への備置き及び会計検査院のウェブサイト( )に掲載

( ) 会計検査院のウェブサイトのURLは次のとおりです。

<http://www.jbaudit.go.jp/>

# 平成 2 1 年度の運営状況

## 1 審査会の開催実績

審査会は、おおむね月に 1 回開催しています。平成 2 1 年度の開催回数は 9 回で、開催日、主な議事内容等については表 1 のとおりです。

なお、審査会の開催記録は会計検査院のウェブサイトにも掲載されています。

表 1

	開催日	主な議事内容
第94回	平成21年 4月23日	1. 平成 1 9 年（情）諮問第 6 号〔航空幕僚監部の平成 1 0 年度「航空自衛隊の部隊史」の特定の頁のうちの一部開示決定に関する件〕 ... 調査審議 2. 平成 2 0 年（情）諮問第 2 号〔陸上幕僚監部の平成 1 0 年度「陸上自衛隊史」の特定の頁のうちの一部開示決定に関する件〕 ... 調査審議 3. 平成 2 0 年（情）諮問第 1 号〔国民年金保険料の強制徴収に係る検査資料等の不開示決定等に関する件〕 ... 調査審議
第95回	5月27日	1. 平成 2 1 年（情）諮問第 3 号〔会計検査院事務総長が平成 2 0 年 8 月に特定番号で受け付けた行政文書開示請求に対する不開示決定に関する件〕 ... 調査審議 2. 平成 2 1 年（情）諮問第 1 号〔平成 1 9 年度決算検査報告に掲記された特定の地方公共団体における国土交通省所管国庫補助金の不適正な経理処理について、補助金予算科目が特定できる資料の不開示決定に関する件〕 ... 会計検査院からの口頭説明聴取等の調査審議 3. 平成 2 0 年（情）諮問第 2 号 ... 調査審議 4. 平成 2 0 年（情）諮問第 1 号 ... 調査審議
第96回	7月 1日	1. 平成 2 1 年（情）諮問第 2 号〔陸上幕僚監部の平成 1 8 年度「陸上自衛隊史」の特定の頁のうちの一部開示決定に関する件〕 ... 調査審議 2. 平成 2 0 年（情）諮問第 1 号 ... 調査審議 3. 平成 1 9 年（情）諮問第 2 号〔検査課業務の手引の不開示決定に関する件〕 ... 調査審議
第97回	7月29日	1. 平成 2 1 年（情）諮問第 3 号 ... 会計検査院からの口頭説明聴取等の調査審議 2. 平成 1 9 年（情）諮問第 2 号 ... 調査審議

第98回	9月 9日	<ul style="list-style-type: none"> <li>1．平成20年(情)諮問第1号 ... 会計検査院からの口頭説明 聴取等の調査審議</li> <li>2．平成19年(情)諮問第2号 ... 調査審議</li> <li>3．平成21年(情)諮問第3号 ... 調査審議</li> </ul>
第99回	10月14日	<ul style="list-style-type: none"> <li>1．平成21年(情)諮問第3号 ... 調査審議</li> <li>2．平成21年(情)諮問第4号〔会計検査院事務総長が平成21年2月に特定番号で受け付けた行政文書開示請求に対する不開示決定に関する件〕 ... 調査審議</li> <li>3．平成21年(情)諮問第1号 ... 調査審議</li> <li>4．平成20年(情)諮問第1号 ... 調査審議</li> </ul>
第100回	11月11日	<ul style="list-style-type: none"> <li>1．平成21年(情)諮問第4号 ... 調査審議</li> <li>2．平成21年(情)諮問第2号 ... 調査審議</li> <li>3．平成21年(情)諮問第1号 ... 調査審議</li> </ul>
第101回	12月 9日	<ul style="list-style-type: none"> <li>1．平成21年(情)諮問第4号 ... 調査審議</li> <li>2．平成20年(情)諮問第1号 ... 調査審議</li> </ul>
第102回	平成22年 3月10日	平成20年(情)諮問第1号 ... 調査審議

## 2 諮問事件の処理状況

平成21年度においては、情報公開関係の1件が審査会に諮問され、前年度以前に諮問され21年度に処理が持ち越された情報公開関係7件と合わせた計8件の諮問事件の同年度末現在の処理状況は表2のとおりとなっています。

表2 諮問事件の処理状況  
情報公開関係

単位：件

諮問件数	21年度における答申件数	答 申 区 分			21年度における取下げ件数	21年度末現在の処理中の件数
		諮問庁の判断は妥当でない	諮問庁の判断は一部妥当でない	諮問庁の判断は妥当		
8	8	0	4	4	0	0

(注) 諮問件数には、前年度からの持越し7件を含む。

個人情報保護関係

該当なし

(参考) 諮問事件の処理状況の推移  
情報公開関係

単位：件

年 度	諮 問 件 数	答申件数	答 申 区 分			取 下 げ 件 数	各 年 度 未 現 在 の 理 件 中 数
			諮 問 の 部 分 に 属 する 部 門	諮 問 の 部 分 に 属 する 部 門	諮 問 の 部 分 に 属 する 部 門		
平成13年度	10	1	0	0	1	0	9
平成14年度	16	6	0	5	1	0	10
平成15年度	19	11	0	5	6	0	8
平成16年度	8	4	0	0	4	0	4
平成17年度	8	4	0	2	2	0	4
平成18年度	10	6	0	3	3	0	4
平成19年度	10	3	0	0	3	0	7
平成20年度	13	6	0	0	6	0	7
平成21年度	8	8	0	4	4	0	0

(注) 諮問件数には、前年度末現在の処理中の件数を含む。

個人情報保護関係

単位：件

年 度	諮 問 件 数	答申件数	答 申 区 分			取 下 げ 件 数	各 年 度 未 現 在 の 理 件 中 数
			諮 問 の 部 分 に 属 する 部 門	諮 問 の 部 分 に 属 する 部 門	諮 問 の 部 分 に 属 する 部 門		
平成17年度	0	0	0	0	0	0	0
平成18年度	0	0	0	0	0	0	0
平成19年度	4	2	0	0	2	0	2
平成20年度	4	4	0	0	4	0	0
平成21年度	0	0	0	0	0	0	0

(注) 諮問件数には、前年度末現在の処理中の件数を含む。

### 3 答 申

審査会における調査審議の結果得られた結論は、答申として決定し、答申書を会計検査院長に交付します。また、不服申立人及び参加人に対して答申書の写しを送付するとともに、一般に対しては答申の内容（答申から個人情報等を除いたもの）を公表しています（準用審査会設置法第16条）。

会計検査院長は、審査会の答申を踏まえ、不服申立てに対する裁決を行います。会計検査院長が裁決を行うに当たっては、法令上、答申を尊重すべき義務が特に規定されているわけではありませんが、審査会が設けられた趣旨にかんがみ、当然これを尊重すべきであり、これに従わない場合には、答申に示された理由を上回る説得力をもった理由を対外的に明らかにすることが實際上必要になると考えられます。

審査会では、平成21年度に、表3のとおり、情報公開関係8件の答申を行いました。

各答申の内容は14頁以降のとおりとなっています（各答申の掲載頁は表3参照）。

表3 答申の状況等  
情報公開関係

諮問 番号	諮問日 答申日	事 件 名	答申区分	掲 載 頁	(参考)裁決の状況	
					裁決日	裁決
平成 19年 (情) 諮問 第6 号	19. 9.14 21. 4.24	航空幕僚監部の平成10年度 「航空自衛隊の部隊史」の特 定の頁のうちの一部開示決定 に関する件	諮問庁の 判断は 一部妥当 ではない	14	21. 5.13	申立て 一部認 容（答 申と同 様）
平成 20年 (情) 諮問 第2 号	20. 3.24 21. 6. 4	陸上幕僚監部の平成10年度 「陸上自衛隊史」の特定の頁 のうちの一部開示決定に関す る件	諮問庁の 判断は 一部妥当 ではない	30	21. 6.11	申立て 一部認 容（答 申と同 様）

諮問 番号	諮問日 答申日	事 件 名	答申区分	掲 載 頁	(参考)裁決の状況	
					裁決日	裁決
平成 19年 (情) 諮問 第2号	19. 3.22 21. 9.10	検査課業務の手引の不開示決定に関する件	諮問庁の判断は一部妥当ではない	44	21.10.26	申立て一部認容(答申と同様)
平成 21年 (情) 諮問 第3号	21. 3.19 21.10.15	会計検査院事務総長が平成20年8月に特定番号で受け付けた行政文書開示請求に対する不開示決定に関する件	諮問庁の判断は妥当	76	21.11. 4	申立て棄却(答申と同様)
平成 21年 (情) 諮問 第1号	21. 2.20 21.11.16	平成19年度決算検査報告に掲記された特定の地方公共団体における国土交通省所管国庫補助金の不適正な経理処理について、補助金予算科目が特定できる資料の不開示決定に関する件	諮問庁の判断は妥当	80	21.11.26	申立て棄却(答申と同様)
平成 21年 (情) 諮問 第2号	21. 2.26 21.11.16	陸上幕僚監部の平成18年度「陸上自衛隊史」の特定の頁のうちの一部開示決定に関する件	諮問庁の判断は妥当	94	21.11.26	申立て棄却(答申と同様)
平成 21年 (情) 諮問 第4号	21. 9. 2 21.12.10	会計検査院事務総長が平成21年2月に特定番号で受け付けた行政文書開示請求に対する不開示決定に関する件	諮問庁の判断は妥当	106	22. 3. 5	申立て棄却(答申と同様)
平成 20年 (情) 諮問 第1号	20. 3.10 22. 3.11	国民年金保険料の強制徴収に係る検査資料等の不開示決定等に関する件	諮問庁の判断は一部妥当ではない	110	22. 3.29	申立て一部認容(答申と同様)

諮問事件：

諮問番号：平成19年（情）諮問第6号

事件名：航空幕僚監部の平成10年度「航空自衛隊の部隊史」の特定の頁のうちの一部開示決定に関する件

諮問日：平成19年 9月14日

答申日：平成21年 4月24日

## 答申書

### 第1 審査会の結論

航空幕僚監部の平成10年度「航空自衛隊の部隊史」全文の開示請求の対象として特定された「平成10年度航空自衛隊史」における特定の頁につき、その一部を不開示とした決定については、不開示とした部分のうち、以下の部分を開示することが妥当である。

10検査年次において会計検査院が実施した会計検査に係る具体的な検査事項等の検査活動の内容に関する情報が記録されているとされた部分のうち、70頁9行目29文字目から同10行目24文字目までの記載

10検査年次において会計検査院が実施した会計検査に係る具体的な検査事項等の検査活動の内容に関する情報が記録されているとされた部分のうち、70頁12行目「(3)細部状況」を表す次頁にわたる表中、「区分」欄の行にある「対象基地及び対象部隊等」欄の右隣の欄の記載及び「時期」欄の列にある「計」欄の行の右端の欄に記載された合計数

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号。以下「法」という。)第3条の規定に基づく開示請求に対し、処分庁である会計検査院事務総長が19年7月26日付け190普第209号により行った一部開示決定について、不開示とした部分の決定の取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の主たる理由は、意見書及び審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

ア 記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

イ 会計検査院の主張は、本件の不開示部分を公表した場合、当該受検庁に不利益が生じ、それによって受検庁からの検査協力が得られなくなるということに要約できる。

そこで本件の不開示部分を公表した場合に当該受検庁に不利益が生ずるか否かについては、当該受検庁が判断すべき事項である。

会計検査院の主張は全て推測に過ぎず、当該受検庁に対してその公表について意見を聴取した形跡すら見られない。

まずは受検庁の判断を仰ぐべきである。

ウ 本件開示決定通知書は、当該文書のどの部分を不開示としたか具体的に特定しておらず、行政処分として違法の疑いが持たれる。また、技術的なミスによって誤った部分に被膜が施される可能性があるため、不開示部分の特定（何頁の何行目という形で）がなされるべきである。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 開示決定等の経緯

##### (1) 事案の移送

本件開示請求は、防衛大臣に対し、「航空幕僚監部の平成10年度「航空自衛隊の部隊史」全文」の開示を求めたものである。

この開示請求に対し、防衛大臣は、航空幕僚監部で作成した「平成10年度航空自衛隊史」を特定した上、当該航空自衛隊史のうち70頁及び71頁（以下、これらの2頁を「本件対象文書」という。）については、これらに記録された情報の一部に会計検査院の検査事務に係るものが含まれているとして、法第12条第1項の規定に基づき、処分庁に事案を移送した。

##### (2) 不開示決定

事案の移送を受けた処分庁は、本件対象文書の「会計監査及び会計検査」についての情報が記録された部分のうち、10検査年次において会計検査院が実施した会計検査に係る具体的な検査事項、検査の結果等に関する情報については不開示とし、会計検査の実施状況、内部監査の実施状況及び広報についての情報については、法に規定する不開示情報のいずれにも該当しないとの判断から、当該情報が記録された部分は開示とする旨の一部開示決定を行った。

##### (3) 審査請求の提起

審査請求人は、上記一部開示決定の処分を不服として、19年8月6日付けで審査請求を提起した。

#### 2 本件対象文書に記録された情報の内容

(1) 航空自衛隊史

航空幕僚監部等の各部隊等は、「航空自衛隊の部隊史に関する達」(昭和39年5月30日航空自衛隊達第28号)に基づき、各部隊等における業務実施の経過を明らかにし、併せて将来における隊務等の運営のための参考に資するため、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間における各部隊等の主要な史実を記録した部隊史を作成することとされている。

上記部隊史のうち航空幕僚監部で作成するものを「航空自衛隊史」と称し、航空幕僚監部に関する事項及び航空自衛隊全般に関する主要事項、すなわち、業務計画に従って実施した事項として、「編制及び編成に関する事項」、「情報に関する事項」、「防衛及び警備に関する事項」、「監理及び監察に関する事項」、「その他特に重要な事項」等を記載することとされている。

(2) 本件対象文書に記録された情報

本件対象文書は、航空幕僚監部で作成した「平成10年度航空自衛隊史」(10年4月1日から11年3月31日までの1年間における航空幕僚監部の部隊史)のうち「会計監査及び会計検査」等が記録された70頁及び71頁であり、主な記載内容は、次のとおりである。

ア 「(1) 平成10年度会計実地監査実施状況」

ここには、10年度に、航空幕僚監部が実施した会計実地監査における各方針とともに、これらの各方針に基づき航空幕僚監部が特定の航空自衛隊の基地・部隊等(「78基地等」)を対象として会計実地監査を実施したことが記録されている。

イ 「(2) 平成9年度会計決算検査受検状況」

ここには、10年1月から同年12月までの間に、会計検査院が航空幕僚監部及び特定の航空自衛隊の基地・部隊等(「基地等50か所」)を対象として実地検査を実施したこと、そして、不開示とした部分として、同院が実施した会計検査に係る具体的な検査事項等の検査活動の内容(70頁9行目29文字目から同10行目24文字目までの記載。以下「不開示部分1」という。)及び検査の結果等(同10行目25文字目から同11行目27文字目までの記載。以下「不開示部分2」という。)に関する情報が記録されている。

ウ 「(3) 細部状況」

ここには、表形式により、10年1月から11年3月までの間の各月ごとに、航空幕僚監部が前記アの監査の対象とした特定の航空自衛

隊の基地・部隊等（「78基地等」）のそれぞれの名称及びその合計数、会計検査院が上記イの現地検査の対象とした航空幕僚監部及び特定の航空自衛隊の基地・部隊等（「基地等50か所」）のそれぞれの名称及びその合計数、並びに、不開示とした部分として、同院が実施した会計検査に係る具体的な検査事項等の検査活動の内容（70頁12行目「(3)細部状況」を表す次頁にわたる表中、「区分」欄の行にある「対象基地及び対象部隊等」欄の右隣の欄の記載、「時期」欄の列にある「4月」欄から「7月」欄までの各行の右端の欄の記載及び「時期」欄の列にある「計」欄の行の右端の欄に記載された合計数。以下「不開示部分3」といい、不開示部分1、不開示部分2及び不開示部分3を合わせて「本件不開示部分」という。）に関する情報が記録されている。

- 3 具体的な検査事項、検査の結果等に関する情報の不開示情報該当性  
本件不開示部分は、会計検査院が10検査年次において実施した会計検査に係る具体的な検査事項、検査の結果等に関する情報である。

一般に、これらの情報が公にされた場合には、次の(1)から(4)までのようなおそれがある。

- (1) 受検庁等の会計検査に対する理解と協力の前提を掘り崩すおそれ

会計検査院が実施する会計検査は、現行制度上、捜査機関が行う犯罪捜査等とは異なり、あくまでも受検庁等の理解と協力を得て行われるものである。したがって、検査の実施に当たっては、会計検査院が「常時」会計検査を実施し、「会計経理を監督し、その適正を期し、且つ、是正を図る」（会計検査院法（昭和22年法律第73号）第20条第2項）という会計検査の目的の適切かつ効果的な達成を図るためには、同院と受検庁が検査する者と検査される者としての一定の緊張関係を保ちつつ、一定の信頼関係・協力関係に立つことが必要となる。

そして、検査過程では、会計検査院と受検庁との間で率直な意見の交換ないし真剣かつ真摯な討議が行われることが重要である。なぜなら、会計検査院が常時会計検査を実施することを通じ上記のような検査の目的を適切かつ効果的に達成していくためには、検査の結果等に関する相互の率直な意見の交換ないし真剣かつ真摯な討議を通じ、同院と受検庁が事実関係の正確な把握及びこれに対する適切な評価を共有することが必要となるからである。

このようなことから、会計検査院では、審理・判断の過程を経て最終的な検査官会議の議決を経た最終的・確定的な検査の結果等に関する情

報以外のもの、すなわち、検査過程又は審理・判断の過程における未成熟な検査の結果等に関する情報については、従来、不公表としている。

また、受検庁等では、審理・判断の過程を経て最終的な検査官会議の議決を経た最終的・確定的なもの以外の検査の結果等に関する情報については、その性質上公表されないものであることを前提として会計検査院の検査に協力し、各種の検査資料の提出等、これらに関する所要の説明を含む同院との率直な意見の交換ないし検査の結果等に関する真剣かつ真摯な討議等を行っているものであり、最終的・確定的なもの以外の検査の結果等に関する情報がその性質上公表されないものであることは、受検庁等の同院の検査に対する理解と協力の前提である。

そして、不開示部分1及び不開示部分3は、いずれも10検査年次の検査過程において、会計検査院が実施した会計検査に係る具体的な検査事項等の検査活動の内容に関する情報であり、このような検査活動は、航空幕僚監部等の同院の会計検査に対する理解と協力を得て行われている。

また、不開示部分2は、10検査年次において会計検査院が実施した会計検査に係る具体的な検査の結果等に関する情報であり、審理・判断の過程を経て最終的な検査官会議の議決を経たもの以外の検査の結果等に関する情報であるとともに、検査過程又は審理・判断の過程それ自体に関する情報でもある。

したがって、このような情報が公にされた場合には、会計検査院の検査過程又は審理・判断の過程における情報の不公表に対する当該受検庁又は受検庁一般等の信頼を損ね、同院の検査に対する受検庁等の理解と協力の前提を掘り崩し又は同院に対する不信感を呼び起こし、現在又は将来の検査過程における各種の検査資料の円滑な提出を含む同院と受検庁との間の率直な意見の交換ないし検査の結果等に関する真剣かつ真摯な討議の実施に著しい支障を及ぼすおそれがある。

よって、このような情報を公にすることは、会計経理の適正を期し、是正を図るなどの会計検査の目的の適切かつ効果的な実現を図ることに著しい支障を及ぼすおそれ、すなわち、会計検査院の正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするなどのおそれがあり、また、特定の受検庁等に不当に不利益を及ぼすおそれがある。

(2) 受検庁等による不適切な会計検査対応を招来するおそれ

また、上記(1)のとおり、会計検査院の実施する会計検査は受検庁等

の理解と協力を得て行われるものであるが、同院が検査の結果等を決算検査報告等に掲記し、公表することが受検庁に対する社会的非難を招来するなど多方面に大きな影響を及ぼす場合があることなどから、同院による実地検査の実施に当たっては、受検庁等による関係者の口裏合わせ、関係書類の改ざんといった隠ぺい工作等の不適切な会計検査対応が行われる例も見受けられる。

このような不適切な会計検査対応は、組織的な不正経理等の事態に対する検査ではしばしば見受けられるところであるが、必ずしもそのような検査事例に限られるものではない。また、会計検査院が行う資料提出要求に対し、当該資料を提出した場合にこれが公にされるおそれがあるなどとして、受検庁等においてその提出をちゅうちょし又はこれに難色を示す場合も少なくない。

このような会計検査の現実を踏まえれば、このような情報が公にされた場合には、現在又は将来の検査過程において、当該受検庁又は受検庁一般等により当該不開示情報の開示を理由ないし口実とする不適切な会計検査対応が行われ、会計検査院として必要な検査資料の提出等が得られない事態を招来するおそれがあり、もって同院による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするなどのおそれがある。

### (3) 公正・慎重な審理・判断の確保に支障を及ぼすおそれ

会計検査院では、その実施した検査の結果等に関する情報については、同院内部における慎重かつ周到な審理・判断の過程を経て最終的な検査官会議の議決を経た最終的・確定的なもののみを各年度の決算検査報告等に掲記し、その正式な指摘事項等として公表することとする一方で、それ以外の検査の結果等に関する情報については不公表としてきたところである。したがって、最終的な検査官会議の議決を経していない検査の結果等に関する情報は、最終的・確定的な検査の結果等に関する情報とは質的・性格的に異なる未成熟な情報であり、現行の会計検査制度上その公表が予定されないものである。

また、外部の圧力・干渉等を排除し、会計検査院内部の審理・判断の過程の各段階の出席者相互間において自由で率直な議論ないし意見交換等が活発に行われ多角的な観点からの審議・検討を重ねることを実質的に保障するため、検査過程又は審理・判断の過程それ自体に関する情報についても、当該検査過程又は審理・判断の過程が継続中であるか終了しているかにかかわらず不公表としてきたところである。

そして、不開示部分 1 及び不開示部分 3 は、いずれも 10 検査年次の検査過程において、会計検査院が実施した会計検査に係る具体的な検査事項等の検査活動の内容に関する情報であり、当該情報からは、同院の具体的な検査事項、検査上の関心、検査手法等を知り又は推認することが可能であり、また、当該情報は、検査上の秘密に属する情報に該当する。

また、不開示部分 2 は、10 検査年次において会計検査院が実施した会計検査に係る具体的な検査の結果等に関する情報であり、審理・判断の過程を経て最終的な検査官会議の議決を経たもの以外の検査の結果等に関する情報であるとともに、検査過程又は審理・判断の過程それ自体に関する情報でもある。

したがって、このような情報が公にされた場合には、会計検査院内部における公正・慎重な審理・判断を確保するために設けられた審理・判断の過程の手続的な意義を損ねるのみならず、同院に対する外部の不当な圧力・干渉等を招来するなどして、同院内部の審理・判断の過程の各段階における出席者相互間の自由で率直な意見交換等に基づく多角的な観点からの慎重かつ周到な審理・判断に支障を及ぼすおそれがある。

(4) 具体的な検査上の関心、検査手法等に関する情報が外部に流出するおそれ

会計検査院の検査活動は、その性質上一定の密行性ないし秘密性を有するものであり、ある検査箇所に係る具体的な検査事項、検査上の関心、検査手法、検査の結果等に関する情報は、基本的に検査上の秘密に属するものであって、これらに関する情報については、現在又は将来の検査過程における同種又は類似の検査事項に対する厳正かつ効果的な検査の実施のために同院内部に蓄積され、外部には秘匿されるべき性質のものである。

そして、不開示部分 1 及び不開示部分 3 は、いずれも 10 検査年次の検査過程において、会計検査院が実施した会計検査に係る具体的な検査事項等の検査活動の内容に関する情報であり、当該情報からは、同院の具体的な検査事項、検査上の関心、検査手法等を知り又は推認することが可能であり、また、当該情報は、検査上の秘密に属する情報に該当する。

したがって、このような情報が公にされた場合には、会計検査院が現在又は将来の検査過程で同種又は類似の検査事項に対する検査を実施する場合において、上記のような検査上の秘密に属する情報又はこれを推

認することが可能な情報を受検庁一般等に察知され、同院の实地検査の実施等に備え、あらかじめ周到な实地検査対策を施され又は所要の検査資料の収集が阻害されるなどして、厳正かつ効果的な検査の実施に支障を及ぼすおそれがある。

すなわち、このような情報を公にすることは、会計検査院の正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするなどのおそれがあり、また、特定の受検庁等に不当に利益を与えるおそれがある。

#### 4 本件不開示部分の不開示情報該当性

##### (1) 法第5条第6号(イ及び柱書き)該当性

ア 前記3の(1)、(2)及び(4)において論じた点を踏まえると、本件不開示部分は、この情報を「公にすることにより」、会計検査院が検査過程で「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」(法第5条第6号イ)があり、不開示情報に該当する。

イ 本件不開示部分は、会計検査院が行う検査の過程又は審理・判断の過程における事務に関する情報であり、法第5条第6号柱書きに規定する「国の機関」が行う「事務」に関する情報に該当する。そして、本件不開示部分が公にされた場合に生ずるおそれとは、前記3の(3)で論じたとおりである。

したがって、本件不開示部分は、この情報を「公にすることにより」、会計検査院の「検査」に関する「事務」の「性質上」、「当該事務」の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」(法第5条第6号柱書き)があり、不開示情報に該当する。

##### (2) 法第5条第5号該当性

本件不開示部分は、会計検査院内部又は同院と受検庁等との間の「審議、検討又は協議」に関する情報であり、法第5条第5号に規定する「国の機関」の「内部又は相互間」における「審議、検討又は協議に関する情報」に該当する。

そして、前記3の(1)、(3)及び(4)において論じた点を踏まえると、本件不開示部分を公にすることにより、会計検査院と受検庁との間の率直な意見の交換ないし検査の結果等に関する真剣かつ真摯な討議の実施に著しい支障を及ぼすおそれ、同院内部における率直な意見の交換等を不当に損ね、同院の独立機関としての意思決定の中立性を不当に損ねるおそれ及び同院の現在又は将来の検査過程における厳正かつ効果的な検

査の実施に支障を及ぼすなどし、特定の受検庁等に不当に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがある。

したがって、本件不開示部分は、この情報を「公にすることにより」、検査過程又は審理・判断の過程における「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」及び会計検査院の検査に係る「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」（法第5条第5号）があり、不開示情報に該当する。

(3) 不開示部分の特定

本件審査請求人は、19年8月6日付けの審査請求書において、「本件開示決定通知書は、当該文書のどの部分を不開示としたか具体的に特定しておらず、行政処分として違法の疑いが持たれる」などと主張している。

しかし、処分庁は、本件開示決定通知書の別紙「第2 不開示とした部分及びその理由」のうち「(不開示とした部分)」に係る記載により内容的に本件不開示部分を特定するとともに、当該記載と本件開示実施文書(19年8月10日に本件審査請求人あてに発送したスキャナにより電子化してフロッピーディスクに格納したPDFファイル)の両者によっても本件不開示部分を特定しているため、本件審査請求人の主張は認められない。

(4) 部分開示の要否

処分庁は、前記3、4の(1)及び(2)のとおり、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討を行った上、法第5条第6号(イ及び柱書き)及び第5号に規定する不開示情報に該当する「ひとまとまり」の部分を除いた残りの部分を既に部分開示しており、この「ひとまとまり」の不開示情報とは、「最小限の有意な情報」における不開示情報と同旨であるから、これを更に細分化して部分開示することはできない。

(5) 諮問庁の所見

以上のことから、本件対象文書の一部を不開示とした処分は妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

平成19年 9月14日 諮問書の收受

平成20年 1月23日 諮問庁から意見書を收受

同年 1月31日 諮問庁の職員(会計検査院第2局防衛検査第3課長ほか)からの口頭説明の聴取、本

## 件対象文書の見分及び審議

同年	2月13日	審査請求人から意見書を收受
同年	8月6日	審議
同年	10月8日	審議
平成21年	1月20日	審議
同年	2月19日	審議
同年	3月18日	審議
同年	4月23日	審議

### 第5 審査会の判断の理由

#### 1 諮問の経緯及び当審査会の判断の対象について

本件諮問事件は、開示請求を受けた防衛大臣が、本件対象文書を開示請求の対象文書として特定した上で、処分庁に移送した事案に係るものである。

上記移送を受けて、処分庁は、19年7月に本件対象文書の一部である本件不開示部分を不開示とする決定を行った。そして、この処分に対する審査請求を受けて、諮問庁は当審査会に対する諮問を行っている。

審査請求人は、本件一部開示決定の取消しを求めているため、同決定を対象として、以下、その当否を検討することとする。

#### 2 本件対象文書、本件不開示部分について

本件対象文書は、防衛大臣に対し、航空幕僚監部の平成10年度「航空自衛隊の部隊史」全文として開示請求があった「平成10年度航空自衛隊史」のうち、会計検査院の検査事務に係る情報が含まれているとして、処分庁に移送された70頁及び71頁の2頁分である。

当審査会において本件対象文書を見分するなどして調査したところ、本件不開示部分については、10検査年次において会計検査院が実施した会計検査に係る検査事項等の検査活動の内容及び検査の結果等に関する情報が記録されていると認められる。

#### 3 会計検査院の検査及び検査の結果等の取扱い等について

一般に、会計検査院の検査、検査の結果等の取扱い及びこれらに関する情報の取扱い等については、次のような事情が認められる。

##### (1) 会計検査院の検査

会計検査院が行う検査は、捜査機関による捜索、差押えのように直接的・物理的な強制力の行使を伴うものではなく、同院では、検査過程において、受検庁に対し、口頭での説明や意見交換に加え、同院が指定した形式に基づく各種の検査資料の作成・提出を求めるなどして、事実関

係の把握等を行っている。

そして、上記のような検査の結果、会計経理上の疑義が生じた場合には、会計検査院が把握し、整理した事実関係、検査上生じた疑義、当該事態及びその発生原因に関する所見等を記載した質問文書を受検庁に発遣し、質問文書に対する受検庁の回答を回答文書として受領することなどの過程を通じて、受検庁と継続的に討議を行っている。

これにより、会計検査院では、事実関係の正確な把握に努めるとともに、当該事態の発生とその是正改善についての第一次的な責任と権限を有する受検庁との間で事態の認識や評価の共有を図り、真の発生原因の究明、実効ある是正改善方策の追求等を行っている。

## (2) 検査の結果等の取扱い

実施した検査の結果等の取扱いについて、会計検査院では、内閣から独立して国等の会計検査を担当する専門機関としての同院の指摘等が及ぼす影響の大きさなどにかんがみ、同院内部に何段階にもわたる慎重な審理・判断の過程を設け、様々な観点から審議を行っている。そして、会計検査院では、これら各段階における審議を経て最終的に検査官会議の議決を経た検査の結果等のみを決算検査報告に掲記するなどし、正式な指摘事項等として公表することとしている。

## (3) 検査過程及び審理・判断の過程の不公表の取扱い

会計検査院では、上記(1)及び(2)のような検査過程及び検査の結果等に対する審理・判断の過程を設けている意義を十全なものとするよう、すなわち、十分な情報・資料の収集、受検庁との率直な意見交換・討議等を確保し、また、外部からの不当な圧力・干渉等を排除し、中立的な立場から厳正かつ公正に検査及び審理・判断を行うことができるよう、これらの過程における情報は外部に公表しないという立場をとっている。

## (4) 会計検査における受検庁との協力関係

会計検査院が検査を遂行する上において、同院と受検庁とは、検査を実施する者と検査を受ける者という立場での緊張関係に立つ一方で、国等の会計経理の適正を期し、かつ、是正を図るという会計検査の目的を達成するため、一定の信頼関係・協力関係にもあるものと考えられる。

会計検査院と受検庁の間では、検査過程における検査の結果等に関する情報は、あくまで検査の一過程におけるものであって、最終的な結論と異なることの少なくない未成熟なものであるという前提がある。

そして、前記(2)のように、会計検査院の正式な検査の結果等とされ

るのは、検査過程及び所定の審理・判断の過程を経て決算検査報告に掲記するなどされたもののみであるというのが同院の取扱いであり、この最終的な意思決定に至るまでの間においては、問題とされた事態について、事実関係の認識及びこれに対する評価を共有するなどのため、同院と受検庁との間で十分な情報・資料に基づいて率直な意見交換及び様々な角度からの十分な討議を行い、それらも踏まえて慎重な審理・判断を行うことが必要とされている。

このため、検査過程において、検査資料の作成・提出、質問文書と回答文書の授受等を通じて行われる会計検査院と受検庁との間での資料等の提出及び討議については、十分な情報・資料の提供、率直な意見交換等を確保することが必要となる。このようなことから、会計検査院と受検庁との間では、特定の検査事項に関して提出される検査資料や質問文書・回答文書の内容等は、そのまま外部に公表されるものではないという信頼の下で、その提出及び授受等が行われているものと認められる。

このような会計検査院と受検庁の間における信頼を前提とする検査過程及び検査の結果等に関する審理・判断の過程における不公表の取扱いは、現在又は将来の検査過程における十分な情報・資料の提供及び収集と率直な意見交換等を確保する上で理由のないものではないと認められる。

#### 4 不開示情報該当性について

上記1から3までの事情を前提に、当審査会において見分した本件対象文書の具体的内容を踏まえつつ、本件不開示部分の不開示情報該当性を各部分ごとに検討する。

##### (1) 不開示部分1について

不開示部分1は、10検査年次において、会計検査院が航空幕僚監部等に対し実施した会計検査に係る具体的な検査事項等の検査活動の内容に関する情報であるとして、処分庁により不開示とされている。

しかし、不開示部分1に記録された情報は、会計検査院第2局防衛検査第3課における航空幕僚監部の対象基地等に対する検査事項が、第三者においても当該対象基地等の業務等の内容から容易に推測できる程度の表現で記載されているに過ぎず、また、この検査事項に基づいて実施した検査の実施状況が併せて総括的に記載されているに過ぎないものである。

このため、このような情報が公にされたとしても、そこから諮問庁が主張する会計検査院の具体的な検査事項、検査上の関心、検査手法等が

明らかになるものとは認められない。

したがって、不開示部分 1 に記録された情報は、法第 5 条第 6 号イ及び同号柱書きに規定する不開示情報に該当するとは認められない。

また、この情報は、国の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報にも該当しないので、法第 5 条第 5 号に規定する不開示情報に該当するとは認められない。

以上のことから、不開示部分 1 は、開示することが妥当である。

## (2) 不開示部分 2 について

不開示部分 2 に記録された情報は、10 検査年次において、会計検査院が航空幕僚監部等に対し実施した会計検査に係る具体的な検査の結果に関する情報であり、検査過程又は審理・判断の過程それ自体に関する情報でもある。

そして、本件対象文書は会計検査院が検査過程等で作成・取得したものであるが、不開示部分 2 に記録された情報が上記のとおり会計検査に係る具体的な検査の結果に関する情報や検査過程又は審理・判断の過程それ自体に関する情報である以上、このような情報が公にされた場合に生ずるおそれは、同院が検査過程等で作成・取得した文書に記録された同様の情報が公にされた場合に生ずる下記のおそれと異なるものではない。

すなわち、このような情報が公にされた場合には、前記 3 の(4)に記述した会計検査院の検査過程又は審理・判断の過程における情報の不公表の取扱いに対する当該受検庁の信頼を損ない、今後の検査の実施に当たり、同院と当該受検庁との間での十分な情報・資料の提供及び収集、率直な意見交換等に支障が生ずるおそれがあると認められる。

前記 3 の(1)のとおり、会計検査院には、検査によって正確な事実を把握し、不適切な事態を単に摘発するのみでなく、その真の発生原因を究明して、その是正改善を促すという積極的な機能が期待されている。このため、通常、事実関係等について最もよく知り得る立場にあり、また、当該事態とその是正改善についての第一次的な責任と権限を有している受検庁との間で十分な情報・資料の提供及び収集、率直な意見交換等を行うことは、会計検査院の検査にとって必須のものである。

よって、これらに支障が生じた場合には、会計検査院において、十分な情報に基づいて正確な事実関係を把握し、真の発生原因を究明するとともに、実効ある是正改善方策を追求することなどを困難にするおそれがあると認められる。

さらに、諮問庁は、上記のような支障は、当該受検庁との関係においてのみではなく、現在又は将来における受検庁一般等との関係においても生じ得ると主張している。すなわち、会計検査院によって検査過程等における情報の内容が公にされたという事実をとらえ、検査過程等の不公表の取扱いに対する信頼が崩れたとし、これを理由ないし口実として他の受検庁から検査に対する十分な協力が得られなくなるおそれがあり、同院とこれら受検庁との間での十分な情報・資料の提供及び収集、率直な意見交換等に支障が生ずるおそれがあるなどと主張している。

会計検査院と受検庁とは、一般に、検査を実施する者と検査を受ける者という立場で常に緊張関係にある。そして、受検庁によっては、検査の結果等が決算検査報告に掲記されるなどして公表されることを極力回避しようとする場合等には、不適切な会計検査対応が行われることもあるという事情も考慮すると、このような諮問庁の主張も決して理由のないものではないと考えられる。

したがって、不開示部分2に記録された情報は、この情報を公にすることにより、法第5条第6号イに規定する「検査」「に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」があると認められることから、同条第6号柱書き及び第5号該当性について判断するまでもなく、法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

### (3) 不開示部分3について

ア 不開示部分3に記録された情報のうち、「(3)細部状況」を表す次頁にわたる表中、「区分」欄の行にある「対象基地及び対象部隊等」欄の右隣の欄の記載及び「時期」欄の列にある「計」欄の行の右端の欄に記載された合計数は、10検査年次において、会計検査院が航空幕僚監部等に対し実施した会計検査に係る具体的な検査事項等の検査活動の内容に関する情報であるとして、処分庁により不開示とされている。

しかし、これらの部分に記録された情報は、不開示部分1に記録された検査の実施状況に関する情報が表にまとめられたものに過ぎない。また、「時期」欄の列にある「計」欄の行の右端の欄に記載された合計数である数値自体からは、諮問庁が主張する会計検査院の具体的な検査事項、検査上の関心、検査手法等が明らかになるものではない。

したがって、これらの部分については、前記(1)と同じ理由により、

開示することが妥当である。

イ 不開示部分 3 に記録された情報のうち、「(3)細部状況」を表す次頁にわたる表中、「時期」欄の列にある「4月」欄から「7月」欄までの各行の右端の欄の記載は、10検査年次において、会計検査院が航空幕僚監部の対象基地等に対し、不開示部分 1 に記録された検査事項に基づいて実施した検査活動の内容に関する月別の詳細な情報である。そして、これらの情報からは、会計検査院の検査上の関心を推認することが可能である。

このため、このような情報が公になり、航空幕僚監部等以外の受検庁一般等に知られることとなった場合には、会計検査院が現在又は将来において同種・類似の検査を行う場合の検査上の関心が推認され、受検庁等においていわゆる検査対策を講ずることを容易にするなどして、現在又は将来における厳正かつ効果的な検査の実施に支障が生ずるおそれがあると認められる。

したがって、この部分に記録された情報は、この情報を公にすることにより、法第 5 条第 6 号イに規定する「検査」「に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」があると認められることから、同条第 6 号柱書き及び第 5 号該当性について判断するまでもなく、法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

#### 5 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、本件対象文書の不開示部分を公表した場合に当該受検庁に不利益が生ずるか否かについては、当該受検庁が判断すべきであると主張している。

しかし、本件対象文書には、前記のとおり、会計検査院が実施した会計検査に係る具体的な検査事項等の検査活動の内容及び検査の結果等に関する情報という同院の事務と関連を有する情報が含まれている。このことから、防衛大臣は、このような情報については会計検査院事務総長が開示の是非をより適切に判断できるものと考え、法第 12 条第 1 項の規定に基づき、同事務総長と協議を行った結果、移送の処理が行われ、処分庁である同事務総長において開示決定等が行われたことに不相当とされる点はないと認められる。

また、審査請求人は、本件行政文書開示決定通知書は、当該文書のどの部分を不開示としたか具体的に特定しておらず、行政処分として違法の疑いが持たれる、また、技術的なミスによって誤った部分に被膜が施される

可能性があるため、不開示部分の特定（何頁の何行目という形で）がなされるべきであると主張している。

しかし、本件行政文書開示決定通知書により、不開示とした部分は内容的に特定されており、当該通知書の記載として不備があるとは言えないことから、審査請求人の主張は採用することができない。

6 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、諮問庁が不開示とすべきであるとしている部分のうち、「第1」に記載した部分は開示することが妥当であると判断した。

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会

委員 小木 曾 国 隆

委員 河 野 正 男

委員 早 坂 禧 子

諮問事件：

諮問番号：平成20年（情）諮問第2号

事件名：陸上幕僚監部の平成10年度「陸上自衛隊史」の特定の頁のうち  
の一部開示決定に関する件

諮問日：平成20年 3月24日

答申日：平成21年 6月 4日

## 答申書

### 第1 審査会の結論

陸上幕僚監部の平成10年度「陸上自衛隊史」全文の開示請求の対象として特定された「陸上自衛隊史（平成10年度）」における特定の頁につき、その一部を不開示とした決定については、10検査年次において会計検査院が実施した会計検査に係る具体的な検査事項に関する情報が記録されているとして不開示とした部分のうち、246頁下から1行目17文字目から27文字目までの部分を開示することが妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第3条の規定に基づく開示請求に対し、処分庁である会計検査院事務総長が20年2月22日付け200普第63号により行った一部開示決定について、不開示とした部分の決定の取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の主たる理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

ア 記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

イ 本件開示決定通知書は、不開示該当頁の何行目を不開示としたか具体的に特定しておらず、行政処分として違法の疑いが持たれる。また、技術的なミスによって誤った部分に被膜が施される可能性があるため、不開示部分の特定（何頁の何行目という形で）がなされるべきである。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 開示決定等の経緯

(1) 事案の移送

本件開示請求は、防衛大臣に対し、「陸上幕僚監部の平成10年度「陸上自衛隊史」全文」の開示を求めたものである。

この開示請求に対し、防衛大臣は、陸上幕僚監部で作成した「陸上自衛隊史（平成10年度）」を特定した上、当該陸上自衛隊史のうち246頁、247頁及び506頁（以下、これらの3頁を「本件対象文書」という。）については、これらに記録された情報の一部に会計検査院の検査事務に係るものが含まれているとして、法第12条第1項の規定に基づき、処分庁に事案を移送した。

## (2) 不開示決定

事案の移送を受けた処分庁は、本件対象文書の「会計検査・会計監査」についての情報が記録された部分のうち、10検査年次において会計検査院が実施した会計検査に係る具体的な検査事項、検査の結果等に関する情報については不開示とし、会計検査の実施状況、内部監査の実施状況及び予算等についての情報については、法に規定する不開示情報のいずれにも該当しないと判断から、当該情報が記録された部分は開示とする旨の一部開示決定を行った。

## (3) 審査請求の提起

審査請求人は、上記一部開示決定の処分を不服として、20年3月4日付けで審査請求を提起した。

## 2 本件対象文書に記録された情報の内容

### (1) 陸上自衛隊史

陸上幕僚監部等の各部隊等は、「陸上自衛隊の部隊史に関する達」（昭和43年9月26日陸上自衛隊達第32-4号）に基づき、年度における隊務実施の経過を明らかにして、将来における隊務運営の参考に資するため、部隊史を作成することとされている。当該部隊史は、4月1日から翌年3月31日までの1年間を作成年度とし、年度の隊務運営の方針、隊務実施の概要、隷下部隊等の隊務実施の概要、異動及び年表等を記述し、所要の参考資料及び写真・図表等を添付することとなっている。

そして、上記部隊史のうち、陸上幕僚監部で作成し、陸上幕僚監部の施策、方針、業務の実施等及び各方面隊、長官直轄部隊等の概要を記述するものを「陸上自衛隊史」という。

### (2) 本件対象文書に記録された情報

本件対象文書は、陸上幕僚監部で作成した「陸上自衛隊史（平成10年度）」（10年4月1日から11年3月31日までの1年間における陸上自衛隊の部隊史）のうち、「会計検査・会計監査」等が記録された

246頁及び247頁並びに「会計検査院実地検査受検状況」が記録された506頁であり、主な記載内容は、次のとおりである。

ア 「ア 会計検査（平成9年度決算検査）」

ここには、10年1月から同年7月までの間に、会計検査院が陸上幕僚監部及び補給統制本部を始め、5個方面総監部、8個師団司令部、全補給処等を含み、合計47か所の駐屯地等を対象として実地検査を実施したこと（具体的検査箇所、実施時期が506頁に「会計検査院実地検査受検状況」として表形式で記載されている。）、そして、不開示とした部分として、10検査年次における同院の陸上自衛隊に対する具体的な主要検査項目（246頁下から4行目20文字目から下から2行目16文字目までの記載。以下「不開示部分1」という。）

10検査年次における同院の三幕（陸上幕僚監部、海上幕僚監部及び航空幕僚監部）横断に係る具体的な主要検査項目（246頁下から1行目17文字目から247頁1行目19文字目までの記載。以下「不開示部分2」という。）及び10検査年次において同院が陸上自衛隊に対して実施した会計検査に係る具体的な検査の結果等（247頁3行目15文字目から4行目16文字目までの記載及び5行目2文字目から42文字目までの記載。以下「不開示部分3」といい、不開示部分1、不開示部分2及び不開示部分3を合わせて「本件不開示部分」という。）に関する情報が記録されている。

イ 「イ 会計監査」

ここには、10年度における会計監査の実施数（陸上幕僚監部2回、144個駐（分）屯地）及び監査結果が記録されている。

3 具体的な検査事項、検査の結果等に関する情報の不開示情報該当性

本件不開示部分は、10検査年次において会計検査院が実施した会計検査に係る具体的な検査事項、検査の結果等に関する情報である。

一般に、これらの情報が公にされた場合には、次の(1)から(4)までのようなおそれがある。

(1) 受検庁の会計検査に対する理解と協力の前提を掘り崩すおそれ

会計検査院が実施する会計検査は、現行制度上、捜査機関が行う犯罪捜査等とは異なり、あくまでも受検庁の理解と協力を得て行われるものである。したがって、検査の実施に当たっては、会計検査院が「常時」会計検査を実施し、「会計経理を監督し、その適正を期し、且つ、是正を図る」（会計検査院法（昭和22年法律第73号）第20条第2項）という会計検査の目的の適切かつ効果的な達成を図るためには、同院と

受検庁が検査する者と検査される者としての一定の緊張関係を保ちつつ、一定の信頼関係・協力関係に立つことが必要となる。

そして、検査過程では、会計検査院と受検庁との間で率直な意見の交換ないし真剣かつ真摯な討議が行われることが重要である。なぜなら、会計検査院が常時会計検査を実施することを通じ上記のような検査の目的を適切かつ効果的に達成していくためには、検査の結果等に関する相互の率直な意見の交換ないし真剣かつ真摯な討議を通じ、同院と受検庁が事実関係の正確な把握及びこれに対する適切な評価を共有することが必要となるからである。

このようなことから、会計検査院では、審理・判断の過程を経て最終的な検査官会議の議決を経た最終的・確定的な検査の結果等に関する情報以外のもの、すなわち、検査過程又は審理・判断の過程における未成熟な検査の結果等に関する情報については、従来、不公表としている。

また、受検庁では、審理・判断の過程を経て最終的な検査官会議の議決を経た最終的・確定的なもの以外の検査の結果等に関する情報については、その性質上公表されないものであることを前提として会計検査院の検査に協力し、各種の検査資料の提出等、これらに関する所要の説明を含む同院との率直な意見の交換ないし検査の結果等に関する真剣かつ真摯な討議等を行っているのであり、最終的・確定的なもの以外の検査の結果等に関する情報がその性質上公表されないものであることは、受検庁の同院の検査に対する理解と協力の前提である。

したがって、本件不開示部分に記録された情報が公にされた場合には、当該受検庁に不当に不利益を及ぼすおそれがあるほか、会計検査院の検査過程又は審理・判断の過程における情報の不公表に対する当該受検庁又は受検庁一般等の信頼を損ね、同院の検査に対する受検庁の理解と協力の前提を掘り崩し又は同院に対する不信感を呼び起こし、現在又は将来の検査過程における各種の検査資料の円滑な提出を含む同院と受検庁との間の率直な意見の交換ないし検査の結果等に関する真剣かつ真摯な討議の実施に著しい支障を及ぼすおそれがある。

よって、このような情報を公にすることは、当該受検庁に不当に不利益を及ぼすおそれがあるほか、会計経理の適正を期し、是正を図るなどの会計検査の目的の適切かつ効果的な実現を図ることに著しい支障を及ぼすおそれ、すなわち、会計検査院の正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするなどのおそれがある。

(2) 受検庁による不適切な会計検査対応を招来するおそれ

また、上記(1)のとおり、会計検査院の実施する会計検査は受検庁の理解と協力を得て行われるものであるが、同院が検査の結果等を決算検査報告等に掲記し、公表することが特定の受検庁等に対する社会的非難を招来するなど多方面に大きな影響を及ぼす場合があることなどから、同院による実地検査の実施に当たっては、受検庁等による関係者の口裏合わせ、関係書類の改ざんといった隠ぺい工作等の不適切な会計検査対応が行われる例も見受けられる。

このような不適切な会計検査対応は、組織的な不正経理等の事態に対する検査ではしばしば見受けられるところであるが、必ずしもそのような検査事例に限られるものではない。また、会計検査院が行う資料提出要求に対し、当該資料を提出した場合にこれが公にされるおそれがあるなどとして、受検庁等においてその提出をちゅうちょし又はこれに難色を示す場合も少なくない。

このような会計検査の現実を踏まえれば、本件不開示部分に記録された情報が公にされた場合には、現在又は将来の検査過程において、当該受検庁又は受検庁一般等により当該不開示情報の開示を理由ないし口実とする不適切な会計検査対応が行われ、会計検査院として必要な検査資料の提出等が得られない事態を招来するおそれがあり、もって同院による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするなどのおそれがある。

(3) 具体的な検査事項、検査の着眼点等に関する情報が外部に流出するおそれ

会計検査院の検査活動は、その性質上一定の密行性ないし秘密性を有するものであり、ある検査箇所に係る具体的な検査事項、検査上の関心、検査の結果等に関する情報は、基本的に検査上の秘密に属するものであって、これらに関する情報については、現在又は将来の検査過程における同種又は類似の検査事項に対する厳正かつ効果的な検査の実施のために同院内部に蓄積され、外部には秘匿されるべき性質のものである。

なぜなら、上記のような情報が公にされた場合には、会計検査院が現在又は将来の検査過程で同種又は類似の検査事項に対する検査を実施する場合において、当該受検庁又は受検庁一般等に同院の具体的な検査活動の内容を察知され、同院の実地検査の実施等に備え、あらかじめ周到な実地検査対策を施され又は所要の検査資料の収集が阻害されるなどして、厳正かつ効果的な検査の実施に支障を及ぼすおそれがあるからであ

る。

そして、本件不開示部分に記録された情報からは、会計検査院の具体的な検査事項、検査の観点、検査の着眼点等、同院の具体的な検査活動の内容に関する情報を知り又は推認することが可能である。

したがって、このような情報が公にされた場合には、会計検査院の正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするなどのおそれがあり、また、特定の受検庁等に不当に利益を与えるおそれがある。

#### (4) 公正・慎重な審理・判断の確保に支障を及ぼすおそれ

会計検査院では、その実施した検査の結果等に関する情報については、同院内部における慎重かつ周到な審理・判断の過程を経て最終的な検査官会議の議決を経た最終的・確定的なもののみを各年度の決算検査報告等に掲記し、その正式な指摘事項等として公表することとする一方で、それ以外の検査の結果等に関する情報については不公表としてきたところである。したがって、最終的な検査官会議の議決を経ていない検査の結果等に関する情報は、最終的・確定的な検査の結果等に関する情報とは質的・性格的に異なる未成熟な情報であり、現行の会計検査制度上その公表が予定されないものである。

また、本件不開示部分に記録された情報からは、会計検査院の具体的な検査事項、検査の観点、検査の着眼点等、同院の具体的な検査活動の内容に関する情報を知り又は推認することが可能であり、また、本件不開示部分に記録された具体的な検査の結果等に関する情報は、審理・判断の過程を経て最終的な検査官会議の議決を経たもの以外の検査の結果等に関する情報であるとともに、検査過程又は審理・判断の過程それ自体に関する情報でもある。

したがって、このような情報が公にされた場合には、会計検査院内部における公正・慎重な審理・判断の過程の手続的な意義を損ねるのみならず、実際上も同院に対する外部の圧力・干渉等を招来するなどして、同院内部の審理・判断の過程の各段階における出席者相互間の自由で率直な意見交換等に基づく多角的な観点からの慎重かつ周到な審理・判断に支障を及ぼすおそれがある。また、その職務の適正な遂行のために他の国家機関に対し憲法上独立の地位を有する会計検査院の独立機関としての意思決定の中立性を不当に損ねるおそれがある。

#### 4 本件不開示部分の不開示情報該当性

##### (1) 法第5条第6号(イ及び柱書き)該当性

ア 前記3の(1)、(2)及び(3)において論じた点を踏まえると、本件不開示部分に記録された情報は、この情報を「公にすることにより」、会計検査院が検査過程で「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」(法第5条第6号イ)があり、不開示情報に該当する。

イ 本件不開示部分に記録された情報は、会計検査院が行う検査の過程又は審理・判断の過程における事務に関する情報であり、法第5条第6号柱書きに規定する「国の機関」が行う「事務」に関する情報に該当する。そして、本件不開示部分に記録された情報が公にされた場合に生ずるおそれとは、前記3の(4)で論じたとおりである。

したがって、本件不開示部分に記録された情報は、この情報を「公にすることにより」、会計検査院の「検査」に関する「事務」の「性質上」、「当該事務」の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」(法第5条第6号柱書き)があり、不開示情報に該当する。

#### (2) 法第5条第5号該当性

本件不開示部分に記録された情報は、会計検査院内部又は同院と受検庁との間の「審議、検討又は協議」に関する情報であり、法第5条第5号に規定する「国の機関」の「内部又は相互間」における「審議、検討又は協議に関する情報」に該当する。

そして、前記3の(1)、(3)及び(4)において論じた点を踏まえると、本件不開示部分に記録された情報を公にすることにより、会計検査院と受検庁との間の率直な意見の交換ないし検査の結果等に関する真剣かつ真摯な討議の実施に著しい支障を及ぼすおそれ、同院内部における率直な意見の交換等を不当に損ね、同院の独立機関としての意思決定の中立性を不当に損ねるおそれ及び同院の現在又は将来の検査過程における厳正かつ効果的な検査の実施に支障を及ぼすなどし、特定の受検庁等に不当に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがある。

したがって、本件不開示部分に記録された情報は、この情報を「公にすることにより」、検査過程又は審理・判断の過程における「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」及び会計検査院の検査に係る「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」(法第5条第5号)があり、不開示情報に該当する。

#### (3) 不開示部分の特定

本件審査請求人は、20年3月4日付けの審査請求書において、「本件開示決定通知書は、不開示該当頁の何行目を不開示としたか具体的に

特定しておらず、行政処分として違法の疑いが持たれる」などと主張している。

しかし、処分庁は、本件開示決定通知書の別紙「第2 不開示とした部分及びその理由」のうち「(不開示とした部分)」に係る記載により内容的に本件不開示部分を特定するとともに、当該記載と本件開示実施文書(20年3月7日に本件審査請求人あてに発送したスキャナにより電子化してフロッピーディスクに格納したPDFファイル)の両者によっても本件不開示部分を特定しているため、本件審査請求人の主張は認められない。

(4) 部分開示の要否

処分庁は、前記3、4の(1)及び(2)のとおり、本件不開示部分に記録された情報の不開示情報該当性について検討を行った上、法第5条第6号(イ及び柱書き)及び第5号に規定する不開示情報に該当する「ひとまとまり」の部分を除いた残りの部分を既に部分開示しており、この「ひとまとまり」の不開示情報とは、「最小限の有意な情報」における不開示情報と同旨であるから、これを更に細分化して部分開示することはできない。

(5) 諮問庁の所見

以上のことから、本件対象文書の一部を不開示とした処分は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

平成20年	3月24日	諮問書の收受
同年	7月24日	諮問庁から意見書を收受
同年	8月6日	諮問庁の職員(会計検査院第2局防衛検査第1課長ほか)からの口頭説明の聴取、本件対象文書の見分及び審議
同年	11月5日	審議
平成21年	4月23日	審議
同年	5月27日	審議

第5 審査会の判断の理由

1 諮問の経緯及び当審査会の判断の対象について

本件諮問事件は、開示請求を受けた防衛大臣が、本件対象文書を開示請求の対象文書として特定した上で、処分庁に移送した事案に係るものである。

上記移送を受けて、処分庁は、20年2月に本件対象文書の一部である本件不開示部分を不開示とする決定を行った。そして、この処分に対する審査請求を受けて、諮問庁は当審査会に対する諮問を行っている。

審査請求人は、本件一部開示決定の取消しを求めているため、同決定を対象として、以下、その当否を検討することとする。

## 2 本件対象文書、本件不開示部分について

本件対象文書は、防衛大臣に対し、陸上幕僚監部の平成10年度「陸上自衛隊史」全文として開示請求があった「陸上自衛隊史(平成10年度)」のうち、会計検査院の検査事務に係る情報が含まれているとして、処分庁に移送された246頁、247頁及び506頁の3頁分である。

当審査会において本件対象文書を見分するなどして調査したところ、本件不開示部分については、10検査年次において会計検査院が実施した会計検査に係る検査事項及び検査の結果等に関する情報が記録されていると認められる。

## 3 会計検査院の検査及び検査の結果等の取扱い等について

一般に、会計検査院の検査、検査の結果等の取扱い及びこれらに関する情報の取扱い等については、次のような事情が認められる。

### (1) 会計検査院の検査

会計検査院が行う検査は、捜査機関による捜索、差押えのように直接的・物理的な強制力の行使を伴うものではなく、同院では、検査過程において、受検庁に対し、口頭での説明や意見交換に加え、同院が指定した形式に基づく各種の検査資料の作成・提出を求めるなどして、事実関係の把握等を行っている。

そして、上記のような検査の結果、会計経理上の疑義が生じた場合には、会計検査院が把握し、整理した事実関係、検査上生じた疑義、当該事態及びその発生原因に関する所見等を記載した質問文書を受検庁に発遣し、質問文書に対する受検庁の回答を回答文書として受領することなどの過程を通じて、受検庁と継続的に討議を行っている。

これにより、会計検査院では、事実関係の正確な把握に努めるとともに、当該事態の発生とその是正改善についての第一次的な責任と権限を有する受検庁との間で事態の認識や評価の共有を図り、真の発生原因の究明、実効ある是正改善方策の追求等を図っている。

### (2) 検査の結果等の取扱い

実施した検査の結果等の取扱いについて、会計検査院では、内閣から独立して国等の会計検査を担当する専門機関としての同院の指摘等が及

ばす影響の大きさなどにかんがみ、同院内部に何段階にもわたる慎重な審理・判断の過程を設け、様々な観点から審議を行っている。そして、会計検査院では、これら各段階における審議を経て最終的に検査官会議の議決を経た検査の結果等のみを決算検査報告に掲記するなどし、正式な指摘事項等として公表することとしている。

(3) 検査過程及び審理・判断の過程の不公表の取扱い

会計検査院では、上記(1)及び(2)のような検査過程及び検査の結果等に対する審理・判断の過程を設けている意義を十全なものとするよう、すなわち、十分な情報・資料の収集、受検庁との率直な意見交換・討議等を確保し、また、外部からの不当な圧力・干渉等を排除し、中立的な立場から厳正かつ公正に検査及び審理・判断を行うことができるよう、これらの過程における情報は外部に公表しないという立場をとっている。

(4) 会計検査における受検庁との協力関係

会計検査院が検査を遂行する上において、同院と受検庁とは、検査を実施する者と検査を受ける者という立場での緊張関係に立つ一方で、同等の会計経理の適正を期し、かつ、是正を図るという会計検査の目的を達成するため、一定の信頼関係・協力関係にもあるものと考えられる。

会計検査院と受検庁との間では、検査過程における検査の結果等に関する情報は、あくまで検査の一過程におけるものであって、最終的な結論と異なることの少なくない未成熟なものであるという前提がある。

そして、前記(2)のように、会計検査院の正式な検査の結果等とされるのは、検査過程及び所定の審理・判断の過程を経て決算検査報告に掲記するなどされたもののみであるというのが同院の取扱いであり、この最終的な意思決定に至るまでの間においては、問題とされた事態について、事実関係の認識及びこれに対する評価を共有するなどのため、同院と受検庁との間で十分な情報・資料に基づいて率直な意見交換及び様々な角度からの十分な討議を行い、それらも踏まえて慎重な審理・判断を行うことが必要とされている。

このため、検査過程において、検査資料の作成・提出、質問文書と回答文書の授受等を通じて行われる会計検査院と受検庁との間での資料等の提出及び討議については、十分な情報・資料の提供、率直な意見交換等を確保することが必要となる。このようなことから、会計検査院と受検庁との間では、特定の検査事項に関して提出される検査資料や質問文書・回答文書の内容等は、そのまま外部に公表されるものではないとい

う信頼の下で、その提出及び授受等が行われているものと認められる。

このような会計検査院と受検庁との間における信頼を前提とする検査過程及び検査の結果等に関する審理・判断の過程における不公表の取扱い、現在又は将来の検査過程における十分な情報・資料の提供及び収集と率直な意見交換等を確保する上で理由のないものではないと認められる。

#### 4 不開示情報該当性について

上記 1 から 3 までの事情を前提に、当審査会において見分した本件対象文書の具体的内容を踏まえつつ、本件不開示部分の不開示情報該当性を各部分ごとに検討する。

##### (1) 不開示部分 1 について

不開示部分 1 に記録された情報は、10 検査年次における会計検査院の陸上自衛隊に対する主要検査項目に関する情報である。そして、この情報からは、会計検査院の具体的な検査事項、検査の観点、検査の着眼点等を知り又は推認することが可能である。

このため、このような情報が公になり、陸上幕僚監部等以外の受検庁一般等に知られることとなった場合には、会計検査院が現在又は将来において同種・類似の検査を行う場合の検査上の関心が推認され、受検庁等においていわゆる検査対策を講ずることを容易にするなどして、現在又は将来における厳正かつ効果的な検査の実施に支障が生ずるおそれがあると認められる。

したがって、不開示部分 1 に記録された情報は、この情報を公にすることにより、法第 5 条第 6 号イに規定する「検査」「に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」があると認められることから、同条第 6 号柱書き及び第 5 号該当性について判断するまでもなく、法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

##### (2) 不開示部分 2 について

ア 不開示部分 2 に記録された情報のうち、246 頁下から 1 行目 17 文字目から 27 文字目までの部分に記録された情報は、10 検査年次における会計検査院の三幕横断に係る主要検査項目に関する情報であり、この情報からは同院の具体的な検査事項、検査の観点、検査の着眼点等を知り又は推認することが可能であるとして、処分庁により不開示とされている。

しかし、この部分に記録された情報は、会計検査院が 10 検査年次

の検査の結果をとりまとめた「平成9年度決算検査報告」において既に公表された情報の範囲にとどまることから、公にされたとしても、同院の具体的な検査事項、検査の観点、検査の着眼点等が新たに明らかになるものとは認められない。

したがって、この部分に記録された情報は、法第5条第6号イ及び同号柱書きに規定する不開示情報に該当するとは認められない。

また、この部分に記録された情報は、国の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報にも該当しないので、法第5条第5号に規定する不開示情報に該当するとは認められない。

以上のことから、この部分については、開示することが妥当である。

イ 不開示部分2に記録された情報のうち、246頁下から1行目28文字目から247頁1行目19文字目までの部分に記録された情報は、10検査年次における会計検査院の三幕横断に係る主要検査項目に関する情報である。そして、この情報からは、会計検査院の具体的な検査事項、検査の観点、検査の着眼点等を知り又は推認することが可能である。

したがって、この部分に記録された情報は、前記(1)と同じ理由により、法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

### (3) 不開示部分3について

不開示部分3に記録された情報は、10検査年次において会計検査院が陸上自衛隊に対して実施した会計検査に係る具体的な検査の結果に関する情報であり、検査過程又は審理・判断の過程それ自体に関する情報でもある。

そして、本件対象文書は会計検査院が検査過程等で作成・取得したものであるが、不開示部分3に記録された情報が上記のとおり会計検査に係る具体的な検査の結果に関する情報や検査過程又は審理・判断の過程それ自体に関する情報である以上、このような情報が公にされた場合に生ずるおそれは、同院が検査過程等で作成・取得した文書に記録された同様の情報が公にされた場合に生ずる下記のおそれと異なるものではない。

すなわち、このような情報が公にされた場合には、前記3の(4)に記述した会計検査院の検査過程又は審理・判断の過程における情報の不公表の取扱いに対する当該受検庁の信頼を損ない、今後の検査の実施に当たり、同院と当該受検庁との間での十分な情報・資料の提供及び収集、率直な意見交換等に支障が生ずるおそれがあると認められる。

前記3の(1)のとおり、会計検査院には、検査によって正確な事実を把握し、不適切な事態を単に摘発するのみでなく、その真の発生原因を究明して、その是正改善を促すという積極的な機能が期待されている。このため、通常、事実関係等について最もよく知り得る立場にあり、また、当該事態とその是正改善についての第一次的な責任と権限を有している受検庁との間で十分な情報・資料の提供及び収集、率直な意見交換等を行うことは、会計検査院の検査にとって必須のものである。

よって、これらに支障が生じた場合には、会計検査院において、十分な情報に基づいて正確な事実関係を把握し、真の発生原因を究明するとともに、実効ある是正改善方策を追求することなどを困難にするおそれがあると認められる。

さらに、諮問庁は、上記のような支障は、当該受検庁との関係においてのみではなく、現在又は将来における受検庁一般等との関係においても生じ得ると主張している。すなわち、会計検査院によって検査過程等における情報の内容が公にされたという事実をとらえ、検査過程等の不公表の取扱いに対する信頼が崩れたとし、これを理由ないし口実として他の受検庁から検査に対する十分な協力が得られなくなるおそれがあり、同院とこれら受検庁との間で十分な情報・資料の提供及び収集、率直な意見交換等に支障が生ずるおそれがあるなどと主張している。

会計検査院と受検庁とは、一般に、検査を実施する者と検査を受ける者という立場で常に緊張関係にある。そして、受検庁によっては、検査の結果等が決算検査報告に掲記されるなどして公表されることを極力回避しようとする場合等には、不適切な会計検査対応が行われることもあるという事情も考慮すると、このような諮問庁の主張も決して理由のないものではないと考えられる。

したがって、不開示部分3に記録された情報は、この情報を公にすることにより、法第5条第6号イに規定する「検査」「に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」があると認められることから、同条第6号柱書き及び第5号該当性について判断するまでもなく、法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

#### 5 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、本件行政文書開示決定通知書は、当該文書のどの部分を不開示としたか具体的に特定しておらず、行政処分として違法の疑いが持たれる、また、技術的なミスによって誤った部分に被膜が施される可能性

があるため、不開示部分の特定（何頁の何行目という形で）がなされるべきであると主張している。

しかし、本件行政文書開示決定通知書により、不開示とした部分は内容的に特定されており、当該通知書の記載として不備があるとは言えないことから、審査請求人の主張は採用することができない。

6 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、諮問庁が不開示とすべきであるとしている部分のうち、「第1」に記載した部分は開示することが妥当であると判断した。

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会

委員 小木 曾 国 隆

委員 河 野 正 男

委員 早 坂 禧 子

諮問事件：

諮問番号：平成19年（情）諮問第2号

事件名：検査課業務の手引の不開示決定に関する件

諮問日：平成19年 3月22日

答申日：平成21年 9月10日

## 答申書

### 第1 審査会の結論

検査課業務の手引を不開示とした決定については、その処分が部分開示と変更された後もなお不開示とされている別表の2欄のうち、別表の3欄に掲げる部分を開示することが妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第3条の規定に基づく開示請求に対し、処分庁である会計検査院事務総長が平成19年1月9日付け190普第3号により行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものであった。

そして、本件審査請求が行われた後、処分庁は、原処分を変更し、後記第3の1(2)のとおり、検査課業務の手引の一部を開示する旨の決定（以下「変更処分」という。）を行った。

これを受け、審査請求人は、本件審査請求の趣旨を、原処分のうち変更処分後もなお不開示とされている部分の取消しを求めると変更している。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の主たる理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### (1) 審査請求書

請求した文書は、会計検査院の事務手続、すなわち同院が公費の使われ方について検査をし、決算検査報告にまとめるまでに、どのような判断基準に基づき、どういった手続を行うのかなど、基本的なあり方を記したものであり、日本国民としてまた納税者として、知る権利がある。

また、「支障を及ぼすおそれがある」ならば、該当する部分のみ不開示とすればよいのであって、文書全体を不開示とする必要はない。

(2) 意見書

ア 諮問庁は、検査の締切時期等が具体的に記録されている部分が開示され、明らかとなることにより、「検査逃れ」(検査対応)などの不当な行為が行われるおそれがあるとしている。

しかし、17年11月から施行された改正会計検査院法によると、会計検査院は、検査結果を随時、国会に報告するものであり、本来は、検査を一定の時期に行って一定の時期に報告するものではないはずである。にもかかわらず、検査課業務の手引に一定の検査の締切時期が書かれているとすれば、それ自体、すでに無効であり、たとえ開示されたとしても、「検査逃れ」の原因になるとは考えにくい。また仮に、現在も実態として会計検査院法改正前のあり方がほぼ踏襲されていて、多くの検査が一定の時期に集中して行われていたとしても、受検機関にとっては、例年の状況に照らせばおよそその検査手続の時期は容易に推測できる可能性が高いと言わざるを得ない。つまり、たとえ「検査逃れ」があったとしても、締切時期が開示されるか否かということとの因果関係は必ずしも認められない。よって、上記検査逃れ(検査対応)などの不当な行為が行われるおそれを理由として不開示とされた部分には、本来なら開示すべきところが全部、または相当部分含まれていると考えられる。

イ 諮問庁は、検査手法等が具体的に記録されている部分が開示され、明らかとなることにより、「指摘逃れ」などの不当な行為が行われるおそれがあるとしている。

しかし、検査は本来、個々の事実関係を積み上げた結果、問題点の指摘に至るものであると理解する。つまり、個々の案件によりそれぞれ事情が異なっているにもかかわらず、一般的な検査のあり方を示す手引書に記された一般的な手法などが、「指摘逃れ」につながるとは考えにくい。

ウ 会計検査院は、検査の結果、導き出された不適切な支出や制度上の問題点などすべてを決算検査報告に掲載しているわけではなく、そもそも掲載に至るまでの経過には不透明な部分が多い。すべて決算検査報告に掲載すべきであるかどうかは別として、検査結果で導き出された問題点や、是正させた点については、何らかの形で納税者である国民や国民の代表からなる国会に報告または開示されてしかるべきであ

る。その過程の大部分が開示とされるということは、検査そのものが適切に行われたかどうかを検証する道を閉ざすことにつながる。こうした状態にあることがむしろ、何らかの圧力などにより、検査に支障をきたすだけでなく、本来は掲載されるべき検査結果が闇に葬られる危険性もはらんでいると考えられる。

エ 諮問庁は、照会文書の発遣や決算検査報告の作成等に係る情報や取扱い等が具体的に記録されている部分が開示され、明らかとなることにより、不当な圧力・干渉等が行われ、会計検査院の意思決定の中立性が損なわれたり、同院の事務の遂行に支障を及ぼしたりするおそれがあるとしている。

しかし、検査は本来、個々の事実関係を積み上げた結果、指摘に至るものであると理解する。つまり、個々の案件によりそれぞれ事情が異なっているにもかかわらず、一般的な検査のあり方を示す手引書に記された一般的な検査の流れや手続が、「不当な圧力・干渉等が行われ、会計検査院の意思決定の中立性が損なわれたり、同院の事務の遂行に支障を及ぼしたりする」ことにつながるとは考えにくい。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 開示決定等の経緯

##### (1) 原処分

本件開示請求に対し処分庁である会計検査院事務総長は、対象文書として、本件開示請求時（18年12月）における検査課業務の手引を特定し、これについて、19年1月9日、次のような理由により不開示決定処分を行った。

すなわち、検査課業務の手引は、検査の計画及び実施から決算検査報告の取りまとめに至るまでの各段階での事務の取扱方針や処理手続、検査に当たっての具体的な観点及び検査手法等に関する情報が記録されており、会計検査院の検査活動は、その性質上、一定の密行性ないし秘密性が要請される場所、このような情報が開示された場合には、受検庁に対し、同院の内部における事務処理方針や具体的な検査の観点、検査手法等を告知する結果となり、現在又は将来の検査過程における厳正かつ効果的な検査の実施に支障を及ぼすおそれがあるから、当該情報は、法第5条第6号（イ及び柱書き）に規定する不開示情報に該当する。

そして、本件審査請求人は、上記の原処分の取消しを求め、19年1月18日付けで会計検査院長に対して本件審査請求を提起した。

##### (2) 変更処分及び審査請求内容の変更

諮問庁である会計検査院長は、原処分に対する審査請求について、19年3月22日付けで当審査会に諮問を行った後、同年6月28日付けで、別表の2欄に掲げる部分については、後記3(2)ア及びイのとおり、法第5条第6号(イ及び柱書き)に規定する不開示情報に該当すると認められるため不開示を維持すべきであるが、その他の部分については、法第5条各号に規定する不開示情報に該当するとは認められないため開示が妥当であると判断する意見書を当審査会に提出した。

処分行である会計検査院事務総長は、当該意見書を受けて、19年7月12日付け190普第198号により原処分を変更し、検査課業務の手引の別表の2欄に掲げる部分を除くその他の部分を開示する旨の変更処分を行った。

そして、本件審査請求人は、原処分の変更を受けて、19年8月10日付けで本件審査請求の趣旨を変更処分後もなお不開示とされている部分の取消しを求めるものに変更している。

## 2 検査課業務の手引に記録されている情報の内容・性質等

### (1) 会計検査院の検査業務(検査の目的、運営等)

#### ア 検査の目的等

会計検査院は、国の収入支出の決算の検査その他の権限を有する国家財政監督機関であり、「常時会計検査を行い、会計経理を監督し、その適正を期し、且つ、是正を図る」ことを使命とし(会計検査院法(昭和22年法律第73号)第20条第2項)、正確性、合規性、経済性、効率性及び有効性等の多角的な観点から検査を実施している(同条第3項)。

そして、不適正、不適切な会計経理を発見したときは、単にこれを指摘するのみではなく、その原因を究明してその是正改善を促すという積極的な機能を果たしている。このため、会計検査院は、「検査の進行に伴い、会計経理に関し法令に違反し又は不当であると認める事項がある場合には、直ちに、本属長官又は関係者に対し当該会計経理について意見を表示し又は適宜の処置を要求し及びその後の経理については是正改善の処置をさせることができる」こととされ(会計検査院法第34条)、また、「検査の結果法令、制度又は行政に関し改善を必要とする事項があると認めるときは、主務官庁その他の責任者に意見を表示し又は改善の処置を要求することができる」こととされている(会計検査院法第36条)。このほか、会計検査院は、「検査の結果により、国の収入支出の決算を確認する」こととされている(会計

検査院法第21条)。決算の確認とは、決算の計数の正確性と、決算の内容をなす会計経理の妥当性を検査判定して、検査を了したことを表明することであり、内閣は、会計検査院が検査の結果により確認した決算をその決算検査報告とともに国会に提出することとされている(日本国憲法第90条第1項)。

#### イ 検査の運営

会計検査院の検査は、次のような手順により実施されている。

すなわち、毎年9月頃に行われる「会計検査の基本方針の策定」に基づく「検査計画の策定」から始まり、「検査の実施」(書面検査及び実地検査)、「検査結果の分析・検討」(申報書の作成、検査結果の中間報告、照会文書の発遣・回答文書の受領、検査報告事項案等の作成・提案、局検査報告委員会・検査報告調整委員会・総長審議及び検査官会議による各審議・議決等)を経て、「決算検査報告」の内閣送付(翌年11月上旬頃)まで、約1年のサイクルとなっている。

なお、決算検査報告に掲記された事項については、翌年以降その是正改善が終わるまでフォローアップが続けられている。

また、10年から、会計検査院は、国会からの要請に係る特定の事項について検査を実施してその検査の結果を報告することができることとされ(国会からの検査要請事項に関する報告。会計検査院法第30条の3)、また、17年11月に、会計検査院法が一部改正され、同院は、同法第34条又は同法第36条の規定により意見を表示し又は処置を要求した事項その他特に必要があると認める事項について、各年度の決算検査報告の内閣送付を待たず、随時、その検査の結果を国会及び内閣に報告できることとされている(随時報告。会計検査院法第30条の2)。

#### (2) 検査課業務の手引に記録されている情報の内容

会計検査院検査局課は、上記(1)イの手順により検査業務を行っているところであるが、当該検査及びそれに関連する業務(事務)に係る具体的な事務の取扱方針、処理手続、検査の観点、検査方法等に関しては、「検査事務規程」(昭和35年会計検査院事務総局規程第2号)、「検査計画事務処理要領」(平成18年6月16日会計検査院事務総長)、「書面検査実施要領」(平成13年4月2日会計検査院事務総長)、「申報書作成要領」(昭和63年4月1日会計検査院事務総長)、「検査報告等に関する事務処理要領」(昭和53年9月29日会計検査院事務総長)等の内部規程のほか、各種決定事項、通達等により定められている。

検査課業務の手引は、検査局課における検査業務の円滑な遂行に資することを目的とし、検査及びそれに関連する業務（事務）の具体的な指針等となる各種決定事項、通達等の内容及びその取扱いについて、事務総長官房総務課でこれらを取りまとめ編集した加除式の文書であり、検査局課の課長、総括副長、文書係、課用等に配布されており、検査局課の調査官、事務官等は、必要に応じ課用等の検査課業務の手引を利用することとしている。そして、検査課業務の手引は、ほぼ毎年、内容の見直しが行われ、その更新が図られている。一方、前記の「検査事務規程」等の内部規程については、事務総長官房法規課が「会計検査院法規集」として編集して院内に配布している。

検査課業務の手引に記録されている内容の構成は、次のとおりである。

内 容	頁
目次	1 頁 ~ 8 頁
第 1 検査の計画、実施及び検査後の処理	1 - 1 頁 ~ 1 - 9 2 頁
第 2 意見表示と処置要求	2 - 1 頁 ~ 2 - 1 9 頁
第 3 検査報告	3 - 1 頁 ~ 3 - 7 8 頁
第 4 渉外・広報	4 - 1 頁 ~ 4 - 4 4 頁
第 5 文書事務	5 - 1 頁 ~ 5 - 2 4 頁
第 6 様式等	6 - 1 頁 ~ 6 - 2 1 頁
(参考) 諸調書等、主な対総務課提出文書	6 - 2 2 頁 ~ 6 - 2 5 頁

(注) 上記のほか、当該文書の表紙、各項目（第 1 ~ 第 6）の表紙がある。

### (3) 検査課業務の手引に記録されている情報の性質

検査課業務の手引に記録されている情報は、具体的な事務の取扱方針、処理手続等であり、これらの中には、検査の締切時期、具体的な検査の観点、検査手法等という検査上の秘密に属する情報が含まれており、これらの記録については、会計検査院の現在又は将来の検査過程における各種の検査の厳正かつ効果的な実施の観点から公表になじまない性格のものである。

また、上記のような検査上の秘密に属する情報が記録されていることから、検査課業務の手引は、「会計検査院文書管理規程」（平成 13 年 3 月 28 日会計検査院長決定）及び「秘密文書等取扱要領」（平成 15 年 1 月 28 日会計検査院事務総長）により秘文書に指定され、各課の秘密文書管理簿にそれぞれ登載されている。



#### イ 法第5条第6号柱書き該当性

別表の1欄に掲げる番号、  
21、  
23、24、25及び26に対応する2欄に掲げる部分については、照会文書の発遣や決算検査報告の作成等に係る情報や取扱い等が具体的に記録されているところ、このような情報が開示され、明らかとなることにより、不当な圧力・干渉等が行われ、会計検査院の意思決定の中立性が損なわれたり同院の事務の遂行に支障を及ぼしたりするおそれがある。

したがって、この部分に記録された情報は、「国の機関」が行う「事務」に関する情報であって、これを「公にすることにより」、「当該事務」の「性質上」、「当該事務」の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（法第5条第6号柱書き）に該当するものである。

#### (3) 部分開示の適否

法第6条第1項の規定によると、「開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができる」ときは、「当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるとき」は別として、「当該部分を除いた部分につき開示しなければならない」とされている。

しかし、前記(2)において、諮問庁が、法第5条第6号（イ及び柱書き）に該当する不開示情報であることを理由として、なお不開示とすべきと判断した部分は、いずれも第6号（イ及び柱書き）に規定する「おそれ」を基礎付ける「ひとまとまりの情報」が記録されている部分であり、これを細分化して部分開示すべき法的義務を負わないものである。

#### (4) 諮問庁の所見

以上のことから、検査課業務の手引の一部を不開示とした変更処分は妥当である。

### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

平成19年	3月22日	諮問書の收受
同年	6月29日	諮問庁から意見書を收受
同年	8月20日	諮問庁から諮問内容の一部変更についての通知を收受
同年	8月28日	諮問庁の職員（会計検査院事務総長官房総務課長ほか）からの口頭説明の聴取、検査

		課業務の手引の見分及び審議
	同年 10月 18日	審査請求人から意見書を収受
	同年 10月 26日	審議
	同年 12月 25日	審議
平成 20年	3月 26日	審議
	同年 4月 30日	審議
	同年 5月 28日	審議
	同年 11月 28日	諮問庁から追加意見書を収受
	同年 12月 10日	諮問庁の職員（会計検査院事務総長官房総務課長ほか）からの口頭説明の聴取及び審議
平成 21年	1月 20日	審議
	同年 2月 19日	諮問庁の職員（会計検査院事務総長官房総務課長ほか）からの口頭説明の聴取及び審議
	同年 3月 18日	審議
	同年 7月 1日	審議
	同年 7月 29日	審議
	同年 9月 9日	審議

## 第 5 審査会の判断の理由

### 1 諮問の経緯及び当審査会の判断の対象について

本件開示請求は、検査課業務の手引に対してなされたものである。処分庁は、これに該当する文書として、検査課業務の手引（平成 18 年 8 月総務課）を特定し、その全部を不開示とする旨の原処分を行った。そして、これに対する審査請求を受けて、諮問庁は当審査会に対する諮問を行った。

その後、処分庁は、諮問後に当審査会に提出された諮問庁の意見書を踏まえ、検査課業務の手引の一部を開示する旨の変更処分を行った。

これを受けて、審査請求人は、本件審査請求の趣旨を、変更処分後においてもなお不開示とされている部分の取消しを求めるものに変更しているため、以下、当該部分について、その当否を検討することとする。

### 2 本件対象文書及び本件不開示部分について

諮問庁の説明によると、本件対象文書である検査課業務の手引は、検査局課における検査業務の円滑な遂行に資するため、検査及びその指針とされている各種決定事項、通達等を取りまとめ、各検査局課の業務の利用に供されている文書であるとされている。

当審査会において本件対象文書を見分するなどして調査したところ、本件対象文書は、「目次」、「第1 検査の計画、実施及び検査後の処理」、「第2 意見表示と処置要求」、「第3 検査報告」、「第4 渉外・広報」、「第5 文書事務」、「第6 様式等」(参考)諸調書等、主な対総務課提出文書により構成されており、変更処分後においてもなお不開示とされている部分は以下のとおりである。

「第1 検査の計画、実施及び検査後の処理」には、検査の基本方針の策定から検査計画の策定、検査の実施、検査結果の取りまとめ等に至るまでの会計検査院の検査業務の流れなどについて記載されている。このうち、別表の1欄に掲げる番号 から までに対応する2欄に掲げる部分は、変更処分後においてもなお不開示とされている。

「第2 意見表示と処置要求」には、会計検査院法第34条及び第36条に基づき、意見を表示し又は処置を要求する事項に関する事務の取扱方針、処理手続等が記載されている。このうち、別表の1欄に掲げる番号<sup>20</sup>に対応する2欄に掲げる部分は、変更処分後においてもなお不開示とされている。

「第3 検査報告」には、「第2 意見表示と処置要求」以外の決算検査報告掲記事項に関する事務の取扱方針、処理手続等が記載されている。このうち、別表の1欄に掲げる番号<sup>21</sup>から<sup>24</sup>までに対応する2欄に掲げる部分は、変更処分後においてもなお不開示とされている。

「第5 文書事務」、「第6 様式等」及び「(参考)諸調書等、主な対総務課提出文書」には、文書の発送等の事務手続、各種調書の様式等が記載されている。このうち、別表の1欄に掲げる番号<sup>25</sup>から<sup>27</sup>までに対応する2欄に掲げる部分は、変更処分後においてもなお不開示とされている。

### 3 会計検査院の検査業務等に関する情報について

一般に、会計検査院の検査業務に関する情報の取扱い等については、次のような事情が認められる。

#### (1) 検査業務の締切期日等に関する情報

会計検査院の検査は、前年10月頃の検査計画の策定から始まり、検査の実施、検査結果の分析・検討(申報書の作成、検査結果の中間報告、照会文書の発遣、回答文書の受領、検査報告事項案等の作成及び提案並びに同検査報告委員会、検査報告調整委員会、総長審議及び検査官会議の各審議等)の段階を経て、決算検査報告の内閣送付(11月上旬頃)までの、約1年の周期で行われている。また、17年には、会計検査院法の一部が改正され、会計検査院は、同法第34条又は同法第36条の

規定により意見を表示し又は処置を要求した事項その他特に必要があると認める事項について、各年度の決算検査報告の内閣送付を待たず、随時、その検査の結果を国会及び内閣に報告できることとされた。

しかし、この会計検査院法の一部改正の後も、ほとんどの案件に関する検査は上記の周期に沿って実施されており、上記それぞれの段階について、毎年、締切期日及び作成する資料が具体的に設定されている。

そして、受検庁にとっては、過去の決算検査報告の内閣送付の時期から、現年次の検査の周期をある程度推測できるとも考えられるものの、上記それぞれの段階における具体的な締切期日等を推測することは困難であると思われる。

これらのことから、上記それぞれの段階の具体的な締切期日等が公になった場合には、受検庁による関係資料の提出の遅延・拒否、関係書類の改ざん・隠ぺい等が容易に行われるなどの不適切な会計検査対応をとられるおそれがあるとの諮問庁の説明は十分理解できるものである。

#### (2) 具体的な検査手法等に関する情報

会計検査院では、検査の実施計画に関する情報、同院が選定した検査対象事項、検査の観点、検査手法、実地検査の結果、発見の端緒、検査継続予定の有無及びその概要等の具体的な検査活動内容に関する情報は、基本的に検査上の秘密に属する事項であって、公表しないこととされている。

この具体的な検査の観点及び検査手法等に関する情報は、これらの情報が公になり、受検庁一般に知られることとなった場合には、会計検査院が現在又は将来において同種・類似の検査を行う場合の具体的な検査の観点及び検査手法等が明らかになり又は推認され、受検庁等においていわゆる検査対策を講ずることを容易にするなどして、現在又は将来における厳正かつ効果的な検査の実施に支障が生ずるおそれがあると認められる。

#### (3) 検査業務に係る審議及びその出席者等に関する情報

会計検査院では、検査計画の議決、検査報告事項案の議決等の検査業務に係る審議について、その審議の内容や審議に出席する者に関して、詳細を公表していない。

一般に、会計検査院と受検庁及びその関係者は、検査を実施する者と検査を受ける者及びその関係者という立場で緊張関係にあり、検査の結果、指摘等を受けた場合には、受検庁及びその関係者にとって金銭の返還、弁償等の経済的負担につながることもあるほか、一定の社会的非難

を受けることも少なくない。そして、上記審議に出席する者に関する情報が公となった場合には、それらの者に対して、指摘等を免れようとする外部の者から不当な圧力・干渉等が加えられるなどして、会計検査院の意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるとの諮問庁の説明は十分理解できるものである。

#### (4) 業務の安全性に関する情報

会計検査院では、業務の安全性に関する取扱方針を定めている。この取扱方針が公となった場合には、会計検査院の業務の安全性が損なわれるなどして、同院の事務の遂行に支障を生ずるおそれが生ずると認められる。

以上のような事情を前提に、また、諮問庁の説明によると本件不開示部分は秘文書として厳正な管理が行われる必要があるとしているものの、秘文書として取り扱われていることが、直ちに法が定める不開示情報に該当するものではないため、当審査会において見分した検査課業務の手引の具体的内容を踏まえつつ、本件不開示部分の不開示情報該当性を別表の1欄に掲げる から 27 までの番号ごとに検討することとする。

### 4 本件不開示部分の不開示情報該当性について

#### (1) について

別表の1欄に掲げる番号 に対応する2欄に掲げる部分には、会計検査院の検査活動の基礎となる「会計検査の基本方針」と「検査計画策定及び検査実施の実務指針」についての取扱い、検査計画案の策定から検査官会議へ提案するまでの手順を図で示したものが記録されている。

諮問庁は、このような情報が開示されることにより、検査業務の締切期日等に関する情報、検査業務に係る審議及びその出席者等に関する情報が明らかになり、検査逃れなどの不当な行為が行われるおそれ、不当な圧力・干渉等が行われ、会計検査院の意思決定の中立性が損なわれたり同院の事務の遂行に支障を及ぼしたりするおそれが生ずると説明している。

しかし、この部分に記録された情報は、「検査計画策定及び検査実施の実務指針」についての一般的な説明及び検査計画の策定に係る事務における審議の手順を明らかにした図に過ぎず、仮に公にしたとしても、検査業務の締切期日等に関する情報、検査業務に係る審議及びその出席者等に関する情報が明らかになるものとは認められない。

したがって、この部分に記録された情報は、法第5条第6号イ及び柱書きに規定する不開示情報に該当するとは認められないことから、開示

することが妥当である。

(2) について

別表の 1 欄に掲げる番号 に対応する 2 欄に掲げる部分には、会計検査院の検査の業務日程、検査体制等に関する情報が記録されている。

諮問庁は、このような情報が開示されることにより、検査業務の締切期日等に関する情報、具体的な検査手法等に関する情報が明らかになり、検査逃れなどの不当な行為が行われるおそれ、指摘逃れなどの不当な行為が行われるおそれが生ずると説明している。

しかし、このうち、別表の 3 欄に掲げる部分に記録された情報は、一般的な検査実施の周期、検査体制等に過ぎず、仮に公にしたとしても、検査業務の締切期日等に関する情報、具体的な検査手法等に関する情報が明らかになるものとは認められない。

したがって、この部分に記録された情報は、法第 5 条第 6 号イに規定する不開示情報に該当するとは認められないことから、開示することが妥当である。

ただし、上記の 2 欄に掲げる部分のうち、3 欄に掲げる部分以外の残余部分には、検査業務の締切期日等に関する情報、具体的な検査手法等に関する情報が記録されている。

このため、このような情報が公になり、受検庁一般に知られることとなった場合には、前記 3 (1)及び(2)のとおり、関係資料の提出遅延・拒否、関係書類の改ざん・隠ぺい等といった不適切な会計検査対応をとられるおそれ、いわゆる検査対策を講ずることを容易にするなどして、現在又は将来における厳正かつ効果的な検査の実施に支障が生ずるおそれがあると認められる。

したがって、この残余部分に記録された情報は、この情報を公にすることにより、法第 5 条第 6 号イに規定する「検査」「に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」があると認められることから、法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

(3) について

別表の 1 欄に掲げる番号 に対応する 2 欄に掲げる部分には、検査の指定を行う場合に作成する書類の内容が記録されている。

諮問庁は、このような情報が開示されることにより、検査業務の締切期日等に関する情報が明らかになり、検査逃れなどの不当な行為が行われるおそれが生ずると説明している。

しかし、この部分に記録された情報は、当該「検査の指定」を行う団体等の基本情報についての項目名に過ぎず、仮に公にしたとしても、検査業務の締切期日等に関する情報が明らかになるものとは認められない。

したがって、この部分に記録された情報は、法第5条第6号イに規定する不開示情報に該当するとは認められないことから、開示することが妥当である。

(4) について

別表の1欄に掲げる番号 に対応する2欄に掲げる部分には、国から補助金の交付や貸付金の貸付等を受けている者を「簡易指定第1号方式」により検査指定する場合に必要となる書類の様式が記録されている。

諮問庁は、このような情報が開示されることにより、検査業務の締切期日等に関する情報が明らかになり、検査逃れなどの不当な行為が行われるおそれが生ずると説明している。

しかし、この部分に記録された情報は、当該「簡易指定第1号方式」を行おうとする対象についての公表されている情報等を記載させるための様式に過ぎず、仮に公にしたとしても、検査業務の締切期日等に関する情報が明らかになるものとは認められない。

したがって、この部分に記録された情報は、法第5条第6号イに規定する不開示情報に該当するとは認められないことから、開示することが妥当である。

(5) について

別表の1欄に掲げる番号 に対応する2欄に掲げる部分には、書面検査の実施に関する情報が記録されている。

諮問庁は、このような情報が開示されることにより、検査業務の締切期日等に関する情報、具体的な検査手法等に関する情報が明らかになり、検査逃れなどの不当な行為が行われるおそれ、指摘逃れなどの不当な行為が行われるおそれが生ずると説明している。

しかし、このうち、別表の3欄に掲げる部分に記録された情報は、書面検査についての一般的な説明、通常の手続きにおいて一般的に実施すべき事項、その方法等に過ぎず、仮に公にしたとしても、検査業務の締切期日等に関する情報、具体的な検査手法等に関する情報が明らかになるものとは認められない。

したがって、この部分に記録された情報は、法第5条第6号イに規定する不開示情報に該当するとは認められないことから、開示することが妥当である。

ただし、上記の 2 欄に掲げる部分のうち、3 欄に掲げる部分以外の残余部分には、検査業務の締切期日等に関する情報、具体的な検査手法等に関する情報が記録されている。

このため、このような情報が公になり、受検庁一般に知られることとなった場合には、前記 3 (1)及び(2)のとおり、関係資料の提出遅延・拒否、関係書類の改ざん・隠ぺい等といった不適切な会計検査対応をとられるおそれ、いわゆる検査対策を講ずることを容易にするなどして、現在又は将来における厳正かつ効果的な検査の実施に支障が生ずるおそれがあると認められる。

したがって、この残余部分に記録された情報は、この情報を公にすることにより、法第 5 条第 6 号イに規定する「検査」に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」があると認められることから、法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

(6) について

別表の 1 欄に掲げる番号 に対応する 2 欄に掲げる部分には、「実地検査の計画及び実施上の留意事項」が記録されている。

諮問庁は、このような情報が開示されることにより、検査業務の締切期日等に関する情報、具体的な検査手法等に関する情報が明らかになり、検査逃れなどの不当な行為が行われるおそれ、指摘逃れなどの不当な行為が行われるおそれが生ずると説明している。

しかし、この部分に記録された情報は、実地検査の実施に関する抽象的な留意事項等に過ぎず、仮に公にしたとしても、検査業務の締切期日等に関する情報、具体的な検査手法等に関する情報が明らかになるものとは認められない。

したがって、この部分に記録された情報は、法第 5 条第 6 号イに規定する不開示情報に該当するとは認められないことから、開示することが妥当である。

(7) について

別表の 1 欄に掲げる番号 に対応する 2 欄に掲げる部分には、実地検査における特定の検査事項に関する具体的な情報が記録されている。そして、この情報には、具体的な実地検査の手法等に関する情報が含まれている。

このため、このような情報が公になり、受検庁一般に知られることとなった場合には、前記 3 (2)のとおり、いわゆる検査対策を講ずること

を容易にするなどして、現在又は将来における厳正かつ効果的な検査の実施に支障が生ずるおそれがあると認められる。

したがって、この部分に記録された情報は、この情報を公にすることにより、法第5条第6号イに規定する「検査」「に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」があると認められることから、法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

(8) について

別表の1欄に掲げる番号 に対応する2欄に掲げる部分には、複数の検査課に関連する検査事項の取扱い方法に関する情報が記録されている。そして、この情報には、具体的な検査手法等に関する情報が含まれている。

このため、このような情報が公になり、受検庁一般に知られることとなった場合には、前記3(2)のとおり、いわゆる検査対策を講ずることを容易にするなどして、現在又は将来における厳正かつ効果的な検査の実施に支障が生ずるおそれがあると認められる。

したがって、この部分に記録された情報は、この情報を公にすることにより、法第5条第6号イに規定する「検査」「に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」があると認められることから、法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

(9) について

別表の1欄に掲げる番号 に対応する2欄に掲げる部分には、検査活動の統一性・整合性の確保に関する情報が記録されている。そして、この情報には、具体的な検査手法等に関する情報が含まれている。

このため、このような情報が公になり、受検庁一般に知られることとなった場合には、前記3(2)のとおり、いわゆる検査対策を講ずることを容易にするなどして、現在又は将来における厳正かつ効果的な検査の実施に支障が生ずるおそれがあると認められる。

したがって、この部分に記録された情報は、この情報を公にすることにより、法第5条第6号イに規定する「検査」「に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」があると認められることから、法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

(10) について

別表の 1 欄に掲げる番号 に対応する 2 欄に掲げる部分には、申報書の作成に当たって留意すべき事項が記録されている。

諮問庁は、このような情報が開示されることにより、検査業務の締切期日等に関する情報、具体的な検査手法等に関する情報が明らかになり、検査逃れなどの不当な行為が行われるおそれ、指摘逃れなどの不当な行為が行われるおそれが生ずると説明している。

しかし、この部分に記録された情報は、申報書の作成に当たって留意すべき一般的な事項に過ぎず、仮に公にしたとしても、検査業務の締切期日等に関する情報、具体的な検査手法等に関する情報が明らかになるものとは認められない。

したがって、この部分に記録された情報は、法第 5 条第 6 号イに規定する不開示情報に該当するとは認められないことから、開示することが妥当である。

(11) について

別表の 1 欄に掲げる番号 に対応する 2 欄に掲げる部分には、申報書の作成に当たって留意すべき事項が記録されている。

諮問庁は、このような情報が開示されることにより、検査業務の締切期日等に関する情報、具体的な検査手法等に関する情報、検査業務に係る審議及びその出席者等に関する情報が明らかになり、検査逃れなどの不当な行為が行われるおそれ、指摘逃れなどの不当な行為が行われるおそれ、不当な圧力・干渉等が行われ、会計検査院の意思決定の中立性が損なわれたり同院の事務の遂行に支障を及ぼしたりするおそれが生ずると説明している。

しかし、この部分に記録された情報は、申報書の作成に当たって留意すべき一般的な事項に過ぎず、仮に公にしたとしても、検査業務の締切期日等に関する情報、具体的な検査手法等に関する情報、検査業務に係る審議及びその出席者等に関する情報が明らかになるものとは認められない。

したがって、この部分に記録された情報は、法第 5 条第 6 号イ及び柱書きに規定する不開示情報に該当するとは認められないことから、開示することが妥当である。

(12) について

別表の 1 欄に掲げる番号 に対応する 2 欄に掲げる部分には、中間報告に関する情報や取扱い等が具体的に記録されている。そして、この情報には、検査業務に係る審議及びその出席者等に関する情報が含まれて

いる。

このため、このような情報が公になり、外部の者に知られることとなった場合には、前記3(3)のとおり、不当な圧力・干渉等が行われ、会計検査院の意思決定の中立性が損なわれるおそれがあると認められる。

したがって、この部分に記録された情報は、この情報を公にすることにより、法第5条第6号柱書きに規定する「国の機関」「が行う事務」「に関する情報であって、公にすることにより、」「当該事務」の性質上、当該事務」の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があると認められることから、法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

(13) について

別表の1欄に掲げる番号 に対応する2欄に掲げる部分には、具体的な検査事項の取扱方針が記録されている。そして、この情報には、具体的な検査手法等に関する情報が含まれている。

このため、このような情報が公になり、受検庁一般に知られることとなった場合には、前記3(2)のとおり、いわゆる検査対策を講ずることを容易にするなどして、現在又は将来における厳正かつ効果的な検査の実施に支障が生ずるおそれがあると認められる。

したがって、この部分に記録された情報は、この情報を公にすることにより、法第5条第6号イに規定する「検査」に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」があると認められることから、法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

(14) について

別表の1欄に掲げる番号 に対応する2欄に掲げる部分には、照会文書の発遣先の取扱いに係る情報が具体的に記録されている。そして、この情報には検査業務に係る審議及びその出席者等に関する情報が含まれている。

このため、このような情報が公になり、外部の者に知られることとなった場合には、前記3(3)のとおり、不当な圧力・干渉等が行われ、会計検査院の意思決定の中立性が損なわれたり同院の事務の遂行に支障を及ぼしたりするおそれがあると認められる。

したがって、この部分に記録された情報は、この情報を公にすることにより、法第5条第6号柱書きに規定する「国の機関」「が行う事務」「に関する情報であって、公にすることにより、」「当該事務」の性質上、当該事務」の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があると認めら

れることから、法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

(15) について

別表の1欄に掲げる番号 に対応する2欄に掲げる部分には、決算検査報告事項案の調整委員会への送付締切時期等や調整委員会の運営方法が記録されている。

諮問庁は、このような情報が開示されることにより、検査業務の締切期日等に関する情報、具体的な検査手法等に関する情報、検査業務に係る審議及びその出席者等に関する情報が明らかになり、検査逃れなどの不当な行為が行われるおそれ、指摘逃れなどの不当な行為が行われるおそれ、不当な圧力・干渉等が行われ、会計検査院の意思決定の中立性が損なわれたり同院の事務の遂行に支障を及ぼしたりするおそれが生ずると説明している。

しかし、このうち、別表の3欄に掲げる部分に記録された情報は、会議の一般的な運営方法に過ぎず、仮に公にしたとしても、検査業務の締切期日等に関する情報、具体的な検査手法等に関する情報、検査業務に係る審議及びその出席者等に関する情報が明らかになるものとは認められない。

したがって、この部分に記録された情報は、法第5条第6号イ及び柱書きに規定する不開示情報に該当するとは認められないことから、開示することが妥当である。

ただし、上記別表の2欄に掲げる部分のうち、別表の3欄に掲げる部分以外の残余部分には、検査業務の締切期日等に関する情報、検査業務に係る審議及びその出席者等に関する情報が記録されている。

このため、このような情報が公になり、受検庁又は外部の者に知られることとなった場合には、前記3(1)及び(3)のとおり、関係資料の提出遅延・拒否、関係書類の改ざん・隠ぺい等といった不適切な会計検査対応をとられるおそれ、不当な圧力・干渉等が行われ、会計検査院の意思決定の中立性が損なわれるおそれがあると認められる。

したがって、この残余部分に記録された情報は、この情報を公にすることにより、法第5条第6号イに規定する「検査」「に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」又は法第5条第6号柱書きに規定する「国の機関」「が行う事務」「に関する情報であって、公にすることにより、」「当該事務」「の性質上、当該事務」「の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があると認められることから、法に規定す

る不開示情報に該当すると認められる。

(16) について

別表の 1 欄に掲げる番号 に対応する 2 欄に掲げる部分には、統計情報入力シートに記入する項目が列挙された表が記録されている。

諮問庁は、このような情報が開示されることにより、具体的な検査手法等に関する情報が明らかになり、指摘逃れなどの不当な行為が行われるおそれが生ずると説明している。

しかし、このうち、別表の 3 欄に掲げる部分に記録された情報は、決算検査報告等で既に公表されている一般的な項目等に過ぎず、仮に公にしたとしても、具体的な検査手法等に関する情報が明らかになるものとは認められない。

したがって、この部分に記録された情報は、法第 5 条第 6 号イに規定する不開示情報に該当するとは認められないことから、開示することが妥当である。

ただし、上記の 2 欄に掲げる部分のうち、3 欄に掲げる部分以外の残余部分には、具体的な検査手法等に関する情報が記録されている。

このため、このような情報が公になり、受検庁一般に知られることとなった場合には、前記 3 (2) のとおり、いわゆる検査対策を講ずることを容易にするなどして、現在又は将来における厳正かつ効果的な検査の実施に支障が生ずるおそれがあると認められる。

したがって、この残余部分に記録された情報は、この情報を公にすることにより、法第 5 条第 6 号イに規定する「検査」「に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」があると認められることから、法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

(17) について

別表の 1 欄に掲げる番号 に対応する 2 欄に掲げる部分には、総長審議の運営方法が記録されている。

諮問庁は、このような情報が開示されることにより、検査業務に係る審議及びその出席者等に関する情報が明らかになり、不当な圧力・干渉等が行われ、会計検査院の意思決定の中立性が損なわれたり同院の事務の遂行に支障を及ぼしたりするおそれが生ずると説明している。

しかし、このうち、別表の 3 欄に掲げる部分に記録された情報は、会議の一般的な運営方法に過ぎず、仮に公にしたとしても、検査業務に係る審議及びその出席者等に関する情報が明らかになるものとは認められ

ない。

したがって、この部分に記録された情報は、法第5条第6号柱書きに規定する不開示情報に該当するとは認められないことから、開示することが妥当である。

ただし、上記の2欄に掲げる部分のうち、3欄に掲げる部分以外の残余部分には、検査業務に係る審議及びその出席者等に関する情報が記録されている。

このため、このような情報が公になり、外部の者に知られることとなった場合には、前記3(3)のとおり、不当な圧力・干渉等が行われ、会計検査院の意思決定の中立性が損なわれるおそれがあると認められる。

したがって、この残余部分に記録された情報は、この情報を公にすることにより、法第5条第6号柱書きに規定する「国の機関」「が行う事務」「に関する情報であって、公にすることにより、」「当該事務」の性質上、当該事務」の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があると認められることから、法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

#### (18) について

別表の1欄に掲げる番号 に対応する2欄に掲げる部分には、検査概要を作成する際の留意事項が記録されている。

諮問庁は、このような情報が開示されることにより、具体的な検査手法等に関する情報が明らかになり、指摘逃れなどの不当な行為が行われるおそれが生ずると説明している。

しかし、このうち、別表の3欄に掲げる部分に記録された情報は、検査概要を作成する際の一般的な留意事項に過ぎず、仮に公にしたとしても、具体的な検査手法等に関する情報が明らかになるものとは認められない。

したがって、この部分に記録された情報は、法第5条第6号イに規定する不開示情報に該当するとは認められないことから、開示することが妥当である。

ただし、上記の2欄に掲げる部分のうち、3欄に掲げる部分以外の残余部分には、具体的な検査手法等に関する情報が記録されている。

このため、このような情報が公になり、受検庁一般に知られることとなった場合には、前記3(2)のとおり、いわゆる検査対策を講ずることを容易にするなどして、現在又は将来における厳正かつ効果的な検査の実施に支障が生ずるおそれがあると認められる。

したがって、この残余部分に記録された情報は、この情報を公にする

ことにより、法第5条第6号イに規定する「検査」「に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」があると認められることから、法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

(19) について

別表の1欄に掲げる番号 に対応する2欄に掲げる部分には、特定の検査事項の施行状況についての取扱いが記録されている。そして、この情報には、検査業務の締切期日等に関する情報、具体的な検査手法等に関する情報が含まれている。

このため、このような情報が公になり、受検庁一般に知られることとなった場合には、前記3(1)及び(2)のとおり、関係資料の提出遅延・拒否、関係書類の改ざん・隠ぺい等といった不適切な会計検査対応をとられるおそれ、いわゆる検査対策を講ずることを容易にするなどして、現在又は将来における厳正かつ効果的な検査の実施に支障が生ずるおそれがあると認められる。

したがって、この部分に記録された情報は、この情報を公にすることにより、法第5条第6号イに規定する「検査」「に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」があると認められることから、法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

(20) について

別表の1欄に掲げる番号 は、「第2 意見表示と処置要求」に関する部分であり、意見表示と処置要求の制度に関する説明、法令の解説、過去の決算検査報告に掲記された事例等が記録されている。諮問庁は、この部分について、表題（目次に記録されているもの）を除き、すべて不開示としている。

諮問庁は、上記 に対応する2欄に掲げる部分に記録された情報が開示されることにより、具体的な検査手法等に関する情報、検査業務に係る審議及びその出席者等に関する情報が明らかになり、指摘逃れなどの不当な行為が行われるおそれ、不当な圧力・干渉等が行われ、会計検査院の意思決定の中立性が損なわれたり同院の事務の遂行に支障を及ぼしたりするおそれが生ずると説明している。

しかし、このうち、別表の3欄に掲げる部分に記録された情報は、制度及び法令の一般的な説明や既に公表されている決算検査報告の事例等に過ぎず、仮に公にしたとしても、具体的な検査手法等に関する情報、

検査業務に係る審議及びその出席者等に関する情報が明らかになるものとは認められない。

したがって、この部分に記録された情報は、法第5条第6号イ及び柱書きに規定する不開示情報に該当するとは認められないことから、開示することが妥当である。

ただし、上記の2欄に掲げる部分のうち、3欄に掲げる部分以外の残余部分には、検査手法等に関する情報が記録されている。

このため、このような情報が公になり、受検庁一般に知られることとなった場合には、前記3(2)のとおり、いわゆる検査対策を講ずることを容易にするなどして、現在又は将来における厳正かつ効果的な検査の実施に支障が生ずるおそれがあると認められる。

したがって、この残余部分に記録された情報は、この情報を公にすることにより、法第5条第6号イに規定する「検査」「に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」があると認められることから、法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

(21) <sup>21</sup>について

別表の1欄に掲げる番号<sup>21</sup>に対応する2欄に掲げる部分には、決算検査報告の部局等の名称の記述方法に関する留意事項が記録されている。

諮問庁は、このような情報が開示されることにより、検査業務に係る審議及びその出席者等に関する情報が明らかになり、不当な圧力・干渉等が行われ、会計検査院の意思決定の中立性が損なわれたり同院の事務の遂行に支障を及ぼしたりするおそれが生ずると説明している。

しかし、この部分に記録された情報は、指摘事項に係る部局等の名称の記述方法に関する抽象的な留意事項に過ぎず、仮に公にしたとしても、検査業務に係る審議及びその出席者等に関する情報が明らかになるものとは認められない。

したがって、この部分に記録された情報は、法第5条第6号柱書きに規定する不開示情報に該当するとは認められないことから、開示することが妥当である。

(22) <sup>22</sup>について

別表の1欄に掲げる番号<sup>22</sup>に対応する2欄に掲げる部分には、「各批難態様の観点別分類」の表、当該表の内容についての説明及び分類する際の留意事項等が記録されている。会計検査院においては、決算検査報告事項案を、合規性、経済性、効率性、有効性の観点等に分類すること

としており、これらの観点は上記「各批難態様の観点別分類」の表において、さらに詳細な批難態様に分類されている。

諮問庁は、このような情報が開示されることにより、具体的な検査手法等に関する情報が明らかになり、指摘逃れなどの不当な行為が行われるおそれが生ずると説明している。

しかし、このうち、別表の3欄に掲げる部分に記録された情報は、批難態様の項目の一例に過ぎず、仮に公にしたとしても、具体的な検査手法等に関する情報が明らかになるものとは認められない。

したがって、この部分に記録された情報は、法第5条第6号イに規定する不開示情報に該当するとは認められないことから、開示することが妥当である。

ただし、上記の2欄に掲げる部分のうち、3欄に掲げる部分以外の残余部分は、各批難態様の詳細な説明や留意点等であり、具体的な検査手法等に関する情報が記録されている。

このため、このような情報が公になり、受検庁一般に知られることとなった場合には、前記3(2)のとおり、いわゆる検査対策を講ずることを容易にするなどして、現在又は将来における厳正かつ効果的な検査の実施に支障が生ずるおそれがあると認められる。

したがって、この残余部分に記録された情報は、この情報を公にすることにより、法第5条第6号イに規定する「検査」「に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」があると認められることから、法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

(23) <sup>23</sup> について

別表の1欄に掲げる番号<sup>23</sup>は、「第3 検査報告」の「2 不当事項」、「3 処置済事項」、「4 特記事項」、「5 特定検査状況」及び「6 概況記述」に係る意義、取扱方針等が記録されている。

諮問庁は、上記<sup>23</sup>の2欄に掲げる部分に記録された情報が開示されることにより、検査業務の締切期日等に関する情報、具体的な検査手法等に関する情報、検査業務に係る審議及びその出席者等に関する情報が明らかになり、検査逃れなどの不当な行為が行われるおそれ、指摘逃れなどの不当な行為が行われるおそれ、不当な圧力・干渉等が行われ、会計検査院の意思決定の中立性が損なわれたり同院の事務の遂行に支障を及ぼしたりするおそれが生ずると説明している。

しかし、このうち、別表の3欄に掲げる部分に記録された情報は、決

算検査報告に掲記される事項に関する制度の説明、記述する際の留意事項等に過ぎず、仮に公にしたとしても、検査業務の締切期日等に関する情報、具体的な検査手法等に関する情報、検査業務に係る審議及びその出席者等に関する情報が明らかになるものとは認められない。

したがって、この部分に記録された情報は、法第5条第6号イ及び柱書きに規定する不開示情報に該当するとは認められないことから、開示することが妥当である。

ただし、上記の2欄に掲げる部分のうち、3欄に掲げる部分以外の残余部分には、検査業務の締切期日等に関する情報、具体的な検査手法等に関する情報が記録されている。

このため、このような情報が公になり、受検庁一般に知られることとなった場合には、前記3(1)及び(2)のとおり、関係資料の提出遅延・拒否、関係書類の改ざん・隠ぺい等といった不適切な会計検査対応をとられるおそれ、いわゆる検査対策を講ずることを容易にするなどして、現在又は将来における厳正かつ効果的な検査の実施に支障が生ずるおそれがあると認められる。

したがって、この残余部分に記録された情報は、この情報を公にすることにより、法第5条第6号イに規定する「検査」に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められることから、法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

(24) <sup>24</sup>について

別表の1欄に掲げる番号<sup>24</sup>に対応する2欄に掲げる部分には、決算検査報告等に関する質疑応答事例が記録されている。そして、質疑応答事例には、検査業務の締切期日等に関する情報、具体的な検査手法等に関する情報が含まれている。

このため、このような情報が公になり、受検庁一般に知られることとなった場合には、前記3(1)及び(2)のとおり、関係資料の提出遅延・拒否、関係書類の改ざん・隠ぺい等といった不適切な会計検査対応をとられるおそれ、いわゆる検査対策を講ずることを容易にするなどして、現在又は将来における厳正かつ効果的な検査の実施に支障が生ずるおそれがあると認められる。

したがって、この部分に記録された情報は、この情報を公にすることにより、法第5条第6号イに規定する「検査」に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易

にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」があると認められることから、法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

(25) <sup>25</sup>について

別表の 1 欄に掲げる番号 <sup>25</sup> に対応する 2 欄に掲げる部分には、計算証明書類の保管、閲覧等に関する情報が記録されている。そして、この情報には、業務の安全性に関する具体的な情報が含まれている。

このため、このような情報が公になった場合には、前記 3 (4) のとおり、会計検査院の事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、この部分に記録された情報は、この情報を公にすることにより、法第 5 条第 6 号柱書きに規定する「国の機関」「が行う事務」「に関する情報であって、公にすることにより、」「当該事務」「の性質上、当該事務」「の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があると認められることから、法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

(26) <sup>26</sup>について

別表の 1 欄に掲げる番号 <sup>26</sup> に対応する 2 欄に掲げる部分には、不審な郵便物等の取扱い方法が記録されている。そして、この情報には、業務の安全性に関する具体的な情報が含まれている。

このため、このような情報が公になった場合には、前記 3 (4) のとおり、会計検査院の事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、この部分に記録された情報は、この情報を公にすることにより、法第 5 条第 6 号柱書きに規定する「国の機関」「が行う事務」「に関する情報であって、公にすることにより、」「当該事務」「の性質上、当該事務」「の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があると認められることから、法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

(27) <sup>27</sup>について

別表の 1 欄に掲げる番号 <sup>27</sup> に対応する 2 欄に掲げる部分には、特定の検査事項が明らかとなる様式等が記録されている。そして、この情報には、検査業務の締切期日等に関する情報、具体的な検査手法等に関する情報が含まれている。

このため、このような情報が公になり、受検庁一般に知られることとなった場合には、前記 3 (1) 及び(2) のとおり、関係資料の提出遅延・拒否、関係書類の改ざん・隠ぺい等といった不適切な会計検査対応をとられるおそれ、いわゆる検査対策を講ずることを容易にするなどして、現在又は将来における厳正かつ効果的な検査の実施に支障が生ずるおそれがあると認められる。

したがって、この部分に記録された情報は、この情報を公にすることにより、法第5条第6号イに規定する「検査」「に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」があると認められることから、法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

#### 5 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、検査結果で導き出された問題点や、是正させた点については、何らかの形で納税者である国民や国民の代表からなる国会に報告または開示されてしかるべきであり、その過程の大部分が不開示とされるということは、検査そのものが適切に行われたかどうかを検証する道を閉ざすことにつながると主張している。そして、こうした状態にあることがむしろ、何らかの圧力などにより、検査に支障をきたすのみでなく、本来は掲載されるべき検査結果が闇に葬られる危険性もはらんでいると考えられるとも主張している。

これは、検査課業務の手引のうちなお不開示とされている部分を開示することが、本来は公表されるべき検査結果が隠ぺいされることを防ぐという公益に合致することから、法第7条に規定する公益上の理由による裁量的開示を行うべき場合に当たるとする趣旨の主張を含むものとも解される。

しかし、これらの部分を公にした場合、関係資料の提出遅延・拒否、関係書類の改ざん・隠ぺい等といった不適切な会計検査対応をとられるおそれ、いわゆる検査対策を講ずることを容易にするなどして、現在又は将来における厳正かつ効果的な検査の実施に支障が生ずるおそれが生ずるなど、会計検査院の検査の実施に軽視できない支障を及ぼすおそれがある。

したがって、法第7条の規定を適用して検査課業務の手引のうちなお不開示とされている部分を開示することに、これらの不利益を上回る利益があると認めるに足る公益上の必要性が特にあるとは認められない。

したがって、審査請求人の主張は採用することができない。

その他、審査請求人は種々の主張をするが、いずれも当審査会の結論を左右するものとは認められない。

#### 6 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、検査課業務の手引につき、諮問庁が不開示とすべきであるとしている部分のうち、別表の3欄に記載した部分は開示することが妥当であると判断した。

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会

委員 小木 曾 国 隆

委員 河 野 正 男

委員 早 坂 禧 子

(別表)

1 番号	2 諮問庁が不開示妥当と判断した部分	3 左のうち開示することが妥当な部分
第1 検査の計画、実施及び検査後の処理		
	1 - 1 頁の下 10 行目から下 6 行目まで、1 - 2 頁の 15 行目から 1 - 3 頁まで	全部
	1 - 4 頁の 2 行目から 1 - 9 頁まで	1 - 4 頁の 2 行目から下 3 行目まで、同下 1 行目、1 - 6 頁の 12 行目から 19 行目まで、1 - 7 頁の 12 行目から 1 - 8 頁の 4 行目まで
	1 - 12 頁の下 6 行目の 8 文字目から下 4 行目の 32 文字目まで	全部
	1 - 20 頁の様式 (同頁の左 2 列の表題の記録を除く。)、1 - 21 頁の様式 (同頁の左 1 列の表題の記録を除く。)	全部
	1 - 25 頁の 3 行目から 1 - 30 頁まで (1 - 29 頁の 1 行目、1 - 30 頁の 6 行目の表題の冒頭の番号を除き、目次の記録を含む。)	1 - 25 頁の 3 行目から 9 行目まで 1 - 30 頁の 6 行目の 4 文字目から下 1 行目まで (目次の記録を含む。)
	1 - 37 頁の 7 行目から 1 - 38 頁の 2 行目まで	全部
	1 - 38 頁の 3 行目から下 1 行目まで (表題の冒頭の番号を除き、目次の記録を含む。)	なし
	1 - 39 頁の 3 行目から 1 - 41 頁まで	なし
	1 - 42 頁 (表題の冒頭の番号を除き、目次の記録を含む。)	なし
	1 - 43 頁の 11 行目から 17 行目まで (表題の冒頭の記号を除き、目次の記録を含む。)	全部
	1 - 46 頁の 3 行目から 9 行目まで、1 - 49 頁の下 9 行目から下 2 行目まで、1 - 50 頁の下 7 行目の 7 文字目から下 3 行目まで	全部

1 番号	2 諮問庁が不開示妥当と判断した部分	3 左のうち開示することが妥当な部分
	1 - 5 2 頁の 2 行目から下 1 行目まで	なし
	1 - 5 3 頁から 1 - 5 6 頁まで (表題の冒頭の番号を除き、目次の記録を含む。)	なし
	1 - 5 7 頁の 3 行目から 1 - 6 0 頁の 1 1 行目まで	なし
	1 - 7 1 頁の枠内の表、1 - 7 2 頁の 1 行目のうち、時期に係る記録、1 - 7 2 頁の 1 1 行目から 1 5 行目まで(表題の冒頭の記号を除く。)、1 - 7 3 頁の 9 行目から 1 - 7 4 頁の 1 3 行目まで	1 - 7 3 頁の 9 行目から 1 3 行目の 1 5 文字目まで、同 1 3 行目の 2 3 文字目から下 1 3 行目の 3 1 文字目まで、同 下 1 2 行目から下 7 行目の 7 文字目まで、同 下 7 行目の 1 0 文字目、同 1 1 文字目、同 下 7 行目の 1 6 文字目から下 6 行目の 7 文字目まで、同 下 6 行目の 1 3 文字目から 1 - 7 4 頁の 4 行目の 4 文字目まで、同 6 行目から 1 3 行目まで
	1 - 7 8 頁	表題、表 - 1、表 - 2、表 - 4、表 - 5、表 - 6 のすべて、表 - 3 の 1 行目まで
	1 - 7 9 頁の 2 行目から 1 - 8 0 頁の 7 行目まで	1 - 7 9 頁の 2 行目から下 9 行目まで、同 下 8 行目の 5 文字目から下 7 行目の 4 文字目まで、同 下 7 行目の 1 2 文字目から 2 4 文字目まで、同 下 6 行目の 5 文字目から下 3 行目の 2 3 文字目まで、同 下 2 行目の 6 文字目から下 1 行目の 1 7 文字目まで、同 下 1 行目の 2 2 文字目から 1 - 8 0 頁の 5 行目の 1 文字目まで、同 5 行目の 9 文字目から 6 行目の 1 2 文字目まで、同 6 行目の 1 7 文字目から 7 行目まで
	1 - 8 4 頁の下 7 行目から 1 - 8 5 頁の 1 行目まで	1 - 8 4 頁の下 7 行目から下 6 行目の 5 文字目まで、同 下 5 行目の 4 文字目から 1 - 8 5 頁の 1 行目まで
	1 - 9 1 頁の 8 行目から 1 3 行目まで (表題の冒頭の記号を除き、目次の記録を含む。)	なし

1 番号	2 諮問庁が不開示妥当と判断した部分	3 左のうち開示することが妥当な部分
第2 意見表示と処置要求		
	2 - 1 頁から 2 - 1 9 頁まで (以下の表題を除く。) 2 - 1 頁の 1 行目、同 2 行目、2 - 2 頁の 1 行目、同 2 行目、同 6 行目、同下 5 行目、2 - 3 頁の下 8 行目、2 - 1 1 頁の下 1 1 行目、2 - 1 4 頁の 1 行目、同 2 行目、同 8 行目、2 - 1 5 頁の 1 行目、同下 1 0 行目、同下 9 行目、2 - 1 6 頁の 4 行目、同下 1 1 行目、2 - 1 7 頁の 1 行目	2 - 1 頁の 3 行目から下 1 行目まで、2 - 2 頁の 3 行目から 5 行目まで、同 7 行目から下 6 行目まで、同下 4 行目から 2 - 3 頁の下 9 行目まで、同下 7 行目から下 4 行目まで、2 - 5 頁の下 9 行目から下 1 行目まで、2 - 6 頁の下 8 行目から下 4 行目まで、2 - 7 頁の 8 行目、同 9 行目、同 1 5 行目から 2 - 9 頁の下 1 0 行目まで、2 - 1 1 頁の下 1 0 行目から下 8 行目の 7 文字目まで、同下 2 行目から 2 - 1 2 頁の 1 0 行目まで、同 1 6 行目から 2 - 1 3 頁まで、2 - 1 4 頁の 3 行目から 7 行目まで、同 9 行目から下 1 行目まで、2 - 1 5 頁の下 8 行目から 2 - 1 6 頁の 3 行目まで、同 5 行目から 1 6 行目まで、同下 1 0 行目から下 1 行目まで、2 - 1 7 頁の 2 行目から 2 - 1 9 頁まで
第3 検査報告		
21	3 - 5 頁の 1 0 行目から 3 - 6 頁の下 9 行目まで	全部
22	3 - 1 0 頁の < 記入例 > のうち「備考」欄の記録、3 - 1 1 頁から 3 - 1 9 頁まで	3 - 1 0 頁の < 記入例 > のうち「備考」欄の記録

1 番号	2 諮問庁が不開示妥当と判断した部分	3 左のうち開示することが妥当な部分
23	<p>3 - 20頁から3 - 74頁まで (以下の表題を除く。)</p> <p>3 - 20頁の1行目、同2行目、 3 - 22頁の4行目、同5行目、 3 - 27頁の1行目、同2行目、 3 - 31頁の1行目、3 - 43頁 の1行目、同2行目、同下5行目、 同下4行目、3 - 44頁の下11 行目、3 - 45頁の下9行目、3 - 47頁の1行目、同2行目、3 - 49頁の1行目、3 - 50頁の 3行目、同下8行目、3 - 53頁 の4行目、3 - 57頁の1行目、 同7行目、3 - 58頁の4行目、 3 - 59頁の1行目、3 - 60頁 の1行目、3 - 62頁の11行目、 3 - 63頁の1行目、3 - 65頁 の1行目、同2行目、3 - 66頁 の9行目、3 - 67頁の下8行目 (以下の表題の冒頭の番号又は記 号を除き、目次の記録を含む。)</p> <p>3 - 35頁の13行目、同14行 目、3 - 37頁の5行目、同6行 目、同下1行目、3 - 40頁の下 6行目、3 - 42頁の1行目</p>	<p>3 - 43頁の3行目から下6行目 まで、同下3行目、3 - 44頁の 10行目から14行目まで、3 - 47頁の3行目から3 - 48頁の 7行目まで、同下4行目から下1 行目まで、3 - 49頁の2行目か ら3 - 50頁の2行目まで、3 - 57頁の2行目から6行目まで、 同8行目から3 - 58頁の3行目 まで、同5行目から下1行目まで、 3 - 62頁の12行目から下1行 目まで、3 - 63頁の2行目から 下1行目まで、3 - 64頁、3 - 65頁の3行目から3 - 66頁の 8行目まで、同10行目から3 - 67頁の下9行目まで、同下7行 目から3 - 74頁まで</p>
24	3 - 75頁の2行目から3 - 78 頁まで	なし
第5 文書事務		
25	<p>5 - 12頁の下6行目から5 - 1 4頁まで、5 - 16頁から5 - 1 8頁まで、5 - 19頁の2行目か ら5 - 22頁まで (5 - 20頁は、「注意点」に係 る記録のみ)</p>	なし
26	5 - 23頁の12行目から15行 目まで	なし
第6 様式等		
27	6 - 19頁(表題の冒頭の番号を 除き、目次の記録を含む。)、6 - 25頁の下3行目の対総務課提 出文書の名称	なし

諮問事件：

諮問番号：平成21年（情）諮問第3号

事件名：会計検査院事務総長が平成20年8月に特定番号で受け付けた行政文書開示請求に対する不開示決定に関する件

諮問日：平成21年 3月19日

答申日：平成21年10月15日

## 答申書

### 第1 審査会の結論

会計検査院事務総長が平成20年8月に特定番号で受け付けた行政文書開示請求に係る文書について、開示請求に形式上の不備があることを理由に不開示とした決定は妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）第3条の規定に基づく開示請求に対し、処分庁である会計検査院事務総長が平成20年12月26日付け200普第378号により行った不開示決定について、その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の判読可能な部分の記載からは不明である。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 開示決定等の経緯

##### (1) 第1回補正の求め

審査請求人は、処分庁に対し、平成20年8月2日付けで開示請求を行った。

しかし、開示請求書の「開示を求める行政文書」欄に記載された内容には判読不明の部分があり、判読可能な部分についても当該開示請求に係る文書を特定するに足りる内容であるとは認められず、また、情報公開法第16条第1項に規定する開示請求に係る手数料（以下「開示請求手数料」という。）相当額の収入印紙が貼付されていなかった。

このため、処分庁は、この開示請求書には形式上の不備があるとして、情報公開法第4条第2項の規定により、審査請求人に対し、20年8月

25日付けで、相当の期間(14日)を定めた上、次のないしのとおり開示請求書の補正の求めを行った。

開示請求書の「開示を求める行政文書」欄に記載されていると解される文字を想定して処分庁が当該記載内容を清書した上、この清書した内容が請求内容と相違がないかの確認を求めるとともに、判読困難な部分について追記すること。

当該開示請求に係る文書を特定するに足りる具体的な情報(文書の作成時期、文書の種類又は名称等)を提供すること。

書面による開示請求である本件については、少なくとも開示請求書1通につき300円の収入印紙の貼付が必要であるとして、収入印紙を送付すること。

## (2) 第2回補正の求め

上記の第1回補正の求めに対し、審査請求人から、20年8月28日付けで、「行政文書開示請求書(H20.8.4付提出の補正)」と読み取れる文書(以下「補正書」という。)の提出及び開示請求手数料300円相当の収入印紙の送付があったものの、上記(1)により処分庁が求めた確認及び追記に対しては応答がなく、また、補正書に記載された内容にも判読不明の部分があり、判読可能な部分についても本件開示請求に係る文書を特定するに足りる内容であるとは認められなかった。

このため、処分庁は、審査請求人に対し、20年11月5日付けで、相当の期間(14日)を定めた上、開示請求書及び補正書について、前記(1)及びと同様の補正の求めを行った。

## (3) 第3回補正の求め

上記の第2回補正の求めの通知後、審査請求人から、20年11月5日付けで、「補正書」と読み取れる文書(以下「再補正書」という。)の提出があったものの、前記(1)による確認及び追記の求めに対しては応答がなく、また、再補正書に記載された内容にも判読不明の部分があり、判読可能な部分についても本件開示請求に係る文書を特定するに足りる内容であるとは認められなかった。さらに、再補正書の判読可能な部分には、「最終的に取り下げるということもあり得ます。」との記載が見受けられ、審査請求人が本件開示請求を行う意思を継続して有しているかにつき疑義が生じた。

このため、処分庁は、審査請求人に対し、20年12月8日付けで、相当の期間(14日)を定めた上、開示請求書、補正書及び再補正書について、前記(1)及びと同様の内容に次の内容を加え、補正の

求めを行った。

本件開示請求を取り下げる意思を有する場合は、指定の期日までに連絡すること。

そして、上記第3回補正の求めに対し、審査請求人から処分庁が指定した期日までに回答がなかったため、処分庁は、審査請求人は本件開示請求を取り下げる意思がなく、また、補正の求めに応じる意思もないものと判断し、開示請求書の「開示を求める行政文書」欄（補正書及び再補正書を含む。）の記載内容では、当該開示請求に係る文書を特定するに足りる事項の記載が不十分であることから、本件開示請求には形式上の不備があると認め、不開示決定を行った（平成20年12月26日付け200普第378号）。

## 2 諮問庁の所見

以上のとおり、本件開示請求には形式上の不備があるとして不開示とした本件開示請求に係る処分は適法かつ妥当なものである。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

平成21年	2月27日	審査請求人から意見書を收受
同年	3月19日	諮問書の收受
同年	3月27日	審査請求人から追加意見書を收受
同年	4月17日	審査請求人から追加意見書を收受
同年	5月27日	審議
同年	6月1日	審査請求人から追加意見書を收受
同年	6月29日	諮問庁から意見書を收受
同年	7月29日	諮問庁の職員（会計検査院事務総長官房法規課長ほか）からの口頭説明の聴取及び審議
同年	8月5日	審査請求人から追加意見書を收受
同年	8月17日	審査請求人から追加意見書を收受
同年	8月21日	審査請求人から追加意見書を收受
同年	9月9日	審議
同年	10月14日	審議

## 第5 審査会の判断の理由

当審査会において、処分庁あてに送付された開示請求書を確認したところ、記載された内容には、判読困難な部分が多く、判読可能と考えられる

記載部分についても、開示請求に係る文書を特定するに足りる内容であるとは認められず、本件開示請求には形式上の不備がある。

処分庁は、審査請求人に対して、相当の期間を定めて開示請求書、補正書及び再補正書に記載されていると解される請求内容の確認、判読不明の部分の追記及び行政文書を特定するに足りる具体的な情報の提供を内容とする補正の求めを行っており、補正の求めはいずれも情報公開法第4条第2項の趣旨に照らして相当である。しかし、審査請求人は処分庁による補正の求めに応じていないものと認められる。

以上のことから、本件開示請求に形式上の不備があることを理由として不開示とした決定は妥当であると判断した。

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会

委員 小木曾 国 隆

委員 河 野 正 男

委員 早 坂 禧 子

諮問事件：

諮問番号：平成21年（情）諮問第1号

事件名：平成19年度決算検査報告に掲記された特定の地方公共団体における国土交通省所管国庫補助金の不適正な経理処理について、補助金予算科目が特定できる資料の不開示決定に関する件

諮問日：平成21年 2月20日

答申日：平成21年11月16日

## 答申書

### 第1 審査会の結論

平成19年度決算検査報告に掲記された特定の地方公共団体（以下「本件地方公共団体」という。）における国土交通省所管国庫補助金の不適正な経理処理の補助金予算科目が特定できる資料（以下「本件対象文書」という。）について、その全部を不開示とした決定は妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第3条の規定に基づく開示請求に対し、処分庁である会計検査院事務総長が21年1月19日付け210普第17号により行った不開示決定について、その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の主たる理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### (1) 審査請求書

ア 本件地方公共団体による不正経理は、県民国民を欺く行為であり、さらに、虚偽文書を作成するとは、法治国家の中枢を成す公務員及び行政の取るべき行動ではない。

会計検査院は、様々な理由付けをして不開示決定を正当化しているが、国民の模範を示すべき公務員が不法行為を働くこと自体が言語道断であり、不法行為に関する文書を不開示とすることは、それに加担する行為に等しい。

イ 法第1条の趣旨からすれば、本件のような不法行為に関する資料はすべて開示されるべきである。会計検査院の不開示理由は、納税する

国民側に立った視点のものではなく、むしろ、行政側の都合によるものと考えられる。会計検査院には、検査し、報告するだけでなく、不正行為を二度とさせない強い姿勢を示すことが求められている。

ウ 法第5条第5号に規定する率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれは、既に決算検査報告として公表されたものに対しては、不開示理由に該当しない。

また、同号に規定する不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ、特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれについても、不正経理は県民国民に対する背信行為であり、開示したとしても混乱は生じないばかりか、特定の者に不利益を及ぼすものでもないことから、不開示理由に該当しない。むしろ、背信行為者に利益を与えることになる。

エ 法第5条第6号イに規定する検査に係る事務に関し正確な事実の把握を困難にするおそれ等は、既に決算検査報告として公表されたものに対しては、不開示理由に該当しない。むしろ、積極的に開示されるべきであり、結果的に公務員による税金の無駄遣いが減少するものと思料される。

オ 法第5条第2号イに規定する法人等の正当な利益を害するおそれとは、行政間での手続が正常に行われた場合にのみ適用されるべきである。既に本件地方公共団体からは関係文書200枚の情報公開が行われ、法人等の情報についても明らかになっていることから、上記おそれを理由に不開示とすることは、不正経理を行った悪意の者をほう助することになり、また、国と本件地方公共団体における法解釈に矛盾を来し整合性を欠くことになる。

## (2) 意見書

ア 日本国憲法第17条、第97条、第98条及び第99条の規定によると条規に反する行為の全部又は一部は効力を有せず、国民は、公務員の不法行為により損害を受けたときには、法律の定めにより賠償を求めることができると解釈できる。国民の権利（主権在民）を行使する上で、行政及び公務員の不法、不正行為に目を背けることはできない。

会計検査院の平成19年度決算検査報告により、本件地方公共団体の補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律違反が判明した。そして、その記載内容から本件地方公共団体の職員は、虚偽公文書作成・同行使等及び公金詐欺の刑法犯に該当するものと考えられる。

この結果、本件地方公共団体は補助金を返還することになり、さらには適正な会計処理を行っていれば支払う必要のなかった延滞加算金等も支払うことになったことは、県民の実害である。

また、地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第16項には、「地方公共団体は、法令に違反してその事務処理をしてはならない。」と規定されており、本件地方公共団体が行った不正経理は、同項にも違反している。

したがって、憲法第17条に規定する公務員の不法行為による国家賠償の権利を行使する目的で、情報開示を求めたものである。

イ 法第1条の趣旨からすれば、政府の諸活動を国民に説明する責務を全うし、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進を図る上で、本件の部分開示は当然のことである。

しかし、諮問庁が本件に関して作成した意見書の主張によると、本件対象文書のすべてについて、不開示妥当の結論となっている。これでは、法の本来の目的から著しく掛け離れ、会計検査院は法の対象外の仕組みとなっているものと思料される。

会計検査院の検査過程における情報のすべてを開示することが同院の検査に支障を来すことは理解できるが、不法行為の確定部分に関する情報の部分開示は可能なはずである。

ウ 憲法第17条に基づく訴追を行うためには、上記イの不法行為の確定部分に関する情報の部分開示が必要不可欠である。

今回の開示請求は、審査請求人ができる範囲から行政訴追を進める上で必要なものであり、それを妨げる不法行為者の擁護と理解されるような法の運用は許されず、また、公務員の訴追に関する憲法上の権利は尊重されるべきであるから、最大限部分開示されるべきものである。

エ 会計検査院が決算検査報告で公表した指摘事項について、既に本件地方公共団体からは資料(業者名・金額の分かるもの、請求書、りん議書、国に提出した報告書等)の開示を受けており、すべてを不開示とした会計検査院の対応とは顕著な差異が生じていることは、情報公開制度に一石を投じるものである。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件対象文書及び処分概要

##### (1) 本件対象文書の特定

審査請求人は、20年12月15日付けで、会計検査院事務総長に対

して、平成19年度決算検査報告に掲記された国土交通省所管国庫補助金の不適正な経理処理のうち、本件地方公共団体に係る経理処理がそれぞれ国の補助金予算科目のどれに該当するか特定（確定）できる資料について開示請求を行った。

処分庁は、上記開示請求に対して、平成19年度決算検査報告に掲記された「国庫補助事業に係る事務費の執行に当たり、虚偽の内容の関係書類を作成するなど不適正な経理処理を行って物品の購入等に係る需用費を支払ったり、補助の対象とならない用途に賃金や旅費を支払ったりしていたもの」等の指摘事項（以下「19年度報告事項」という。）における本件地方公共団体の指摘に係る検査資料として、下記の文書を特定した。

ア 指摘の態様等を整理した資料

イ 予算科目別の国庫補助事務費に関する資料

ウ 予算科目について整理した資料

## (2) 不開示決定

処分庁は、21年1月19日付けで、本件対象文書が19年度報告事項に係る検査過程、すなわち、20検査年次の検査過程において、会計検査院が特定の検査事項の取りまとめのために作成・使用するなどした検査資料であり、同院の一定の検査上の関心ないし検査の目的に基づいて整備が行われたものであるなどとして、後記2及び3と同様の理由により、不開示決定を行った。

## (3) 審査請求の提起

審査請求人は、21年1月23日付けで、上記不開示決定の処分を不服として審査請求を提起した。

## 2 検査資料の一般的な不開示情報該当性

本件対象文書は、会計検査院が本件地方公共団体に対する20検査年次の検査過程において、特定の検査事項の取りまとめのために作成・使用するなどした検査資料である。

一般に、検査資料が開示され、その種別・内容等に関する情報が公にされた場合には、次の(1)から(4)までのようなおそれがある。

### (1) 受検庁の会計検査に対する理解と協力の前提を掘り崩すおそれ

会計検査院が実施する会計検査は、現行制度上、捜査機関が行う犯罪捜査等とは異なり、あくまでも受検庁の理解と協力を得て行われるものである。したがって、検査の実施に当たっては、会計検査院が「常時」会計検査を実施し、「会計経理を監督し、その適正を期し、且つ、是正

を図る」(会計検査院法(昭和22年法律第73号)第20条第2項)という会計検査の目的の適切かつ効果的な達成を図るためには、同院と受検庁が検査する者と検査される者としての一定の緊張関係を保ちつつ、一定の信頼関係・協力関係に立つことが必要となる。

そして、検査過程では、会計検査院と受検庁との間で率直な意見の交換ないし真剣かつ真摯な討議が行われることが重要である。なぜなら、会計検査院が常時会計検査を実施することを通じ上記のような検査の目的を適切かつ効果的に達成していくためには、検査の結果等に関する相互の率直な意見の交換ないし真剣かつ真摯な討議を通じ、同院と受検庁が事実関係の正確な把握とこれに対する適切な評価を共有することが必要となるからである。

このようなことから、会計検査院は、審理・判断の過程を経て最終的な検査官会議の議決を経た最終的・確定的な検査の結果等に関する情報以外のもの、すなわち、検査過程又は審理・判断の過程における未成熟な検査の結果等に関する情報については、従来、不公表としている。

そして、受検庁は、審理・判断の過程を経て最終的な検査官会議の議決を経た最終的・確定的なもの以外の検査の結果等に関する情報については、その性質上公表されないものであることを前提として会計検査院の検査に協力し、各種の検査資料の提出、これらに関する所要の説明及び検査に必要な情報の提供を含む同院との率直な意見の交換ないし検査の結果等に関する真剣かつ真摯な討議等を行っているのであり、最終的・確定的なもの以外の検査の結果等に関する情報がその性質上公表されないものであることは、受検庁の同院の検査に対する理解と協力の前提である。

したがって、このような情報が公にされた場合には、会計検査院の検査過程又は審理・判断の過程における情報の不公表に対する受検庁一般又はその他の関係者一般の信頼を損ね、同院の検査に対する受検庁の理解と協力の前提を掘り崩し又は同院に対する不信感を呼び起こし、現在又は将来の検査過程における各種の検査資料の円滑な提出、検査に必要な情報の円滑な提供等を含む同院と受検庁との間の率直な意見の交換ないし検査の結果等に関する真剣かつ真摯な討議の実施に著しい支障を及ぼすおそれがある。

よって、このような情報を公にすることは、会計経理の適正を期し、是正を図るなどの会計検査の目的の適切かつ効果的な実現を図ることに著しい支障を及ぼすおそれ、すなわち、会計検査院の正確な事実の把握

を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするなどのおそれがある。

(2) 受検庁による不適切な会計検査対応を招来するおそれ

また、上記(1)のとおり、会計検査院の実施する会計検査は受検庁の理解と協力を得て行われるものであるが、同院が検査の結果等を決算検査報告等に掲記し、公表することが受検庁に対する社会的非難を招来するなど多方面に大きな影響を及ぼす場合があることなどから、同院が検査の結果等を決算検査報告等に掲記し、同院の正式な指摘事項等として公表するまでの過程では、受検庁により様々な会計検査対応が行われる。

すなわち、会計検査院が実地検査等の検査過程で検査の端緒をつかみ、実地検査の延長である検査過程で受検庁から各種の検査資料の提出、検査に必要な情報の提供を受けるなどして事実関係を把握し、質問文書を作成して受検庁に発遣し、質問文書に対する回答文書を受領するまでの過程では、当該検査の結果等が決算検査報告等に掲記され、公表されることを極力回避しようとする受検庁により、関係者の口裏合わせ、関係書類の改ざんといった隠ぺい工作等の不適切な会計検査対応が行われる例も見受けられる。

また、会計検査院が行う資料提出要求又は検査に必要な情報の提供要求に対し、当該資料又は情報を提出又は提供した場合にはこれが公にされるおそれがあるなどとして受検庁がその提出又は提供をちゅうちょし又はこれに難色を示す場合も少なくない。

そして、一般に、ある検査事項に関する検査資料が開示された場合には、当該受検庁のほか、他の受検庁においても、検査資料に関する情報は一般に公にされるもの又はその蓋然性が高いものであると受け止められるおそれがある。上記のような会計検査の現実を踏まえれば、受検庁一般にそのように受け止められた場合には、現在又は将来の検査過程において、受検庁により当該検査資料の開示を理由ないし口実とする不適切な会計検査対応が行われ、会計検査院として必要な検査資料の提出、検査に必要な情報の提供等が得られない事態を招来するおそれがあり、もって同院による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするなどのおそれがある。

なお、このような不適切な会計検査対応の理由ないし口実を与えるおそれは、会計検査院による検査の結果等が受検庁にとって重大な事態であり、問題の所在が表面化することそれ自体を回避しようとするような

場合であればあるほど現実的なものとなることは、会計検査における経験則に照らし明らかである。

(3) 具体的な検査の着眼点、検査手法等に関する情報が外部に流出するおそれ

一般に、会計検査院の検査活動は、その性質上一定の密行性ないし秘密性を有するものであり、検査対象である特定の検査事項及びこれに関する具体的な検査活動の内容、進ちょく状況、具体的な検査の着眼点及び検査手法、検査結果の取りまとめに関するノウハウ等については、いずれも検査上の秘密に属する事項であって、これらに関する情報については、現在又は将来の検査過程における同種又は類似の検査事項に対する厳正かつ効果的な検査の実施のために同院内部に蓄積され、外部には秘匿されるべき性質のものである。

そして、検査資料は、特定の検査事項の検査過程において具体的な検査上の関心ないし検査の目的に従って収集・整備されるものであるから、その収集・整備の状況は、当該検査事項及びこれに関する具体的な検査活動の内容、その進ちょく状況等を端的に示すものであり、また、検査資料は、具体的な検査の着眼点、検査手法等に基づき取得又は作成されるものであるから、検査資料の種別・内容等に関する情報からは、具体的な検査の着眼点、検査手法、さらには検査結果の取りまとめに関するノウハウ等を推知することが可能である。

したがって、検査資料の種別・内容等に関する情報が公にされた場合には、会計検査院が現在又は将来の検査過程で同種又は類似の検査事項に対する検査を実施する場合において、上記のような検査上の秘密に属する情報又はこれを推知することが可能な情報を受検庁に察知され、同院の实地検査の実施等に備え、あらかじめ周到な实地検査対策を施され又は所要の検査資料の収集（検査に必要な情報の収集を含む。）を阻害されるなどして、厳正かつ効果的な検査の実施に支障を及ぼすおそれがある。

すなわち、このような情報を公にすることは、会計検査院の正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするなどのおそれがあり、また、特定の受検庁又はその他の関係者に不当に利益を与えるおそれがある。

なお、会計検査院の実施する会計検査は、基本的に、特定の検査箇所に対する实地検査の終了により完結し又は同院が実施した検査の結果等がある年度の決算検査報告等に掲記することで完結するものではなく、

同種又は類似の検査が繰り返し又は複数年次にわたって継続的に行われることが少なくない。このため、ある不開示情報の不開示情報該当性(一定の「おそれ」の有無)を判断するに当たっては、このような会計検査院の会計検査の特質ないしその実施状況について十分に斟酌されなければならない。

(4) 公正・慎重な審理・判断の確保に支障を及ぼすおそれ

検査過程又は審理・判断の過程における不公表の取扱いの趣旨・目的は、外部の不当な圧力・干渉等を排除した中立的立場からの厳正かつ円滑な検査の実施及び検査の結果等に対する公正・慎重な審理・判断の機会を確保することにある。そして、検査資料は、検査過程又は審理・判断の過程における検査の結果等に関する情報であり、上記(3)のとおり、当該検査資料の種別・内容等に関する情報からは、具体的な検査の着眼点、検査手法等を知り又は推認することが可能である。

したがって、検査資料の種別・内容等に関する情報を公にすることは、会計検査院内部における公正・慎重な審理・判断の機会を確保するために設けられた審理・判断の過程の手続的な意義を損ねるのみならず、同院に対する外部の不当な圧力・干渉等を招来するなどして、同院内部の審理・判断の過程における出席者相互間の自由で率直な意見交換等に基づく多角的な観点からの慎重かつ周到な審理・判断に支障を及ぼすおそれがある。

すなわち、会計検査院内部における率直な意見の交換等を不当に損ね、審理・判断に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼし、また、同院の独立機関としての意思決定の中立性を不当に損ねるおそれがある。

3 本件対象文書の不開示情報該当性

(1) 法第5条第6号(イ及び柱書き)該当性

ア 前記2の(1)から(3)までにおいて論じた点を踏まえると、本件対象文書に記録された情報は、この情報を「公にすることにより」、会計検査院が検査過程で「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」(法第5条第6号イ)があり、不開示情報に該当する。

イ 本件対象文書に記録された情報は、会計検査院が行う検査の過程又は審理・判断の過程における事務に関する情報であり、法第5条第6号柱書きに規定する「国の機関」が行う「事務」に関する情報に該当する。そして、本件対象文書に記録された情報が公にされ、その種別・内容等が明らかとされることにより生ずるおそれとは、前記2の(4)

で論じたとおりである。

したがって、本件対象文書に記録された情報は、この情報を「公にすることにより」、会計検査院の「検査」に関する「事務」の「性質上」、「当該事務」の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」（法第5条第6号柱書き）があり、不開示情報に該当する。

(2) 法第5条第5号該当性

本件対象文書に記録された情報は、会計検査院内部又は同院と受検庁等との間の「審議、検討又は協議」に関する情報であり、法第5条第5号に規定する「国の機関」、「地方公共団体」の「内部又は相互間」における「審議、検討又は協議に関する情報」に該当する。

そして、前記2の(1)、(3)及び(4)において論じた点を踏まえると、本件対象文書に記録された情報を公にすることにより、会計検査院と受検庁との間の率直な意見の交換ないし検査の結果等に関する真剣かつ真摯な討議の実施に著しい支障を及ぼすおそれ、同院内部における率直な意見の交換等を不当に損ね、同院の独立機関、国等の機関の会計検査を担当する専門機関としての意思決定の中立性を不当に損ねるおそれ及び同院の具体的な検査の着眼点、検査手法等に関する情報が外部に流出し、特定の受検庁又はその他の関係者に同院の検査による指摘を免れる術を教示する結果となるなどのおそれがある。

したがって、本件対象文書に記録された情報は、この情報を「公にすることにより」、検査過程又は審理・判断の過程における「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」及び会計検査院の検査に関係する「特定の者に不当に利益を与え」るおそれ（法第5条第5号）があり、不開示情報に該当する。

(3) 法第5条第2号イ該当性

さらに、本件対象文書の一部には、法人の名称の情報が記録されている。

当該情報は、法人等に関する情報であって、この情報を「公にすることにより」、当該法人等の「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」（法第5条第2号イ）であり、不開示情報に該当する。

(4) 部分開示の適否

本件対象文書は、会計検査院が本件地方公共団体に対する20検査年次の検査過程において、特定の検査事項の取りまとめのために作成・使用するなどした検査資料であるから、それ全体として当該検査事項に関

する一つの検査資料であり、前記3の(1)及び(2)のとおり、その種別・内容等を明らかにすることが法第5条第6号(イ及び柱書き)及び第5号に規定する「おそれ」を生じさせる。そして、このような「おそれ」を生じさせるという点については、本件対象文書を構成する各文書の種別・内容等の情報の一部を明らかにする場合についても同様である。

したがって、本件対象文書に記録された情報は、文書ごとにそれぞれその全体が検査資料の種別・内容等に関するひとまとまりの情報として、法第5条第6号(イ及び柱書き)及び第5号に該当することから、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができる(法第6条第1項)か否かを検討する必要はない。

#### (5) 諮問庁の所見

以上のことから、本件不開示決定の処分は妥当である。

### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

平成21年	2月20日	諮問書の收受
同年	4月30日	諮問庁から意見書を收受
同年	5月27日	諮問庁の職員(会計検査院第5局特別検査課長ほか)からの口頭説明の聴取、本件対象文書の見分及び審議
同年	6月8日	審査請求人から意見書を收受
同年	10月14日	審議
同年	11月11日	審議

### 第5 審査会の判断の理由

#### 1 諮問の経緯及び当審査会の判断の対象について

本件諮問事件は、20年12月に行われた開示請求に対し、処分庁が本件対象文書を開示請求の対象文書として特定した上で、21年1月に本件対象文書を不開示とする決定を行った事案に係るものである。

そして、同年同月に審査請求人より、この処分に対する審査請求が申し立てられたことから、同年2月に諮問庁は当審査会に対する諮問を行っている。

審査請求人は、本件不開示決定の取消しを求めているため、同決定を対象として、以下、その当否を検討することとする。

#### 2 本件対象文書について

本件対象文書は、平成19年度決算検査報告に掲記された国土交通省所管国庫補助金の不適正な経理処理のうち、本件地方公共団体に係る経理処

理がそれぞれ国の補助金予算科目のどれに該当するか特定（確定）できる資料として開示請求があったものである。

当審査会において本件対象文書を見分するなどして調査したところ、本件対象文書はすべて、20検査年次の検査過程において、会計検査院が特定の検査事項の取りまとめのために作成・使用するなどした検査資料であると認められる。

### 3 会計検査院の検査及び検査の結果等の取扱い等について

一般に、会計検査院の検査、検査の結果等の取扱い及びこれらに関する情報の取扱い等については、次のような事情が認められる。

#### (1) 会計検査院の検査

会計検査院が行う検査は、捜査機関による搜索、差押えのように直接的・物理的な強制力の行使を伴うものではなく、同院では、検査過程において、受検庁に対し、口頭での説明や意見交換に加え、同院が指定した形式に基づく各種の検査資料の作成・提出を求めるなどして、事実関係の把握等を行っている。

そして、上記のような検査の結果、会計経理上の疑義が生じた場合には、会計検査院が把握し、整理した事実関係、検査上生じた疑義、当該事態及びその発生原因に関する所見等を記載した質問文書を受検庁に発遣し、質問文書に対する受検庁の回答を回答文書として受領することなどの過程を通じて、受検庁と継続的に討議を行っている。

これにより、会計検査院では、事実関係の正確な把握に努めるとともに、当該事態の発生とその是正改善についての第一次的な責任と権限を有する受検庁との間で事態の認識や評価の共有を図り、真の発生原因の究明、実効ある是正改善方策の追求等を行っている。

#### (2) 検査の結果等の取扱い

実施した検査の結果等の取扱いについて、会計検査院では、内閣から独立して国等の会計検査を担当する専門機関としての同院の指摘等が及ぼす影響の大きさなどにかんがみ、同院内部に何段階にもわたる慎重な審理・判断の過程を設け、様々な観点から審議を行っている。そして、会計検査院では、これら各段階における審議を経て最終的に検査官会議の議決を経た検査の結果等のみを決算検査報告に掲記するなどし、正式な指摘事項等として公表することとしている。

#### (3) 検査過程及び審理・判断の過程における情報の不公表の取扱い

会計検査院では、上記(1)及び(2)のような検査過程及び検査の結果等に対する審理・判断の過程を設けている意義を十全なものとするよう、

すなわち、十分な情報・資料の収集、受検庁との率直な意見交換・討議等を確保し、また、外部からの不当な圧力・干渉等を排除し、中立的な立場から厳正かつ公正に検査及び審理・判断を行うことができるよう、これらの過程における情報は外部に公表しないという立場をとっている。

また、会計検査院では、特定の検査事項に関し、検査過程において収集、作成等される検査資料に記録された情報を公にすれば、検査事項、検査内容、検査の着眼点のほか、具体的な検査手法等が明らかになり、検査の実施及び検査の結果等の審理・判断に支障が生ずるおそれがあるとしている。

#### (4) 会計検査における受検庁との協力関係

会計検査院が検査を遂行する上において、同院と受検庁とは、検査を実施する者と検査を受ける者という立場での緊張関係に立つ一方で、国等の会計経理の適正を期し、かつ、是正を図るという会計検査の目的を達成するため、一定の信頼関係・協力関係にもあるものと考えられる。

会計検査院と受検庁の間では、検査過程における検査の結果等に関する情報は、あくまで検査の一過程におけるものであって、最終的な結論と異なることの少なくない未成熟なものであるという前提がある。

そして、前記(2)のように、会計検査院の正式な検査の結果等（指摘事項等）とされるのは、検査過程及び所定の審理・判断の過程を経て決算検査報告に掲記するなどされたもののみであるというのが同院の取扱いであり、この最終的な意思決定に至るまでの間においては、問題とされた事態について、事実関係の認識及びこれに対する評価を共有するなどのため、同院と受検庁との間で十分な情報・資料に基づいて率直な意見交換及び様々な角度からの十分な討議を行い、それらも踏まえて慎重な審理・判断を行うことが必要とされている。

このため、検査過程において、検査資料の作成・提出、質問文書と回答文書の授受等を通じて行われる会計検査院と受検庁との間での資料等の提出及び討議については、十分な情報・資料の提供、率直な意見交換等を確保することが必要となる。このようなことから、会計検査院と受検庁の間では、特定の検査事項に関して提出される検査資料や質問文書・回答文書の内容等は、そのまま外部に公表されるものではないという信頼の下で、その提出及び授受等が行われているものと認められる。

このような会計検査院と受検庁の間における信頼を前提とする検査過程及び検査の結果等に関する審理・判断の過程における不公表の取扱

いは、現在又は将来の検査過程における十分な情報・資料の提供及び収集と率直な意見交換等を確保する上で理由のないものではないと認められる。

#### 4 不開示情報該当性について

当審査会において本件対象文書を見分するなどして調査したところ、本件対象文書は、20検査年次の検査過程において、本件地方公共団体における国庫補助事業に係る事務費の執行に際しての不適正な経理処理の具体的な内容を把握するために、会計検査院が本件地方公共団体から検査に必要な情報の提供を受け作成した検査資料であり、この種別・内容からは、同院の具体的な検査手法、検査結果の取りまとめに関するノウハウ等を端的に読み取ることができるものである。

このため、これらの情報が公になり、本件地方公共団体以外の受検庁等一般に知られることとなった場合には、会計検査院が現在又は将来において同種・類似の検査を行う場合の検査手法、検査結果の取りまとめに関するノウハウ等が明らかになり又は推認され、受検庁等においていわゆる検査対策を講ずることを容易にするなどして、現在又は将来における厳正かつ効果的な検査の実施に支障が生ずるおそれがあると認められる。

したがって、本件対象文書に記録された情報は、この情報を公にすることにより、法第5条第6号イに規定する「検査」「に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」があると認められることから、同条第6号柱書き及び第5号該当性等について判断するまでもなく、法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

#### 5 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、既に本件地方公共団体から19年度報告事項に関する資料の開示を受けており、この資料に記録されている情報と同一の情報については開示すべきであると主張している。

しかし、本件対象文書に同一の情報が含まれているとしても、それを公にすることとすれば、具体的な検査手法、検査結果の取りまとめに関するノウハウ等が推認されるものと認められ、審査請求人の主張は採用することができない。

また、審査請求人は、本件対象文書に不開示情報に該当する情報が含まれているのならば、その部分のみを不開示とし、その他の部分については開示すべきであると主張している。

しかし、前記のとおり、本件対象文書の種別・内容からは、具体的な検

査手法、検査結果の取りまとめに関するノウハウ等が明らかになることから、本件対象文書の一部を開示しても、会計検査院が作成した検査資料の種別・内容が明らかになることで、不開示情報を開示することと同様の結果をもたらすことになるものと認められ、審査請求人の主張は採用することができない。

その他、審査請求人は種々の主張をするが、いずれも当審査会の結論を左右するものとは認められない。

#### 6 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書を不開示とした決定は妥当であると判断した。

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会

委員 小木曾 国 隆

委員 河 野 正 男

委員 早 坂 禧 子

諮問事件：

諮問番号：平成21年（情）諮問第2号

事件名：陸上幕僚監部の平成18年度「陸上自衛隊史」の特定の頁のうち  
の一部開示決定に関する件

諮問日：平成21年 2月26日

答申日：平成21年11月16日

## 答申書

### 第1 審査会の結論

陸上幕僚監部の平成18年度「陸上自衛隊史」全文の開示請求の対象として特定された「平成18年度陸上自衛隊史」における特定の頁について、その一部を不開示とした決定は妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第3条の規定に基づく開示請求に対し、処分庁である会計検査院事務総長が21年1月23日付け210普第24号により行った一部開示決定について、不開示とした部分の決定の取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の主たる理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

ア 記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

イ 本件開示決定通知書は、当該文書のどの部分を不開示としたか具体的に特定しておらず、行政処分として違法の疑いが持たれる。また、技術的なミスによって誤った部分に被膜が施される可能性が他省庁による措置においても起こり得るため、不開示部分の特定（何頁の何行目という形で）がなされるべきである。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 開示決定等の経緯

##### (1) 事案の移送

本件開示請求は、防衛大臣に対し、「陸上幕僚監部の平成18年度「陸上自衛隊史」全文」の開示を求めたものである。

この開示請求に対し、防衛大臣は、陸上幕僚監部で作成した「平成18年度陸上自衛隊史」を特定した上、当該陸上自衛隊史のうち339頁及び615頁（以下、これらの2頁を「本件対象文書」という。）については、これらに記録された情報の一部に会計検査院の検査事務に係るものが含まれているとして、法第12条第1項の規定に基づき、処分庁に事案を移送した。

(2) 不開示決定

事案の移送を受けた処分庁は、本件対象文書の「会計検査・会計監査」についての情報が記録された部分のうち、18検査年次において会計検査院が実施した会計検査に係る具体的な検査事項、検査の結果等に関する情報については不開示とし、会計検査の実施状況、内部監査の実施状況及び予算等についての情報については、法に規定する不開示情報のいずれにも該当しないと判断から、当該情報が記録された部分は開示とする旨の一部開示決定を行った。

(3) 審査請求の提起

審査請求人は、上記一部開示決定の処分を不服として、21年2月10日付けで審査請求を提起した。

2 本件対象文書に記録された情報の内容

(1) 陸上自衛隊史

陸上幕僚監部等の各部隊等は、「陸上自衛隊の部隊史に関する達」（昭和43年9月26日陸上自衛隊達第32-4号）に基づき、年度における隊務実施の経過を明らかにして、将来における隊務運営の参考に資するため、部隊史を作成することとされている。当該部隊史は、4月1日から翌年3月31日までの1年間を作成年度とし、年度の隊務運営の方針、隊務実施の概要、隷下部隊等の隊務実施の概要、異動及び年表等を記述し、所要の参考資料及び写真・図表等を添付することとなっている。

そして、上記部隊史のうち、陸上幕僚監部で作成し、陸上幕僚監部の施策、方針、業務の実施等及び各方面隊、長官直轄部隊等の概要を記述するものを「陸上自衛隊史」という。

(2) 本件対象文書に記録された情報

本件対象文書は、陸上幕僚監部で作成した「平成18年度陸上自衛隊史」（18年4月1日から19年3月31日までの1年間における陸上自衛隊の部隊史）のうち、「会計検査・会計監査」等が記録された339頁及び「会計検査院実地検査受検状況（平成17年度決算検査）」が記録された615頁であり、会計検査院の検査事務に係る部分は、次の

とおりである。

「ア 会計検査（平成17年度決算検査）」には、17年11月から18年7月までの間に、会計検査院が陸上幕僚監部・市ヶ谷駐屯地及び補給統制本部・十条駐屯地を始め、合計44か所の駐屯地等と17個自衛隊地方連絡部を対象として実地検査を実施したこと（具体的検査箇所、実施時期が615頁に「会計検査院実地検査受検状況（平成17年度決算検査）」として表形式で記載されている。）

### 3 具体的な検査事項、検査の結果等に関する情報の不開示情報該当性

本件対象文書に記録された情報のうち、不開示とした部分は、18検査年次において会計検査院が陸上自衛隊に対して実施した会計検査に係る具体的な検査事項、検査の結果等（339頁8行目15文字目から同11行目までの記載。以下「本件不開示部分」という。）に関する情報である。

一般に、これらの情報が公にされた場合には、次の(1)から(4)までのようなおそれがある。

#### (1) 受検庁の会計検査に対する理解と協力の前提を掘り崩すおそれ

会計検査院が実施する会計検査は、現行制度上、捜査機関が行う犯罪捜査等とは異なり、あくまでも受検庁の理解と協力を得て行われるものである。したがって、検査の実施に当たっては、会計検査院が「常時」会計検査を実施し、「会計経理を監督し、その適正を期し、且つ、是正を図る」（会計検査院法（昭和22年法律第73号）第20条第2項）という会計検査の目的の適切かつ効果的な達成を図るためには、同院と受検庁が検査する者と検査される者としての一定の緊張関係を保ちつつ、一定の信頼関係・協力関係に立つことが必要となる。

そして、検査過程では、会計検査院と受検庁との間で率直な意見の交換ないし真剣かつ真摯な討議が行われることが重要である。なぜなら、会計検査院が常時会計検査を実施することを通じ上記のような検査の目的を適切かつ効果的に達成していくためには、検査の結果等に関する相互の率直な意見の交換ないし真剣かつ真摯な討議を通じ、同院と受検庁が事実関係の正確な把握及びこれに対する適切な評価を共有することが必要となるからである。

このようなことから、会計検査院では、審理・判断の過程を経て最終的な検査官会議の議決を経た最終的・確定的な検査の結果等に関する情報以外のもの、すなわち、検査過程又は審理・判断の過程における未成熟な検査の結果等に関する情報については、従来、不公表としている。

また、受検庁では、審理・判断の過程を経て最終的な検査官会議の議決

を経た最終的・確定的なもの以外の検査の結果等に関する情報については、その性質上公表されないものであることを前提として会計検査院の検査に協力し、各種の検査資料の提出等、これらに関する所要の説明を含む同院との率直な意見の交換ないし検査の結果等に関する真剣かつ真摯な討議等を行っているのであり、最終的・確定的なもの以外の検査の結果等に関する情報がその性質上公表されないものであることは、受検庁の同院の検査に対する理解と協力の前提である。

したがって、本件不開示部分に記録された情報が公にされた場合には、当該受検庁に不当に不利益を及ぼすおそれがあるほか、会計検査院の検査過程又は審理・判断の過程における情報の不公表に対する当該受検庁又は受検庁一般等の信頼を損ね、同院の検査に対する受検庁の理解と協力の前提を掘り崩し又は同院に対する不信感を呼び起こし、現在又は将来の検査過程における各種の検査資料の円滑な提出を含む同院と受検庁との間の率直な意見の交換ないし検査の結果等に関する真剣かつ真摯な討議の実施に著しい支障を及ぼすおそれがある。

よって、このような情報を公にすることは、当該受検庁に不当に不利益を及ぼすおそれがあるほか、会計経理の適正を期し、是正を図るなどの会計検査の目的の適切かつ効果的な実現を図ることに著しい支障を及ぼすおそれ、すなわち、会計検査院の正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするなどのおそれがある。

## (2) 受検庁による不適切な会計検査対応を招来するおそれ

また、上記(1)のとおり、会計検査院の実施する会計検査は受検庁の理解と協力を得て行われるものであるが、同院が検査の結果等を決算検査報告等に掲記し、公表することが特定の受検庁等に対する社会的非難を招来するなど多方面に大きな影響を及ぼす場合があることなどから、同院による実地検査の実施に当たっては、受検庁等による関係者の口裏合わせ、関係書類の改ざんといった隠ぺい工作等の不適切な会計検査対応が行われる例も見受けられる。

このような不適切な会計検査対応は、組織的な不正経理等の事態に対する検査ではしばしば見受けられるところであるが、必ずしもそのような検査事例に限られるものではない。また、会計検査院が行う資料提出要求に対し、当該資料を提出した場合にこれが公にされるおそれがあるなどとして、受検庁等においてその提出をちゅうちょし又はこれに難色を示す場合も少なくない。

このような会計検査の現実を踏まえれば、本件不開示部分に記録された情報が公にされた場合には、現在又は将来の検査過程において、当該受検庁又は受検庁一般等により当該不開示情報の開示を理由ないし口実とする不適切な会計検査対応が行われ、会計検査院として必要な検査資料の提出等が得られない事態を招来するおそれがあり、もって同院による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするなどのおそれがある。

(3) 具体的な検査事項、検査の着眼点等に関する情報が外部に流出するおそれ

会計検査院の検査活動は、その性質上一定の密行性ないし秘密性を有するものであり、ある検査箇所に係る具体的な検査事項、検査上の関心、検査の結果等に関する情報は、基本的に検査上の秘密に属するものであって、これらに関する情報については、現在又は将来の検査過程における同種又は類似の検査事項に対する厳正かつ効果的な検査の実施のために同院内部に蓄積され、外部には秘匿されるべき性質のものである。

なぜなら、上記のような情報が公にされた場合には、会計検査院が現在又は将来の検査過程で同種又は類似の検査事項に対する検査を実施する場合において、当該受検庁又は受検庁一般等に同院の具体的な検査活動の内容を察知され、同院の実地検査の実施等に備え、あらかじめ周到な実地検査対策を施され又は所要の検査資料の収集が阻害されるなどして、厳正かつ効果的な検査の実施に支障を及ぼすおそれがあるからである。

そして、本件不開示部分に記録された情報からは、会計検査院の具体的な検査事項、検査の観点、検査の着眼点等、同院の具体的な検査活動の内容に関する情報を知り又は推認することが可能である。

したがって、このような情報が公にされた場合には、会計検査院の正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするなどのおそれがあり、また、特定の受検庁等に不当に利益を与えるおそれがある。

(4) 公正・慎重な審理・判断の確保に支障を及ぼすおそれ

会計検査院では、その実施した検査の結果等に関する情報については、同院内部における慎重かつ周到な審理・判断の過程を経て最終的な検査官会議の議決を経た最終的・確定的なもののみを各年度の決算検査報告等に掲記し、その正式な指摘事項等として公表することとする一方で、それ以外の検査の結果等に関する情報については不公表としてきたところである。したがって、最終的な検査官会議の議決を経ていない検査の結果等に

関する情報は、最終的・確定的な検査の結果等に関する情報とは質的・性格的に異なる未成熟な情報であり、現行の会計検査制度上その公表が予定されないものである。

また、本件不開示部分に記録された情報からは、会計検査院の具体的な検査事項、検査の観点、検査の着眼点等、同院の具体的な検査活動の内容に関する情報を知り又は推認することが可能であり、また、本件不開示部分に記録された具体的な検査の結果等に関する情報は、審理・判断の過程を経て最終的な検査官会議の議決を経たもの以外の検査の結果等に関する情報であるとともに、検査過程又は審理・判断の過程それ自体に関する情報でもある。

したがって、このような情報が公にされた場合には、会計検査院内部における公正・慎重な審理・判断の過程の手続的な意義を損ねるのみならず、実際上も同院に対する外部の圧力・干渉等を招来するなどして、同院内部の審理・判断の過程の各段階における出席者相互間の自由で率直な意見交換等に基づく多角的な観点からの慎重かつ周到な審理・判断に支障を及ぼすおそれがある。また、その職務の適正な遂行のために他の国家機関に対し憲法上独立の地位を有する会計検査院の独立機関としての意思決定の中立性を不当に損ねるおそれがある。

#### 4 本件不開示部分の不開示情報該当性

##### (1) 法第5条第6号(イ及び柱書き)該当性

ア 前記3の(1)、(2)及び(3)において論じた点を踏まえると、本件不開示部分に記録された情報は、この情報を「公にすることにより」、会計検査院が検査過程で「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」(法第5条第6号イ)があり、不開示情報に該当する。

イ 本件不開示部分に記録された情報は、会計検査院が行う検査の過程又は審理・判断の過程における事務に関する情報であり、法第5条第6号柱書きに規定する「国の機関」が行う「事務」に関する情報に該当する。そして、本件不開示部分に記録された情報が公にされた場合に生ずるおそれとは、前記3の(4)で論じたとおりである。

したがって、本件不開示部分に記録された情報は、この情報を「公にすることにより」、会計検査院の「検査」に関する「事務」の「性質上」、「当該事務」の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」(法第5条第6号柱書き)があり、不開示情報に該当する。

##### (2) 法第5条第5号該当性

本件不開示部分に記録された情報は、会計検査院内部又は同院と受検庁との間の「審議、検討又は協議」に関する情報であり、法第5条第5号に規定する「国の機関」の「内部又は相互間」における「審議、検討又は協議に関する情報」に該当する。

そして、前記3の(1)、(3)及び(4)において論じた点を踏まえると、本件不開示部分に記録された情報を公にすることにより、会計検査院と受検庁との間の率直な意見の交換ないし検査の結果等に関する真剣かつ真摯な討議の実施に著しい支障を及ぼすおそれ、同院内部における率直な意見の交換等を不当に損ね、同院の独立機関としての意思決定の中立性を不当に損ねるおそれ及び同院の現在又は将来の検査過程における厳正かつ効果的な検査の実施に支障を及ぼすなどし、特定の受検庁等に不当に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがある。

したがって、本件不開示部分に記録された情報は、この情報を「公にすることにより」、検査過程又は審理・判断の過程における「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」及び会計検査院の検査に係る「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」(法第5条第5号)があり、不開示情報に該当する。

#### (3) 不開示部分の特定

本件審査請求人は、21年2月10日付けの審査請求書において、「本件開示決定通知書は、当該文書のどの部分を不開示としたか具体的に特定しておらず、行政処分として違法の疑いが持たれる」などと主張している。

しかし、処分庁は、本件開示決定通知書の別紙「第2 不開示とした部分及びその理由」のうち「(不開示とした部分)」に係る記載により内容的に本件不開示部分を特定するとともに、当該記載と本件開示実施文書(21年2月20日に本件審査請求人あてに発送したスキャナにより電子化してフロッピーディスクに格納したPDFファイル)の両者によっても本件不開示部分を特定しているため、本件審査請求人の主張は認められない。

#### (4) 部分開示の要否

処分庁は、前記3、4の(1)及び(2)のとおり、本件不開示部分に記録された情報の不開示情報該当性について検討を行った上、法第5条第6号(イ及び柱書き)及び第5号に規定する不開示情報に該当する「ひとまとまり」の部分を除いた残りの部分を既に部分開示しており、この「ひとまとまり」の不開示情報とは、「最小限の有意な情報」における不開

示情報と同旨であるから、これを更に細分化して部分開示することはできない。

(5) 諮問庁の所見

以上のことから、本件対象文書の一部を不開示とした処分は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

平成21年 2月26日 諮問書の收受  
同年 6月10日 諮問庁から意見書を收受  
同年 7月 1日 本件対象文書の見分及び審議  
同年11月11日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 諮問の経緯及び当審査会の判断の対象について

本件諮問事件は、開示請求を受けた防衛大臣が、本件対象文書を開示請求の対象文書として特定した上で、処分庁に移送した事案に係るものである。

上記移送を受けて、処分庁は、21年1月に本件対象文書の一部である本件不開示部分を不開示とする決定を行った。そして、この処分に対する審査請求を受けて、諮問庁は当審査会に対する諮問を行っている。

審査請求人は、本件一部開示決定の取消しを求めているため、同決定を対象として、以下、その当否を検討することとする。

2 本件対象文書、本件不開示部分について

本件対象文書は、防衛大臣に対し、陸上幕僚監部の平成18年度「陸上自衛隊史」全文として開示請求があった「平成18年度陸上自衛隊史」のうち、会計検査院の検査事務に係る情報が含まれているとして、処分庁に移送された339頁及び615頁の2頁分である。

当審査会において本件対象文書を見分するなどして調査したところ、本件不開示部分については、18検査年次において会計検査院が実施した会計検査に係る検査事項及び検査の結果等に関する情報が記録されていると認められる。

3 会計検査院の検査及び検査の結果等の取扱い等について

一般に、会計検査院の検査、検査の結果等の取扱い及びこれらに関する情報の取扱い等については、次のような事情が認められる。

(1) 会計検査院の検査

会計検査院が行う検査は、捜査機関による捜索、差押えのように直接

的・物理的な強制力の行使を伴うものではなく、同院では、検査過程において、受検庁に対し、口頭での説明や意見交換に加え、同院が指定した形式に基づく各種の検査資料の作成・提出を求めるなどして、事実関係の把握等を行っている。

そして、上記のような検査の結果、会計経理上の疑義が生じた場合には、会計検査院が把握し、整理した事実関係、検査上生じた疑義、当該事態及びその発生原因に関する所見等を記載した質問文書を受検庁に発遣し、質問文書に対する受検庁の回答を回答文書として受領することなどの過程を通じて、受検庁と継続的に討議を行っている。

これにより、会計検査院では、事実関係の正確な把握に努めるとともに、当該事態の発生とその是正改善についての第一次的な責任と権限を有する受検庁との間で事態の認識や評価の共有を図り、真の発生原因の究明、実効ある是正改善方策の追求等を行っている。

#### (2) 検査の結果等の取扱い

実施した検査の結果等の取扱いについて、会計検査院では、内閣から独立して国等の会計検査を担当する専門機関としての同院の指摘等が及ぼす影響の大きさなどにかんがみ、同院内部に何段階にもわたる慎重な審理・判断の過程を設け、様々な観点から審議を行っている。そして、会計検査院では、これら各段階における審議を経て最終的に検査官会議の議決を経た検査の結果等のみを決算検査報告に掲記するなどし、正式な指摘事項等として公表することとしている。

#### (3) 検査過程及び審理・判断の過程における情報の不公表の取扱い

会計検査院では、上記(1)及び(2)のような検査過程及び検査の結果等に対する審理・判断の過程を設けている意義を十全なものとするよう、すなわち、十分な情報・資料の収集、受検庁との率直な意見交換・討議等を確保し、また、外部からの不当な圧力・干渉等を排除し、中立的な立場から厳正かつ公正に検査及び審理・判断を行うことができるよう、これらの過程における情報は外部に公表しないという立場をとっている。

#### (4) 会計検査における受検庁との協力関係

会計検査院が検査を遂行する上において、同院と受検庁とは、検査を実施する者と検査を受ける者という立場での緊張関係に立つ一方で、国等の会計経理の適正を期し、かつ、是正を図るといふ会計検査の目的を達成するため、一定の信頼関係・協力関係にもあるものと考えられる。

会計検査院と受検庁との間では、検査過程における検査の結果等に関

する情報は、あくまで検査の一過程におけるものであって、最終的な結論と異なることの少なくない未成熟なものであるという前提がある。

そして、前記(2)のように、会計検査院の正式な検査の結果等とされるのは、検査過程及び所定の審理・判断の過程を経て決算検査報告に掲記するなどされたもののみであるというのが同院の取扱いであり、この最終的な意思決定に至るまでの間においては、問題とされた事態について、事実関係の認識及びこれに対する評価を共有するなどのため、同院と受検庁との間で十分な情報・資料に基づいて率直な意見交換及び様々な角度からの十分な討議を行い、それらも踏まえて慎重な審理・判断を行うことが必要とされている。

このため、検査過程において、検査資料の作成・提出、質問文書と回答文書の授受等を通じて行われる会計検査院と受検庁との間での資料等の提出及び討議については、十分な情報・資料の提供、率直な意見交換等を確保することが必要となる。このようなことから、会計検査院と受検庁の間では、特定の検査事項に関して提出される検査資料や質問文書・回答文書の内容等は、そのまま外部に公表されるものではないという信頼の下で、その提出及び授受等が行われているものと認められる。

このような会計検査院と受検庁の間における信頼を前提とする検査過程及び検査の結果等に関する審理・判断の過程における不公表の取扱いは、現在又は将来の検査過程における十分な情報・資料の提供及び収集と率直な意見交換等を確保する上で理由のないものではないと認められる。

#### 4 不開示情報該当性について

上記1から3までの事情を前提に、当審査会において見分した本件対象文書の具体的内容を踏まえつつ、本件不開示部分の不開示情報該当性を検討する。

##### (1) 具体的な検査事項に係る情報

本件不開示部分に記録された情報には、18検査年次における会計検査院の陸上自衛隊に対する検査事項に関する情報が含まれており、この情報からは、会計検査院の具体的な検査事項、検査の観点、検査の着眼点等を知り又は推認することが可能である。

このため、このような情報が公になり、陸上幕僚監部等以外の受検庁一般等に知られることとなった場合には、会計検査院が現在又は将来において同種・類似の検査を行う場合の検査上の関心が推認され、受検庁等においていわゆる検査対策を講ずることを容易にするなどして、現在

又は将来における厳正かつ効果的な検査の実施に支障が生ずるおそれがあると認められる。

(2) 具体的な検査の結果等に係る情報

本件不開示部分に記録された情報には、18検査年次において会計検査院が陸上自衛隊に対して実施した会計検査に係る具体的な検査の結果に関する情報が含まれており、この情報は検査過程又は審理・判断の過程それ自体に関する情報でもある。

そして、本件対象文書は会計検査院が検査過程等で作成・取得したものであるのではないが、本件不開示部分に記録された情報が上記のとおり会計検査に係る具体的な検査の結果に関する情報や検査過程又は審理・判断の過程それ自体に関する情報である以上、このような情報が公にされた場合に生ずるおそれは、同院が検査過程等で作成・取得した文書に記録された同様の情報が公にされた場合に生ずる下記のおそれと異なるものではない。

すなわち、このような情報が公にされた場合には、前記3の(4)に記述した会計検査院の検査過程又は審理・判断の過程における情報の不公表の取扱いに対する当該受検庁の信頼を損ない、今後の検査の実施に当たり、同院と当該受検庁との間での十分な情報・資料の提供及び収集、率直な意見交換等に支障が生ずるおそれがあると認められる。

前記3の(1)のとおり、会計検査院には、検査によって正確な事実を把握し、不適切な事態を単に摘発するのみでなく、その真の発生原因を究明して、その是正改善を促すという積極的な機能が期待されている。このため、通常、事実関係等について最もよく知り得る立場にあり、また、当該事態とその是正改善についての第一次的な責任と権限を有している受検庁との間で十分な情報・資料の提供及び収集、率直な意見交換等を行うことは、会計検査院の検査にとって必須のものである。

よって、これらに支障が生じた場合には、会計検査院において、十分な情報に基づいて正確な事実関係を把握し、真の発生原因を究明するとともに、実効ある是正改善方策を追求することなどを困難にするおそれがあると認められる。

さらに、諮問庁は、上記のような支障は、当該受検庁との関係においてのみではなく、現在又は将来における受検庁一般等との関係においても生じ得ると主張している。すなわち、会計検査院によって検査過程等における情報の内容が公にされたという事実をとらえ、検査過程等の不公表の取扱いに対する信頼が崩れたとし、これを理由ないし口実として

他の受検庁から検査に対する十分な協力が得られなくなるおそれがあり、同院とこれら受検庁との間での十分な情報・資料の提供及び収集、率直な意見交換等に支障が生ずるおそれがあるなどと主張している。

会計検査院と受検庁とは、一般に、検査を実施する者と検査を受ける者という立場で常に緊張関係にある。そして、受検庁によっては、検査の結果等が決算検査報告に掲記されるなどして公表されることを極力回避しようとする場合等には、不適切な会計検査対応が行われることもあるという事情も考慮すると、このような諮問庁の主張も決して理由のないものではないと考えられる。

以上のことから、本件不開示部分に記録された情報は、この情報を公にすることにより、法第5条第6号イに規定する「検査」「に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」があると認められることから、同条第6号柱書き及び第5号該当性について判断するまでもなく、法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

#### 5 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、本件行政文書開示決定通知書は、当該文書のどの部分を不開示としたか具体的に特定しておらず、行政処分として違法の疑いが持たれる、また、技術的なミスによって誤った部分に被膜が施される可能性が他省庁による措置においても起こり得るため、不開示部分の特定（何頁の何行目という形で）がなされるべきであると主張している。

しかし、本件行政文書開示決定通知書により、不開示とした部分は内容的に特定されており、当該通知書の記載として不備があるとは言えないことから、審査請求人の主張は採用することができない。

#### 6 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書の一部を不開示とした決定は妥当であると判断した。

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会

委員 小木 曾 国 隆

委員 河 野 正 男

委員 早 坂 禧 子

諮問事件：

諮問番号：平成21年（情）諮問第4号

事件名：会計検査院事務総長が平成21年2月に特定番号で受け付けた行政文書開示請求に対する不開示決定に関する件

諮問日：平成21年 9月 2日

答申日：平成21年12月10日

## 答申書

### 第1 審査会の結論

会計検査院事務総長が平成21年2月に特定番号で受け付けた行政文書開示請求に係る文書について、開示請求に形式上の不備があることを理由に不開示とした決定は妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）第3条の規定に基づく開示請求に対し、処分庁である会計検査院事務総長が平成21年6月15日付け210普第162号により行った不開示決定について、その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の判読可能な部分の記載によると、おおむね以下のとおりである。

口頭による意見陳述の機会を求める。諮問庁に私の話を聞きに来るように答申するのは当然である。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁から提出された諮問書によると、不開示決定の経緯は以下のとおりである。

#### 1 第1回補正の求め

審査請求人は、処分庁に対し、平成21年2月24日付けで開示請求を行った。

しかし、開示請求書の「開示を求める行政文書」欄に記載された内容には判読不明の部分があり、判読可能な部分についても当該開示請求に係る文書を特定するに足りる内容であるとは認められず、また、情報公開法第16条第1項に規定する開示請求に係る手数料（以下「開示請求

手数料」という。)相当額の収入印紙が貼付されていなかった。

このため、処分庁は、この開示請求書には形式上の不備があるとして、情報公開法第4条第2項の規定により、審査請求人に対し、21年3月16日付けで、相当の期間(14日)を定めた上、次の「ないし」とおり開示請求書の補正の求めを行った。

開示請求書の「開示を求める行政文書」欄に記載されていると解される文字を想定して処分庁が当該記載内容を清書した上、この清書した内容が請求内容と相違がないかの確認を求めるとともに、判読困難な部分について追記すること。

当該開示請求に係る文書を特定するに足りる具体的な情報(文書の作成時期、文書の種類又は名称等)を提供すること。

書面による開示請求である本件については、少なくとも開示請求書1通につき300円の収入印紙の貼付が必要であるとして、収入印紙を送付すること。

## 2 第2回補正の求め

上記の第1回補正の求めに対し、審査請求人から、21年3月24日付けで、「補正書」と読み取れる文書(以下「補正書」という。)の提出があったものの、上記により処分庁が求めた確認及び追記に対しては応答がなく、補正書に記載された内容にも判読不明の部分があり、判読可能な部分についても本件開示請求に係る文書を特定するに足りる内容であるとは認められず、また、開示請求手数料相当額の収入印紙の送付がなかった。

このため、処分庁は、審査請求人に対し、21年4月9日付けで、相当の期間(14日)を定めた上、開示請求書及び補正書について、前記「ないし」と同様の内容の補正の求めを行った。

## 3 第3回補正の求め

上記の第2回補正の求めに対し、審査請求人から、21年4月13日付けで、「補正書」と読み取れる文書(以下「再補正書」という。)の提出があったものの、前記に対する追記によっても、本件開示請求に係る文書を特定することはできず、再補正書に記載された内容にも判読不明の部分があり、判読可能な部分についても本件開示請求に係る文書を特定するに足りる内容であるとは認められず、また、開示請求手数料相当額の収入印紙の送付がなかった。

このため、処分庁は、審査請求人に対し、21年5月21日付けで、相当の期間(14日)を定めた上、開示請求書、補正書及び再補正書に

ついて、前記 ないし と同様の内容に次の の内容を加え、補正の求めを行った。

本件開示請求を取り下げる意思を有する場合は、指定の期日までに連絡すること。

そして、上記の第3回補正の求めに対し、審査請求人から、21年5月27日付けで、「補正書」と読み取れる文書（以下「再々補正書」という。）の提出があったものの、前記 ないし に対しては応答がなく、再々補正書に記載された内容にも判読不明の部分があり、判読可能な部分についても本件開示請求に係る文書を特定するに足りる内容であると認められず、また、開示請求手数料相当額の収入印紙の送付がなかった。

このため、処分庁は、再々補正書をもってしても、開示請求書の「開示を求める行政文書」欄の記載内容では、当該開示請求に係る文書を特定するに足りる事項の記載が不十分であること、また、指定した期限までに開示請求手数料が納付されていないことから、本件開示請求には形式上の不備があると認め、不開示決定を行った（平成21年6月15日付け210普第162号）。

以上のとおり、本件開示請求には形式上の不備があるとして不開示とした本件開示請求に係る処分は適法かつ妥当なものである。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

平成21年	8月	5日	審査請求人から意見書の收受
同年	8月	17日	審査請求人から追加意見書の收受
同年	8月	21日	審査請求人から追加意見書の收受
同年	9月	2日	諮問書の收受
同年	9月	4日	審査請求人から追加意見書の收受
同年	9月	17日	審査請求人から追加意見書の收受
同年	10月	14日	審議
同年	10月	26日	審査請求人から追加意見書の收受
同年	11月	11日	審議
同年	12月	9日	審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 処分の妥当性について

情報公開法第16条第1項に基づき、開示請求者は、開示請求を行うに当たり、開示請求手数料を納付しなければならないこととされている。し

かし、当審査会において、処分庁あてに送付された開示請求書について確認したところ、開示請求手数料相当額の収入印紙が貼付されておらず、処分庁による収入印紙の送付を求める旨の補正の求めにも審査請求人は応じていない。

また、開示請求書の「開示を求める行政文書」欄の記載について、処分庁は、判読困難な部分に対する追記及び文書の特定に必要な情報の提供という補正の求めを行ったが、審査請求人の提出した補正書等の内容からでは、開示請求に係る文書を特定するには至らないものと認められる。

したがって、本件開示請求に形式上の不備があるとする処分庁の判断は妥当であると認められる。

## 2 本件開示請求書の補正の求めについて

処分庁は、審査請求人に対して、相当の期間を定めて開示請求手数料の納付、補正書及び再補正書に記載されていると解される請求内容の確認、判読不明の部分の追記及び行政文書を特定するに足りる具体的な情報の提供を内容とする補正の求めを行っており、補正の求めはいずれも情報公開法第4条第2項の趣旨に照らして相当である。

## 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々の主張をするが、いずれも当審査会の結論を左右するものとは認められない。

## 4 本件不開示決定の妥当性

以上のことから、本件開示請求に形式上の不備があることを理由として不開示とした決定は妥当であると判断した。

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会

委員 小木 曾 国 隆

委員 河 野 正 男

委員 早 坂 禧 子

諮問事件：

諮問番号：平成20年（情）諮問第1号

事件名：国民年金保険料の強制徴収に係る検査資料等の不開示決定等に関する件

諮問日：平成20年 3月10日

答申日：平成22年 3月11日

## 答申書

### 第1 審査会の結論

国民年金法（昭和34年法律第141号）による保険料の強制徴収が正しく処理されていたかの検査資料等の開示請求に係る対象文書として特定された下記の文書（以下「本件対象文書」という。）につき、アの文書の全部を不開示とし、イ及びウの文書の一部を開示とした決定については、諮問庁が不開示としている部分のうち、イの文書について、「添書」の出張官（主任官を除く。）の官職、氏名及び個人印の印影並びに「出張日割表等」の不開示部分を開示することが妥当である。

ア 平成16、19検査年次の検査過程において、会計検査院が社会保険庁本庁、地方社会保険事務局等（以下「社会保険庁本庁等」という。）から取得した各種の検査資料及び同院が作成した検査資料（以下「本件対象文書1」という。）

イ 16年7月26日から同年7月30日までの間に上席調査官（年金担当）が厚生労働本省外3箇所について実施した会計実地検査に係る申報書（以下「本件対象文書2」という。）

ウ 19検査年次に国民年金事業について実施した会計実地検査に係る観点別検査実施記録票（以下「本件対象文書3」という。）

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第3条の規定に基づく開示請求に対し、処分庁である会計検査院事務総長が19年11月9日付け190普第305号により行った不開示決定（以下「原処分」という。）及び処分庁が20年2月20日付け200普第60号により行った一部開示決定（以下「変更処分」という。）のうち不開示とした部分の決定について、その取消しを求めるというものである。

## 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の主たる理由は、審査請求書等の記載及び審査請求人による口頭意見陳述によると、おおむね以下のとおりである。

ア 19年10月4日に国民年金法に関する行政文書の開示請求をしたところ、同月25日、会計検査院総務課より連絡票が届いた。その記載によると、審査請求人が開示を求めた検査記録は保存されていないが、実地検査の際に受検庁から収集した資料や会計検査院独自に作成した資料が保存されていたため、開示請求書の「請求する行政文書の名称等」欄の記載を「検査記録」から「検査資料」へと補正するように指導されたが、不開示のための指導とは詐欺にあった気分である。

イ 関係文書不存在の不開示決定通知にすると、資料の有無の文言について指導したと理解したが、19年11月9日付け190普第305号行政文書不開示決定通知書、処分庁からの通知に関して、不当な対応であった。

ウ 決算検査報告には、国民年金事業の中に「強制徴収制度がある」という記載はあるが、その細部については何も記載されていない。国民年金法の第96条以降に強制徴収があり、国の職員は国税徴収法（昭和34年法律第147号）に基づいて滞納整理をしなければならなかったが、会計検査院は何も行っていない。会計検査院が何か行っているのであれば、書類を見せるよう開示請求したところ、新たに該当する対象文書のうち何を本件開示請求に係る文書に含めるか意思確認を求められ、その中身が全然分からない言葉ばかりであった。

エ 書類があるかないかについて、仕事をしていて、保存期間が過ぎたから「ない」というのであれば分かるが、仕事をしていなくて「ない」というのは、情報公開法からいくと罰則規定もなければ何もないので、それで終わってしまう。それについては、私は我慢できないということを言いたい。

## 第3 諮問庁の説明の要旨

### 1 開示決定等の経緯

#### (1) 原処分

本件開示請求は、19年10月4日付けで、「国民年金法による保険料の強制徴収が正しく処理されていたかの検査記録、保険料の滞納処分の時の納付書は正しく業務勘定に収入される用紙であったかの検査記録、納付書の管理に関する検査記録」の開示を求めたものである。この開示請求に対し、処分庁は、いつ、だれが、どのように検査をして、

検査の結果がどうであったかといった内容が記録された文書に該当する「検査記録」は保有していないことから、19年10月30日に本件審査請求人の了承を得て、当該開示請求中の「検査記録」を「検査資料」にそれぞれ補正した(以下、この補正前の本件開示請求を「補正前請求」、補正後の本件開示請求を「補正後請求」という。)

そして、処分庁は、補正後請求に係る対象文書として、本件対象文書1(本件対象文書1の詳細は別紙の1参照。)を特定し、19年11月9日付けで後記2(1)及び(2)と同様の理由により不開示決定を行い、本件審査請求人に通知した。

(2) 審査請求の提起

本件審査請求人は、上記原処分を不服とし、19年11月12日付けで審査請求を提起した。

(3) 変更処分

処分庁では、上記の審査請求の後、補正前請求の趣旨を踏まえるなど慎重に検討等を行い、20年2月5日に本件審査請求人に対し、会計検査院では、補正前請求に関連する会計検査に係るいくつかの情報が記録された文書として、本件対象文書2及び本件対象文書3を保有していること、そして、これらの文書を補正前請求に係る対象文書として開示を求めるかにつき本件審査請求人の意思を確認したい旨を連絡した。これに対し、本件審査請求人から、同年2月6日付けでこれらの文書いずれについても対象文書として開示を求めるとの回答がなされたことから処分庁では、補正前請求に係る対象文書として本件対象文書2及び本件対象文書3(本件対象文書2及び本件対象文書3の詳細は別紙の2参照)を追加特定し、同年2月20日付けで次の(ア)及び(イ)のとおり一部開示決定を行い、本件審査請求人に通知した。

(ア) 本件対象文書2のうち、下記 及び の情報が記録された部分については後記3(1)から(3)までと同様の理由により不開示とし、その他の情報(外形的事実に関する情報)が記録された部分については開示することとした。

具体的な検査事項・検査の内容等に関する情報

出張官(主任官を除く。)の官職・氏名及び個人印の印影

なお、本件対象文書2の「出張箇所、日割及び打合せ」の一部についても、この部分に記録されている情報が「具体的な検査事項・検査の内容等に関する情報」に該当するとして、不開示とされている。

(イ) 本件対象文書3のうち、下記 及び の情報が記録された部分につ

いては後記4(1)から(3)までと同様の理由により不開示とし、その他の情報(外形的事実に関する情報)が記録された部分については開示することとした。

具体的な検査事項・検査の内容等に関する情報

検査担当者の氏名

## 2 本件対象文書1に記録された情報の不開示情報該当性等

### (1) 検査資料の一般的な不開示情報該当性

一般に、検査資料が開示され、その種別・内容等に関する情報が明らかとされた場合には、下記アないしエのようなおそれがある。

#### ア 受検庁の会計検査に対する理解と協力の前提を掘り崩すおそれ

会計検査院が実施する会計検査は、強制処分等の権限を背景として行われるものではなく、受検庁の理解と協力を得て行われるものである。したがって、検査の実施に当たっては、会計検査院と受検庁が検査する者と検査される者としての一定の緊張関係を保ちつつ、一定の信頼関係・協力関係に立つことが必要となる。

そして、検査過程では、検査の結果等に関する相互の率直な意見の交換ないし真剣かつ真摯な討議を通じ、会計検査院と受検庁が事実関係の正確な把握とこれに対する適切な評価を共有することが必要となる。

このようなことから、会計検査院では、審理・判断過程を経て最終的な検査官会議の議決を経た最終的・確定的な検査の結果等に関する情報以外のもの、すなわち、検査過程又は審理・判断過程における未成熟な検査の結果等に関する情報については、従来から不公表としており、このことは、受検庁の同院が実施する検査に対する理解と協力の前提となっている。

したがって、このような情報が開示された場合には、検査過程又は審理・判断過程における情報の不公表に対する受検庁一般の信頼を損ね、検査に対する受検庁の理解と協力の前提を掘り崩し、検査過程における検査資料の円滑な提出等を含む会計検査院と受検庁との間の率直な意見の交換ないし検査の結果等に関する真剣かつ真摯な討議の実施、事実関係の正確な把握及びこれに対する適切な評価の共有、ひいては不適切な会計経理の原因の究明、会計検査の目的の適切かつ効果的な実現に著しい支障を及ぼすおそれがある。

#### イ 受検庁による不適切な会計検査対応を招来するおそれ

上記アのとおり、会計検査は受検庁の理解と協力を得て行われるも

のであるが、会計検査院が検査の結果等を決算検査報告等に掲記し、公表することが受検庁に対する社会的非難を招来する可能性があることなどから、検査過程又は審理・判断過程では、当該検査の結果等が決算検査報告等に掲記され、公表されることを極力回避しようとする受検庁により、関係者の口裏合わせ、関係書類の改ざんといった不適切な会計検査対応が行われたり、資料提出要求に対し、提出をちゅうちょし又は難色を示したりする例も見受けられる。

そして、一般に、特定の検査資料が開示された場合には、当該受検庁のほか、他の受検庁においても、検査資料に関する情報は一般に開示されることがあるものであると受け止められるおそれがあり、そのように受け止められた場合には、現在又は将来の検査過程において、検査資料の開示を理由ないし口実とする不適切な会計検査対応が行われ、会計検査院として必要な検査資料の提出等が得られない事態を招来するおそれがあり、もって、同院による会計検査の厳正かつ円滑な実施に著しい支障を及ぼす具体的かつ現実的なおそれがある。

#### ウ 具体的な検査の着眼点、検査手法等に関する情報が外部に流出するおそれ

一般に、会計検査は、その性質上一定の密行性ないし秘密性を有するものであり、検査対象である特定の検査事項及びこれに関する具体的な検査活動の内容、進ちょく状況、具体的な検査の着眼点及び検査手法、検査の結果等の取りまとめに関する検査上のノウハウなどについては、現在又は将来の検査過程における同種又は類似の検査事項に対する厳正かつ効果的な検査の実施のために会計検査院内部に蓄積され、外部には秘匿されるべき性質のものである。

そして、検査資料は、特定の検査事項の検査過程において具体的な検査上の関心ないし検査の目的に従って収集・整備されるものであるから、検査資料の種別・内容等に関する情報からは、具体的な検査の着眼点、検査手法等に関する情報を推知することが可能である。

したがって、検査資料の種別・内容等に関する情報が開示された場合には、会計検査院の实地検査の実施等に備え、あらかじめ周到な实地検査対策を施され又は所要の検査資料の収集が阻害されるなどして、厳正かつ効果的な検査の実施に支障を及ぼすおそれがある。

なお、検査資料には、会計検査院が会計検査の目的達成のために受検庁の協力を得て提出を受けるもののほか、同院独自の検査の着眼点、検査手法等に基づき作成又は取得されるものも少なくない。また、あ

る検査資料が受検庁から会計検査院に提出されたものである場合であっても、必ずしもそれ自体で当該受検庁に同院の検査目的等が了知されることになる訳ではない。

エ 公正・慎重な審理・判断の確保に支障を及ぼすおそれ

当該検査資料の種別・内容等に関する情報からは、上記ウのとおり、具体的な検査の着眼点、検査手法等を知り又は推認し得るものである。

したがって、検査資料の種別・内容等に関する情報を公にすることは、会計検査院内部における公正・慎重な審理・判断を確保するために設けられた審理・判断の過程の手続的な意義を損ねるのみならず、同院に対する外部の不当な圧力・干渉等を招来するなどして、出席者相互間の自由で率直な意見交換等に基づく多角的な観点からの慎重かつ周到な審理・判断に支障を及ぼすおそれがある。

すなわち、会計検査院内部における率直な意見の交換等を不当に損ね、審理・判断に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼし、また、同院の独立機関としての意思決定の中立性を不当に損ねるおそれがある。

(2) 本件対象文書 1 に記録された情報の不開示情報該当性

ア 法第 5 条第 6 号（イ及び柱書き）該当性

(ア) 前記(1)アからウまでにおいて論じた点を踏まえると、本件対象文書 1 に記録された情報は、この情報を「公にすることにより」、会計検査院が検査過程で「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」(法第 5 条第 6 号イ)があり、不開示情報に該当する。

(イ) 本件対象文書 1 に記録された情報は、検査の過程又は審理・判断の過程における事務に関する情報であり、法第 5 条第 6 号柱書きに規定する「国の機関」が行う「事務」に関する情報に該当する。そして、本件対象文書 1 に記録された情報が公にされ、その種別・内容等が明らかとされることにより生ずるおそれとは、前記(1)エで論じたとおりである。

したがって、本件対象文書 1 に記録された情報は、この情報を「公にすることにより」、会計検査院の「検査」に関する「事務」の「性質上」、「当該事務」の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」(法第 5 条第 6 号柱書き)があり、不開示情報に該当する。

イ 法第 5 条第 5 号該当性

本件対象文書 1 に記録された情報は、会計検査院内部又は同院と受検庁等との間の「審議、検討又は協議」に関する情報であり、法第 5

条第5号に規定する「国の機関」の「内部又は相互間」における「審議、検討又は協議に関する情報」に該当する。

そして、前記(1)ア、ウ及びエにおいて論じた点を踏まえると、本件対象文書1に記録された情報を公にすることにより、受検庁の会計検査に対する理解と協力の前提を掘り崩すおそれ、具体的な検査の着眼点、検査手法等に関する情報が外部に流出し、特定の受検庁又はその他の関係者に会計検査院の検査による指摘を免れる術を教示する結果となるおそれ、公正・慎重な審理・判断の確保に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、本件対象文書1に記録された情報は、この情報を「公にすることにより」、検査過程又は審理・判断の過程における「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」及び会計検査院の検査に係る「特定の者に不当に利益を与え」るおそれ(法第5条第5号)があり、不開示情報に該当する。

#### ウ 法第5条第1号又は第2号イ該当性

さらに、本件対象文書1に記録された情報の一部には、個人の氏名等又は法人の印影の情報が記録されている。

これらの情報は、「個人に関する情報」であって、「特定の個人を識別することができるもの」(法第5条第1号本文)又は法人等に関する情報であって、この情報を「公にすることにより」、当該法人等の「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」(法第5条第2号イ)であり、不開示情報に該当する。

#### エ 部分開示の適否

本件対象文書1は、いずれも16、19検査年次の検査過程において、特定の検査事項に関し、会計検査院が社会保険庁本庁等から取得した各種の検査資料又は同院が作成した検査資料であるから、それ全体として当該検査事項に関する一個の検査資料であり、文書ごとにそれぞれその全体が検査資料の種別・内容等に関するひとまとまりの情報として、法第5条第6号(イ及び柱書き)及び第5号に該当することから、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができる(法第6条第1項)か否かを検討する必要はない。

### 3 本件対象文書2に記録された情報の不開示情報該当性等

#### (1) 申報書に記録された情報の内容・性質

##### ア 申報書に記録された情報の内容

申報書には、表紙、添書、出張日割表等、目次及び 申報

事項（「検査の方針」、「検査所見の概況」及び「個別事項」）を記載することとされている。

このうち、「添書」は、申報書の供覧を受けた者が順次押印する部分である。そして、添書には、主任官以下出張官全員の官職・氏名が記載され、個人印が押印される。

また、「申報事項」のうち、「検査の方針」には、出張箇所ごとに重要項目等の検査項目を記載するとともに、検査項目ごとの勢力配分比を記載することとされている。

「検査所見の概況」には、出張箇所、検査項目ごとに、検査の結果、違法・不当であると判断した事態、又は違法・不当ではないかとの疑義があり、引き続き検討する要を認めた事態のすべてについて、件名、事態の概要、今後必要としている事務処理及び検査担当者の氏名を記載することとされている。

そして、「個別事項」には、「検査所見の概況」に記載した事態のうち、照会文書の起案の準備が整っているものなどについて、さらに詳細に記載することとされている（以下、申報書の「検査所見の概況」又は「個別事項」に記録された実地検査の結果等については「検査所見等」という。）。

#### イ 申報書に記録された情報の性質

申報書は、特定の検査箇所ごとに、実地検査の実施直後という検査過程のごく初期の段階において作成される当該実地検査の速報的な性質を有する文書である。

そして、申報書の「検査の方針」に記録される情報は、当該検査年次ないし当該検査箇所に係る検査の重要項目、準重要項目、特定着眼項目、その他の項目及び検査項目ごとの勢力配分比であり、これは、検査の実実施計画に関する情報であって、現在又は将来の検査過程における各種の検査の厳正かつ効果的な実施の観点から公表になじまない性格のものである。

また、検査所見等は、特定の検査箇所に対する事実関係の把握が不十分な段階における未成熟な情報であって、その後の検査過程における十分な検証又は審理・判断過程における慎重かつ周到な審理・判断を経る必要があるものであり、それ自体、公表になじまない性格のものである。

#### (2) 申報書に記録された情報の一般的な不開示情報該当性

上記(1)で述べたところを踏まえれば、一般に、申報書が開示され、

これに記録された具体的な検査事項・検査の内容等に関する情報（申告書に検査所見等が記録されているかどうか（検査所見等の有無）に関する情報を含む。以下同じ。）、並びに出張官（主任官を除く。）の官職・氏名及び個人印の印影が明らかとされた場合には、次のアないしカのようなおそれがある。

ア 受検庁の会計検査に対する理解と協力の前提を掘り崩すおそれ  
前記 2 (1)アで述べた「おそれ」と同様のおそれが生ずる。

イ 受検庁による不適切な会計検査対応を招来するおそれ  
前記 2 (1)イで述べた「おそれ」と同様のおそれが生ずる。

ウ 具体的な検査の着眼点、検査手法等に関する情報が外部に流出するおそれ  
前記 2 (1)ウで述べた「おそれ」と同様のおそれが生ずる。

エ 公正・慎重な審理・判断の確保に支障を及ぼすおそれ  
前記 2 (1)エで述べた「おそれ」と同様のおそれが生ずる。

オ 会計検査院の公式見解であると国民一般に受け取られるなどのおそれ

申告書に記録された当該検査の結果等に関する情報は、事実関係の把握が不十分な段階における未成熟な情報であって、このような情報が開示された場合には、当該情報が会計検査院の公式見解であると国民一般に受け取られ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあり、また、特定受検庁又はその他の関係者に不当に不利益を及ぼすおそれがある。

カ 検査担当者に対する外部の圧力・干渉等を招来するおそれ

会計検査院の職務の性質上、同院の正式な指摘事項等として公表されることを不都合とする外部から、同院又は同院の特定の検査事項に係る検査担当者に対して様々な働きかけ又は圧力・干渉等が行われる例は少なくない。

申告書に記録された特定の検査事項の検査担当者又は特定の検査箇所に対する実地検査の出張官を特定することができる会計検査院職員の名等に関する情報の開示は、当該検査担当者（出張官）に対する外部からの様々な働きかけ又は圧力・干渉等を招来するなどして厳正かつ効果的な検査の実施に支障を及ぼし、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあり、また、特定の検査事項の検査担当者又は特定の検査箇所に対する実地検査の出張官個人としての権利利益を

害するおそれがある。

(3) 本件対象文書 2 に記録された情報の不開示情報該当性

ア 具体的な検査事項・検査の内容等に関する情報の不開示情報該当性  
上記(2)を踏まえ、本件対象文書 2 に記録された情報のうち、具体的な検査事項・検査の内容等に関する情報の不開示情報該当性について検討すると、以下のとおりである。

(ア) 法第 5 条第 6 号(イ及び柱書き) 該当性

前記(2)アないしエで述べたおそれが生ずることから、当該情報は、「国の機関」が行う「事務」に関する情報(法第 5 条第 6 号柱書き)であって、公にすることにより、「検査」に係る「事務」に関し、「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」(同号イ)及び「当該事務」の「性質上」、「当該事務」の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」(同号柱書き)に該当する。

(イ) 法第 5 条第 5 号 該当性

また、具体的な検査事項・検査の内容等に関する情報が開示された場合には、前記(2)ア、ウ、エ及びオで述べたおそれが生ずることから、当該情報は、「国の機関」の「内部又は相互間」における「審議、検討又は協議に関する情報」であって、公にすることにより、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」、「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」及び「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」があるもの(法第 5 条第 5 号)に該当する。

イ 出張官(主任官を除く。)の官職・氏名及び個人印の印影の不開示情報該当性

また、前記(2)を踏まえ、本件対象文書 2 に記録された情報のうち、出張官(主任官を除く。)の官職・氏名及び個人印の印影の不開示情報該当性について検討すると、以下のとおりである。

(ア) 法第 5 条第 6 号(イ及び柱書き) 該当性

出張官(主任官を除く。)の官職・氏名及び個人印の印影が開示された場合には、前記(2)カで述べたおそれが生ずることから、当該情報は、「国の機関」が行う「事務」に関する情報(法第 5 条第 6 号柱書き)であって、公にすることにより、「検査」に係る「事務」に関し、「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」

(同号イ)及び「当該事務」の「性質上」、「当該事務」の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」(同号柱書き)に該当する。

(イ) 法第5条第1号該当性

出張官(主任官を除く。)の氏名及び個人印の印影は、「個人に関する情報」であって、「特定の個人を識別することができるもの」(法第5条第1号本文)に該当する。

そして、このような情報が開示された場合には、前記(2)力で述べたおそれが生ずることから、当該情報は、法第5条第1号本文に規定する不開示情報に該当する。

ウ 部分開示の適否

本件対象文書2に記録された情報のうち不開示とした部分は、ひとまとまりの情報すなわち最小限の有意な情報であるから、これをさらに細分化して部分開示することは妥当ではない。

4 本件対象文書3に記録された情報の不開示情報該当性等

(1) 本件対象文書3に記録された情報の内容・性質等

ア 観点別検査実施記録票

19検査年次以降、各検査担当者は、会計実地検査を終了した後、実地検査の対象とした事務事業について、検査の観点及び批難態様を記載した観点別検査実施記録票を作成することとされており、上席調査官(年金担当)では、国民年金事業に係る検査において調査官等名、検査箇所、検査実施年月日、検査項目、検査内容、観点及び態様の各事項を主な記載内容としている。

イ 本件対象文書3に記録された情報の内容・性質

観点別検査実施記録票は、各検査担当者が検査実施年月日ごとに、実地検査の実施直後という検査過程の初期の段階において作成する文書であり、よって、本件対象文書3に記録された情報は、検査過程の初期の段階における精度不十分な情報(未成熟な情報)であり、公表にはなじまないものである。また、当該情報から推知することが可能な具体的な検査の着眼点、検査手法等に関する情報は、現在又は将来の検査過程における会計検査の厳正かつ効果的な実施の観点から公表になじまないものである。

(2) 本件対象文書3に記録された情報が開示された場合のおそれ

上記(1)を踏まえれば、本件対象文書3が開示され、これに記録された具体的な検査事項・検査の内容等に関する情報及び検査担当者の氏名

が明らかとされた場合には、次のアないしオのおそれがある。

ア 具体的な検査の着眼点、検査手法等に関する情報が外部に流出するおそれ

前記 2 (1)ウで述べた「おそれ」と同様のおそれが生ずる。

イ 受検庁の会計検査に対する理解と協力の前提を掘り崩すおそれ

前記 2 (1)アで述べた「おそれ」と同様のおそれが生ずる。

ウ 受検庁による不適切な会計検査対応を招来するおそれ

前記 2 (1)イで述べた「おそれ」と同様のおそれが生ずる。

エ 公正・慎重な審理・判断の確保に支障を及ぼすおそれ

前記 2 (1)エで述べた「おそれ」と同様のおそれが生ずる。

オ 検査担当者に対する外部の圧力・干渉等を招来するおそれ

前記 3 (2)カで述べた「おそれ」と同様のおそれが生ずる。

(3) 本件対象文書 3 に記録された情報の不開示情報該当性

ア 具体的な検査事項・検査の内容等に関する情報の不開示情報該当性  
上記(2)を踏まえ、本件対象文書 3 に記録された情報のうち、具体的な検査事項・検査の内容等に関する情報の不開示情報該当性について検討すると、以下のとおりである。

(ア) 法第 5 条第 6 号 (イ及び柱書き) 該当性

このような情報が開示された場合には、前記(2)アないしエで述べたおそれが生ずることから、当該情報は、「国の機関」が行う「事務」に関する情報(法第 5 条第 6 号柱書き)であって、公にすることにより、「検査」に係る「事務」に関し、「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」(同号イ)及び「当該事務」の「性質上」、「当該事務」の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」(同号柱書き)に該当する。

(イ) 法第 5 条第 5 号該当性

また、このような情報が開示された場合には、前記(2)ア、イ及びエで述べたおそれが生ずることから、当該情報は、「国の機関」の「内部又は相互間」における「審議、検討又は協議に関する情報」であって、公にすることにより、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」及び「特定の者に不当に利益を与え」るおそれがあるもの(法第 5 条第 5 号)に該当する。

イ 検査担当者の氏名の不開示情報該当性

また、前記(2)を踏まえ、本件対象文書 3 に記録された情報のうち、

検査担当者の氏名の不開示情報該当性について検討すると、以下のとおりである。

(7) 法第5条第6号(イ及び柱書き)該当性

前記(2)オで述べたおそれが生ずることから、当該情報は、「国の機関」が行う「事務」に関する情報(法第5条第6号柱書き)であって、公にすることにより、「検査」に係る「事務」に関し、「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」及び「当該事務」の「性質上」、「当該事務」の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当する。

(1) 法第5条第1号該当性

検査担当者の氏名は、「個人に関する情報」であって、「特定の個人を識別することができるもの」(法第5条第1号本文)に該当する。

そして、このような情報が開示された場合には、前記(2)オで述べたおそれが生ずることから、当該情報は、法第5条第1号本文に規定する不開示情報にも該当する。

ウ 部分開示の適否

本件対象文書3に記録された情報のうち、不開示とした部分は、ひとまとまりの情報、すなわち、最小限の有意な情報であるから、これをさらに細分化して部分開示することは妥当ではない。

5 諮問庁の所見

以上のことから、本件不開示決定(原処分の変更による一部不開示決定を含む。)の処分は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

平成20年	3月10日	諮問書の收受
同年	6月19日	諮問庁から意見書を收受
同年	7月 3日	諮問庁の職員(会計検査院第2局上席調査官(年金担当)ほか)からの口頭説明の聴取、本件対象文書の見分及び審議
同年	9月 3日	審議
同年	10月 8日	審査請求人からの口頭意見陳述の聴取及び審議
平成21年	4月23日	審議

同年 5月27日 審議  
同年 7月 1日 審議  
同年 9月 1日 諮問庁から追加意見書を収受  
同年 9月 9日 諮問庁の職員（会計検査院第2局厚生労働  
検査第4課長ほか）からの口頭説明の聴取  
及び審議  
同年10月14日 審議  
同年12月 9日 審議  
平成22年 3月10日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 諮問の経緯及び当審査会の判断の対象について

本件開示請求は、補正後請求によると、国民年金法による保険料の強制徴収が正しく処理されていたかの検査資料、保険料の滞納処分の時の納付書は正しく業務勘定に収入される用紙であったかの検査資料、納付書の管理に関する検査資料に対してなされたものである。処分庁は、これに該当する文書として、本件対象文書1を特定した上で、不開示とする原処分を行った。

処分庁では、この不開示決定に対する審査請求の後、補正前請求の趣旨を踏まえるなどして検討したところ、本件対象文書2及び本件対象文書3を保有していることが明らかになったため、審査請求人にこれらについても対象文書として開示を求める旨の確認を行った上で、これらを対象文書に含めてその一部を開示する変更処分を行った。

そして、諮問庁は、審査請求人の了解を得て、原処分に加えて、変更処分も審査請求の対象に含めるよう審査請求書を補正した。

したがって、審査請求人は、原処分に加えて、変更処分のうち不開示とした部分の決定の取消しを求めているため、両処分を対象として、以下、その可否を検討することとする。

### 2 本件対象文書1に記録された情報の不開示情報該当性等

#### (1) 本件対象文書1について

本件対象文書1はすべて、16、19検査年次の検査過程において、特定の検査事項に関し、会計検査院が社会保険庁本庁等から取得した各種の検査資料又は同院が作成した検査資料である。

#### (2) 会計検査院の検査及び検査の結果等の取扱い等について

一般に、会計検査院の検査、検査の結果等の取扱い及びこれらに関する情報の取扱い等については、次のような事情が認められる。

## ア 会計検査院の検査

会計検査院が行う検査は、捜査機関による捜索、差押えのように直接的・物理的な強制力の行使を伴うものではなく、同院では、検査過程において、受検庁に対し、口頭での説明や意見交換に加え、同院が指定した形式に基づく各種の検査資料の作成・提出を求めるなどして、事実関係の把握等を行っている。

そして、上記のような検査の結果、会計経理上の疑義が生じた場合には、会計検査院が把握し、整理した事実関係、検査上生じた疑義、当該事態及びその発生原因に関する所見等を記載した質問文書を受検庁に発遣し、質問文書に対する受検庁の回答を回答文書として受領することなどの過程を通じて、受検庁と継続的に討議を行っている。

これにより、会計検査院では、事実関係の正確な把握に努めるとともに、当該事態の発生とその是正改善についての第一次的な責任と権限を有する受検庁との間で事態の認識や評価の共有を図り、真の発生原因の究明、実効ある是正改善方策の追求等を図っている。

## イ 検査の結果等の取扱い

実施した検査の結果等の取扱いについて、会計検査院では、内閣から独立して国等の会計検査を担当する専門機関としての同院の指摘等が及ぼす影響の大きさなどにかんがみ、同院内部に何段階にもわたる慎重な審理・判断の過程を設け、様々な観点から審議を行っている。そして、会計検査院では、これら各段階における審議を経て最終的に検査官会議の議決を経た検査の結果等のみを決算検査報告に掲記するなどし、正式な指摘事項等として公表することとしている。

## ウ 検査過程及び審理・判断の過程における情報の不公表の取扱い

会計検査院では、上記ア及びイのような検査過程及び検査の結果等に対する審理・判断の過程を設けている意義を十全なものとするよう、すなわち、十分な情報・資料の収集、受検庁との率直な意見交換・討議等を確保し、また、外部からの不当な圧力・干渉等を排除し、中立的な立場から厳正かつ公正に検査及び審理・判断を行うことができるよう、これらの過程における情報は外部に公表しないという立場をとっている。

また、会計検査院では、特定の検査事項に関し、検査過程において収集、作成等される検査資料に記録された情報を公にすれば、検査事項、検査内容、検査の着眼点のほか、具体的な検査手法等が明らかになり、検査の実施及び検査の結果等の審理・判断に支障が生ずるおそ

れがあるとしている。

## エ 会計検査における受検庁との協力関係

会計検査院が検査を遂行する上において、同院と受検庁とは、検査を実施する者と検査を受ける者という立場での緊張関係に立つ一方で、国等の会計経理の適正を期し、かつ、是正を図るという会計検査の目的を達成するため、一定の信頼関係・協力関係にもあるものと考えられる。

そして、前記イのように、会計検査院の正式な検査の結果等（指摘事項等）とされるのは、検査過程及び所定の審理・判断の過程を経て決算検査報告に掲記するなどされたもののみであるというのが同院の取扱いであり、この最終的な意思決定に至るまでの間においては、問題とされた事態について、事実関係の認識及びこれに対する評価を共有するなどのため、同院と受検庁との間で十分な情報・資料に基づいて率直な意見交換及び様々な角度からの十分な討議を行い、それらも踏まえて慎重な審理・判断を行うことが必要とされている。

このため、検査過程において、検査資料の作成・提出、質問文書と回答文書の授受等を通じて行われる会計検査院と受検庁との間での資料等の提出及び討議については、十分な情報・資料の提供、率直な意見交換等を確保することが必要となる。このようなことから、会計検査院と受検庁の間では、特定の検査事項に関して提出される検査資料や質問文書・回答文書の内容等は、そのまま外部に公表されるものではないという信頼の下で、その提出及び授受等が行われているものと認められる。

このような会計検査院と受検庁の間における信頼を前提とする検査過程及び検査の結果等に関する審理・判断の過程における不公表の取扱いは、現在又は将来の検査過程における十分な情報・資料の提供及び収集と率直な意見交換等を確保する上で理由のないものではないと認められる。

### (3) 不開示情報該当性について

当審査会において本件対象文書を見分するなどして調査したところ、本件対象文書1は、会計検査院の一定の検査上の関心ないし検査の目的に基づいて収集・整備が行われた検査資料であり、この種別・内容からは、同院の検査事項、検査内容、検査の着眼点、具体的な検査手法等を端的に読み取ることができるものである。

このため、これらの情報が公になり、社会保険庁本庁等以外の受検庁

一般に知られることとなった場合には、会計検査院が現在又は将来において同種・類似の検査を行う場合の検査の着眼点、具体的な検査手法等が明らかになり又は推認され、受検庁においていわゆる検査対策を講ずることを容易にするなどして、現在又は将来における厳正かつ効果的な検査の実施に支障が生ずるおそれがあると認められる。

また、本件の検査資料が公にされると、検査過程等における検査の結果等に関する情報の不公表の取扱いに対する受検庁の信頼を損ない、今後の検査の実施に当たり、会計検査院と受検庁との間での十分な情報・資料の提供及び収集、率直な意見交換等に支障が生ずるおそれがあると認められる。

さらに、諮問庁は、上記のような支障は、本件の検査に直接関係する受検庁に対してのみ生ずるものではなく、現在又は将来における他の受検庁一般との関係においても生じ得ると主張している。すなわち、会計検査院によって検査資料が公にされたという事実をとらえ、検査過程等の不公表の取扱いに対する信頼が崩れたとし、これを理由ないし口実として他の受検庁から検査に対する十分な協力が得られなくなるおそれがあり、同院とこれら受検庁との間での十分な情報・資料の提供及び収集、率直な意見交換等に支障が生ずるおそれがあるなどと主張している。

受検庁によっては、検査の結果等が決算検査報告に掲記されるなどして公表されることを極力回避しようとするなどの場合には、資料の提出に難色を示したり、周到な検査対策を施したりといった不適切な会計検査対応が行われることもあるという事情を考慮すると、このような諮問庁の主張も決して理由のないものではないと考えられる。

そして、会計検査院には、検査によって正確な事実を把握し、不適切な事態を単に摘発するだけでなく、その真の発生原因を究明して、その是正改善を促すという積極的な機能が期待されている。このため、通常、事実関係等について最もよく知り得る立場にあり、また、当該事態の発生とその是正改善についての第一次的な責任と権限を有している受検庁との間で十分な情報・資料の提供及び収集、率直な意見交換等を行うことは、会計検査にとって必須のものと認められる。

したがって、受検庁との間における十分な情報・資料の提供及び収集、率直な意見交換等に支障が生じた場合には、会計検査院において、十分な情報に基づいて正確な事実関係を把握し、真の発生原因を究明するとともに、実効ある是正改善方策を追求することなどに支障が生ずるおそれがあると認められる。

以上のことから、本件対象文書 1 に記録された情報は、この情報を公にすることにより、法第 5 条第 6 号イに規定する「検査」「に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」があると認められることから、同条第 5 号該当性等について判断するまでもなく、法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

### 3 本件対象文書 2 に記録された情報の不開示情報該当性等

#### (1) 本件対象文書 2 について

本件対象文書 2 は、16 年 7 月 26 日から同年 7 月 30 日までの間に上席調査官（年金担当）が厚生労働本省外 3 箇所について実施した会計実地検査に係る申報書である。

#### (2) 会計実地検査における打合せ事項と申報書

会計検査院が行う検査の過程において重要な役割を占めるのが、実際に検査箇所を赴いて実施する会計実地検査であり、実地検査の結果、違法・不当であると判断した事態、又は違法・不当ではないかとの疑義があり、引き続き検討する必要があると認めた事態があった場合には、実地検査の最終日等に同院と受検庁との間で行われる打合せの場で、打合せ事項としてそのような事態の概要等について通告することとされている。諮問庁の説明によれば、会計検査院が実地検査において検査の端緒をつかみ、当該実地検査の終了後も検査を継続する必要があると認めた事態等がある場合には、必ずこの打合せの場において、今後の検査継続等について受検庁に対し通告することとしているとのことである。そして、このような実地検査の打合せにおいて受検庁に対し通告した打合せ事項等が、申報書において検査所見の概況等として記載され、会計検査院の上層部にまで報告されることとなるものであり、この申報書には、添書、出張日割表等、目次及び申報事項等を記載することとされている。

#### (3) 不開示情報該当性について

##### ア 添書の不開示部分

当審査会において本件対象文書を見分するなどして調査したところ、当該不開示部分は、主任官を除く出張官の官職、氏名及び個人印の印影（以下「出張官の氏名等」という。）であり、これらは、出張官に係る法第 5 条第 1 号本文に規定する個人に関する情報であって、本件実地検査に従事した者を特定することができるものであると認められる。

諮問庁は、出張官の氏名等が開示されることにより、検査担当者に

対する外部の圧力・干渉等を招来するなどして、厳正かつ効果的な検査の実施に支障を及ぼし、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあり、また、特定の検査事項の検査担当者又は特定の検査箇所に対する実地検査の出張官個人としての権利利益を害するおそれがあると主張している。

しかし、本件においては、出張官の人数等をかながみると、出張官の氏名等を公にすることにより直ちに特定の検査事項の担当者が明らかになるとはいえないことなどから、外部の関係者等から当該出張官に対する不当な圧力・干渉等を招来するおそれがあるとは認められない。

このため、出張官の氏名等は、法第5条第6号イ及び柱書きに規定する不開示情報に該当するとは認められない。

また、公務員の氏名については、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日付け情報公開に関する連絡会議申合せ）により特段の支障の生ずる場合を除き、公にするものとされ、また、その場合は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報として取り扱うこととされており、本件においては、前記のとおり、特段の支障の生ずるおそれがあるとは認められないことから、出張官の氏名等のうち氏名及び個人印の印影は、法第5条第1号ただし書イに該当する。

さらに、出張官の氏名等のうち官職については、公務員の職務の遂行に係る情報のうち、当該公務員の職に係る部分であることから、法第5条第1号ただし書八に該当する。

したがって、出張官の氏名等は開示することが妥当である。

#### イ 出張日割表等の不開示部分

当審査会において本件対象文書を見分するなどして調査したところ、当該不開示部分は、出張箇所、実地検査を行った年月日並びに検査結果の打合せの日時、場所及び主な当局者の職氏名が記録されている出張日割表等の出張箇所欄のうち、出張箇所名に追加して記録された情報である。

諮問庁は、この追加して記録されている情報は具体的な検査事項・検査の内容等に関する情報であり、このような情報が開示されることにより、受検庁の会計検査に対する理解と協力の前提を掘り崩すおそれ、受検庁の不適切な会計検査対応を招来するおそれ、具体的な検査

の着眼点、検査手法等に関する情報が外部に流出するおそれ、公正・慎重な審理・判断の確保に支障を及ぼすおそれがあると説明している。

しかし、この部分には、上席調査官（年金担当）の当該検査箇所に対する検査の実施状況が抽象的に記録されているに過ぎず、仮に公にしたとしても、具体的な検査事項・検査の内容等に関する情報が明らかになるとは認められない。

したがって、この部分に記録された情報は、法第5条第5号、同条第6号イ及び柱書きに規定する不開示情報に該当せず、開示することが妥当である。

#### ウ 目次及び申報事項の不開示部分

当審査会において本件対象文書を見分するなどして調査したところ、当該不開示部分は、目次のうち、検査の方針の項目に係る記載、目次であることを示す記載及び頁番号であることを示す記載、申報事項のうち、検査の方針の表題、並びに表のうち、出張箇所の名称の記載部分、これに係る書式部分及びこれらの直下の行を除いた部分である。

申報事項の部分には、検査所見の概況等として打合せ事項等を記載するとされていることから、当該不開示部分が開示された場合には、本件実地検査における打合せ事項等の有無が明らかになることになる。そして、打合せ事項等の有無に関する情報を公にした場合、以下のように、会計検査院の検査の実施に支障が生ずるおそれがあると認められる。

(ア) 実地検査の過程においては、各検査担当者は、受検庁に対し、多くの質問を投げかけたり、疑問を提示したり、注意を行ったりするのが通常であるが、そのすべてが実地検査の最終日等に行われる打合せの場で打合せ事項として通告されるわけではない。すなわち、打合せ事項とされるのは、各検査担当者が検査の過程で行った多くの質問、疑問、注意等に係る事態のうち、重要性が高いものであったり、今後検査を継続する必要があると判断されたものであったりする事態に限られるのであって、検査箇所によっては、このような打合せ事項とされるべき事態がないという場合も必ずしも少なくないとのことである。

このような事情を踏まえると、打合せ事項として正式に通告される事態があるか否かということは会計検査院にとっても受検庁にと

っても重大な問題であり、また、何らかの打合せ事項があったというだけで、受検庁が一定の社会的非難を受ける場合があることも否定できない。一方、打合せは、実地検査の実施直後という検査過程のごく初期の段階において行われるものであり、打合せで通告された事態やそれについての見解は、その後の検査、受検庁との意見交換、会計検査院内における審議等によってさらに検討が加えられるべき精度不十分なものであって、打合せ事項がそのまま同院が公表する正式な指摘事項等となるものではない。

前記2(2)ウのとおり、会計検査院では、検査過程等における情報について外部に公表しないという立場をとっており、同院と受検庁との間では、検査過程における検査の結果等に関する情報は、外部に公表されるものではないという信頼の下で、問題とされた事態について、十分な情報・資料を提供及び収集し、それらに基づいて率直に意見を交換し、様々な角度から討議を行っているものと認められる。

このため、申報事項のうち不開示とされている部分が開示され、打合せ事項等の有無に関する情報が公にされると、検査過程等における検査の結果等に関する情報の不公表の取扱いに対する受検庁の信頼を損ない、今後の検査の実施に当たり、会計検査院と受検庁との間での十分な情報・資料の提供及び収集、率直な意見交換等に支障が生ずるおそれがあると認められる。

さらに、諮問庁は、上記のような支障は、本件実地検査に直接関係する受検庁に対してのみ生ずるものではなく、現在又は将来における他の受検庁一般との関係においても生じ得ると主張している。すなわち、会計検査院によって検査過程等の途上にある情報の内容が公にされたという事実をとらえ、検査過程等の不公表の取扱いに対する信頼が崩れたとし、これを理由ないし口実として他の受検庁から検査に対する十分な協力が得られなくなるおそれがあり、同院とこれら受検庁との間での十分な情報・資料の提供及び収集、率直な意見交換等に支障が生ずるおそれがあるなどと主張している。

受検庁によっては、検査の結果等が決算検査報告に掲記されるなどして公表されることを極力回避しようとするなどの場合には、資料の提出に難色を示したり、周到な検査対策を施したりといった不適切な会計検査対応が行われることもあるという事情を考慮すると、このような諮問庁の主張も決して理由のないものではないと考

えられる。

そして、会計検査院には、検査によって正確な事実を把握し、不適切な事態を単に摘発するだけでなく、その真の発生原因を究明して、その是正改善を促すという積極的な機能が期待されている。このため、通常、事実関係等について最もよく知り得る立場にあり、また、当該事態の発生とその是正改善についての第一次的な責任と権限を有している受検庁との間で十分な情報・資料の提供及び収集、率直な意見交換等を行うことは、会計検査にとって必須のものと認められる。

したがって、受検庁との間における十分な情報・資料の提供及び収集、率直な意見交換等に支障が生じた場合には、会計検査院において、十分な情報に基づいて正確な事実関係を把握し、真の発生原因を究明するとともに、実効ある是正改善方策を追求することなどに支障が生ずるおそれがあると認められる。

- (イ) 申報事項のうち検査の方針の部分については、打合せ事項等の有無にかかわらず、常に記載されることとされていて、その記載から打合せ事項等の有無が直ちに明らかになるわけではない。しかし、検査の方針の部分には、表形式で、本件実地検査に係る出張箇所の名称及びそれに対する具体的な検査の方針、すなわち、重点的に検査することとしている検査項目、これに準じて着眼することとしている検査項目、当該出張箇所について特に着眼した検査項目等の別に、その具体的な検査項目及び検査項目ごとの勢力配分比が記録されており、このうち具体的な検査の方針を記載すべき部分及びこれに係る書式部分のうち重点項目、これに準じる項目等の別を示す記述（これらの部分に係る枠線を含む。）については表の後半部分に当たることから、これらを開示すると、申報事項のうち検査の方針が記録されている部分の範囲が明らかになってしまうことになる。そして、本件申報書については、申報事項が記録されている部分は全部で130枚であることが明らかにされているため、そのうち検査の方針が記録されている部分の範囲が明らかになれば、それより後の部分の有無により、結果的に検査所見の概況等として記録された打合せ事項等の有無が推認されてしまうこととなると認められる。

さらに、上記の具体的な検査の方針に関する情報が仮に公にされた場合には、同種・類似の検査を行うことが予想される出張箇所に

において、当該重点事項や勢力配分の大きい事項等に的を絞っていわゆる検査対策を講じることを容易にしたり、検査の実施に対して不当な圧力・干渉等を招来したりするなどのおそれがあると認められる。

したがって、上記(ア)及び(イ)に記述したとおり、本件申報書の目次及び申報事項の部分のうち不開示とされている部分に記載されている情報は、公にすることにより、法第5条第6号イに規定する「検査」「に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」があると認められることから、同条第5号該当性等について判断するまでもなく、法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

#### 4 本件対象文書3に記載された情報の不開示情報該当性等

##### (1) 本件対象文書3について

本件対象文書3は、19検査年次に国民年金事業について実施した会計実地検査に係る観点別検査実施記録票である。

##### (2) 不開示情報該当性について

当審査会において本件対象文書を見分するなどして調査したところ、当該不開示部分は、本件対象文書3のうち、検査項目、検査内容、観点、態様の各欄の記録及び検査を担当した調査官等名の欄の記録である。

##### ア 検査項目、検査内容、観点、態様の各欄の不開示部分

当該不開示部分のうち検査項目、検査内容、観点、態様の各欄に記載された情報からは、会計検査院の具体的な検査事項、検査の観点、検査の着眼点等を知り又は推認することが可能である。

このため、これらの情報が公になり、社会保険庁本庁等以外の受検庁一般に知られることとなった場合には、会計検査院が現在又は将来において同種・類似の検査を行う場合の検査の観点・着眼点、検査手法等が明らかになり又は推認され、受検庁においていわゆる検査対策を講じることを容易にするなどして、現在又は将来における厳正かつ効果的な検査の実施に支障が生ずるおそれがあると認められる。

したがって、これらの情報は、公にすることにより、法第5条第6号イに規定する「検査」「に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」があると認められることから、同条第5号該当性等について判断するまでもなく、法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

#### イ 調査官等名の欄の不開示部分

当該不開示部分のうち検査を担当した調査官等名の欄に記録されている情報からは、実地検査を行った者を特定することができるものと認められる。

会計検査院と受検庁及びその関係者は、検査を実施するものと検査を受けるもの及びその関係者という立場で緊張関係にあり、検査の結果、指摘等を受けた場合には、受検庁及びその関係者にとって金銭の返還、弁償等の経済的負担につながることもあるほか、一定の社会的非難を受けることも少なくないところである。このようなことからすると、会計検査院に対しては、指摘等を免れようとするなどして、常に外部から不当な圧力・干渉等が加えられるおそれがあり、実際、そのように外部からの様々な働きかけ又は不当な圧力・干渉等が加えられた例も存在するとの諮問庁の説明は十分理解できるものである。

そして、本件開示決定により本件対象文書3は国民年金事業に対する実地検査を実施した際に作成されたものであることが明らかとなっており、また、本件対象文書3に記録された各社会保険事務所等の名称も明らかとなっているため、その各社会保険事務所等の実地検査を行った調査官等の氏名が明らかとなれば、上記のとおり、当該社会保険事務所等又は当該事業に関係を有する外部の関係者等から当該調査官等に対して不当な圧力・干渉等を招来するおそれがあると認められる。なお、本件対象文書3に記録された実地検査自体は既に終了しているものの、会計検査の継続性・反復性からすると、当該調査官等に対する上記のような圧力・干渉等は、当該実地検査や当該検査年次の終了後であっても生じ得るものと考えられる。

そして、このような事態が生じた場合には、当該調査官等に限らず、現在又は将来の検査過程における検査担当者一般の検査活動を萎縮させるおそれもあると認められる。

したがって、当該不開示部分のうち、調査官等の氏名は、この情報を公にすることにより、法第5条第6号イに規定する「検査」「に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」があると認められることから、同条第1号該当性等について判断するまでもなく、法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

#### 5 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、会計検査院が国民年金の強制徴収について検査を行っている

のであれば、それに関係する書類を開示すべきであると主張している。これは、本件対象文書1から3までについて、その不開示とされている部分を開示することが、会計検査院が国民年金の強制徴収について適正に検査を行ったことに対する説明責任を果たすことになるという公益に合致することから、法第7条に規定する公益上の理由による裁量的開示を行うべき場合に当たるといふ趣旨の主張を含むものとも解される。

しかし、前記2から4までで述べたように、これらの部分のうち、3において開示すべきとした箇所以外の部分を公にした場合、会計検査院の検査担当者ないし出張官に対して不当な圧力・干渉等を招来したり、検査過程等における検査の結果等に関する情報の不公表の取扱いに対する受検庁の信頼が損なわれたりして、同院の検査の実施に軽視できない支障を及ぼすおそれがある。

したがって、法第7条の規定を適用して本件申報書のうちなお不開示とされている部分を開示することに、これらの不利益を上回る利益があると認めるに足るだけの公益上の必要性が特にあるとは認められず、審査請求人の主張は採用することができない。

その他、審査請求人は種々の主張をするが、いずれも当審査会の結論を左右するものとは認められない。

#### 6 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、諮問庁が不開示とすべきであるとしている部分のうち、「第1」に記載した部分は開示することが妥当であると判断した。

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会

委員 小木 曾 国 隆

委員 河 野 正 男

委員 早 坂 禧 子

## 別紙

### 1 本件対象文書1の詳細

ア 補正後請求のうち「国民年金法による保険料の強制徴収が正しく処理されていたかの検査資料」として、

- ・平成15年度決算検査報告の特定検査状況「国民年金事業の実施状況について」(以下「15年度特定」という。)における国民年金保険料の強制徴収の検査に係る関係文書(資料)
- ・平成18年度決算検査報告の特定検査状況「国民年金事業における被保険者資格の適用、保険料収納等の実施状況について」(以下「18年度特定」という。)における国民年金保険料の強制徴収の検査に係る関係文書(資料)

イ 補正後請求のうち「保険料の滞納処分の時の納付書は正しく業務勘定に収入される用紙であったかの検査資料、納付書の管理に関する検査資料」として、

- ・平成18年度決算検査報告の厚生労働省に係る不正行為「職員的不正行為による損害が生じたもの」(以下「18年度不正行為」という。)における長野社会保険事務局長野南社会保険事務室及び福岡社会保険事務局小倉南社会保険事務所の検査に係る関係文書(資料)

### 2 本件対象文書2及び本件対象文書3の詳細

ア 補正前請求のうち「国民年金法による保険料の強制徴収が正しく処理されていたかの検査記録」として、

- ・15年度特定における国民年金保険料の強制徴収の検査に係る「会計実地検査申報書(16年7月26日から同年7月30日までの間に厚生労働本省外3箇所について実施したもの、上席調査官(年金担当)に係るもの)」(本件対象文書2)
- ・18年度特定における国民年金保険料の強制徴収の検査に係る「観点別検査実施記録票」(本件対象文書3)

イ 補正前請求のうち「保険料の滞納処分の時の納付書は正しく業務勘定に収入される用紙であったかの検査記録、納付書の管理に関する検査記録」として、

- ・18年度不正行為における長野社会保険事務局長野南社会保険事務室の検査に係る「観点別検査実施記録票」(本件対象文書3)